大学機関別認証評価

自 己 評 価 書

令和３年６月

神戸大学

目　　次

Ⅰ　大学の現況、目的及び特徴 ・・・

工学部 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 151
農学部 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 165
海洋政策科学部 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 179
人文学研究科 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 193
国際文化学研究科 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 208
人間発達環境学研究科 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 223
法学研究科 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 238
経済学研究科 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 252
経営学研究科 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 269
理学研究科 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 283
医学研究科 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 298
保健学研究科 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 313
工学研究科 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 327
システム情報学研究科 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 342
農学研究科 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 357
海事科学研究科 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 372
国際協力研究科 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 386
科学技術イノベーション研究科 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 400
国際教養教育院 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 414
国際文化学部 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 428
発達科学部 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 442
海事科学部 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 456

Ⅰ　大学の現況、目的及び特徴

1　現況

（1）大学名　神戸大学

（2）所在地　兵庫県神戸市

（3）教育研究上の基本組織

学士課程	文学部、国際人間科学部、法学部、経済学部、経営学部、理学部、医学部、工学部、農学部、海洋政策科学部
大学院課程	人文学研究科、国際文化学研究科、人間発達環境学研究科、法学研究科、経済学研究科、経営学研究科、理学研究科、医学研究科、保健学研究科、工学研究科、システム情報学研究科、農学研究科、海事科学研究科、国際協力研究科、科学技術イノベーション研究科、国際教養教育院

（4）学生数及び教員数（令和３年５月１日現在）

学生数	学部11,493人、大学院4,493人
教員数	専任教員数：1,327人、助手数：32人

①神戸大学の使命等

【使命】
神戸大学は、開放的で国際性に富む固有の文化の下、「真摯・自由・協同」の精神を発揮し、人類社会に貢献するため、 普遍的価値を有する「知」を創造するとともに、人間性豊かな指導的人材を育成することを使命としている。

【憲章】
以下の憲章を定めている。
・研究憲章　https://www.kobe-u.ac.jp/info/outline/mission-vision/research-charter.html
・ 教育憲章　https://www.kobe-u.ac.jp/info/outline/mission-vision/educational-charter.html
・ 環境憲章　https://www.kobe-u.ac.jp/info/outline/mission-vision/environmental-charter.html

【ビジョン】
神戸大学は、「学理と実際の調和」を理念とし、進取と自由の精神がみなぎる学府である。この伝統を発展させ、様々な連携・融合の力を最大限に発揮する卓越研究大学として世界最高水準の教育研究拠点を構築し、現代及び未来社会の課題を解決するための新たな価値の創造に挑戦し続ける。

具体的には、社会科学分野・理系分野双方に強みを有する伝統と特色を生かし、文系・理系という枠にとらわれない先端研究を推進し、他大学・研究機関とも連携して、新たな学術領域を開拓・展開する。同時に、学部と大学院のつながりを強化し、先端研究の臨場感のなかで学生が創造性と学識を深めることを重視する。また、海外中核大学と共同研究や連携教育の重層的な交流を図り、世界各地から優秀な人材が集まり、世界へ飛び出していくハブ・キャンパスとしての機能を飛躍的に高める。これらの教育研究を社会と協働して推進し、先端的技術の開発と社会実装の促進を通じて人類に貢献するとともに、地球的諸課題を解決するために先導的役割を担う人材を輩出する。

以上の教育研究における様々な連携・融合を高い次元で同時に実現するために、個と組織の調和を図る環境整備と組織改革を行い、神戸大学全構成員の力を結集して学術の新境地を切り拓く。（出典：https://www.kobe-u.ac.jp/info/outline/mission-vision/index.html）

②学部の基本理念と目的

文学部
広い知識を授けるとともに、言葉及び文化、人間の行動並びに歴史及び社会に関する教育研究を行い、人間文化及び現代社会に対する深い教養、専門的知識、柔軟な思考力並びに豊かな表現能力を有する人材を養成することを目的とする。（神戸大学文学部規則）

国際人間科学部
グローバルイシューを深い人間理解と他者への共感をもって解決し、「グローバル共生社会」の実現に貢献する「協働型グローバル人材」を養成することを目的とする。（神戸大学国際人間科学部規則）

法学部
広く知識を授けるとともに、法学・政治学の教育研究を行い、幅広い教養及び法学・政治学の専門的知識を身に付け、ますます高度に専門化した社会における要請に対応しうる問題解決能力を有する人材及び急激に進展しつつある国際的環境のもと、法的・政治的な領域について国際的な貢献を行う能力を有する人材を養成することを目的とする。（神戸大学法学部規則）

経済学部
広く知識を授けるとともに、経済学に関する人類の知見を継承し、創造的に発展させることを通じて、豊かな人間性を涵養する教育研究を行い、経済学を中心とした広範な学問分野における高い専門性及び論理的思考力を持つ人材、幅広い教養及び協同の精神を有し、広く社会に貢献する人材並びに国際的な視野を持ち、世界で活躍できる人材を養成することを目的とする。（神戸大学経済学部規則）

経営学部
わが国における経営学・会計学・商学の中核的教育研究拠点(Center of Excellence)として、その各分野における先端的な教育研究を行い、経営学・会計学・商学の領域において幅広い知識とそれを基盤とした専門的能力を身に付け、人間性、創造性、国際性に優れ、次世代の知識・産業社会において知的リーダーシップを発揮できる人材の育成を目的とする。（神戸大学経営学部規則）

理学部
自然科学の基礎である理学諸分野を探求することによって自然の理解を深め、社会の進歩に貢献することを教育研究上の目的とする。（神戸大学理学部規則）

医学部
　医学科
広い知識を授けるとともに、医学・生命科学分野の教育研究を行い、高度な専門的知識・技術を身に付けさせ、高い倫理観並びに旺盛な探究心と想像力を有する「科学者」としての視点を持つ医師及び医学・生命科学における先端的・学際的研究を推進する研究者を養成することを目的とする。（神戸大学医学部規則）
　保健学科
広い知識を授けるとともに、総合保健医療の創造及び実践に向けた研究を行い、保健医療福祉チームの中で協働して人々の健康を支え、国内外の医療及び人類の幸福に貢献することのできる高度な専門的知識、技術及び豊かな人間性を有する医療人並びに問題を発見し解決していくために必要な科学的・論理的思考、創造的探求心及び研究志向性を有する医療人の養成を目的とする。（神戸大学医学部規則）

工学部
各学科の専門分野について幅広い知識及び学際的視点を有する人材、特に複眼的視野を有する創造性豊かな人材を養成するため、専門性、学際性及び実践性を重視した教育研究を行うことを目的とする。（神戸大学工学部規則）

農学部
広範な知識を授けるとともに、食料・環境・健康生命に代表される農学の諸課題を探求することによって、持続共生社会を構築するための技術及び知的基盤の創成を教育研究上の目的とする。（神戸大学農学部規則）

海洋政策科学部
海洋基礎科学分野、海洋応用科学分野、海洋ガバナンス分野及び海技士養成に係る商船学分野を対象とした教育研究を行い、人間と海との関わりに関する深い洞察力を身に付け、海洋の科学的探求、海洋環境の保全、海洋の持続可能な開発・利用と海事・海洋産業の発展、海洋に係る法秩序の安定、国際的協調と総合的管理に貢献し、将来の海洋立国を牽引する「海のグローバルリーダー」及び「海のエキスパート」となり得る人材を育成することを目的とする。（神戸大学海洋政策科学部規則）

③研究科の基本理念と目的

人文学研究科
人類がこれまで蓄積してきた人間及び社会に関する古典的な文献の原理論的研究並びにフィールドワークを重視した社会文化の動態的分析を通じ，新たな社会的規範及び文化の形成に寄与する教育研究を行うことを目的とする。（神戸大学大学院人文学研究科規則）

国際文化学研究科
現代世界における異文化間の相互作用並びにグローバル化による文化の変容及びコミュニケーションに関わる諸問題を学際的に究明することを教育研究上の目的とし，これらの問題に深い異文化理解能力及び自在なコミュニケーション能力をもって対応し得る，豊かな学識及び創造的な研究能力を備えた人材を養成することを目的とする。（神戸大学大学院国際文化学研究科規則）

人間発達環境学研究科
人間の発達及びそれを取り巻く人間環境に関わる応用的・実践的教育研究活動に主体的に参加し，これを推進する中核的な人材の養成を行うことを目的とする。（神戸大学大学院人間発達環境学研究科規則）

法学研究科
各専攻における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は，次のとおりとする。
(1)　法学政治学専攻
前期課程においては，法学・政治学の基礎的・応用的研究とともに，研究・教育に従事する国内外の次世代の法学・政治学研究者の養成，学部段階以上の法学・政治学の知識を有し，豊かな問題解決能力を備えた人材の養成，現代社会の法律，政治及び政策問題に対処しうる応用的・実際的・総合的な解決能力を有する社会人の教育，より専門性の高い分野で活躍できる職業法曹等の養成及び継続教育を目的とする。
後期課程においては，実務法律専攻を修了した者も含め，次世代研究者の研究・教育能力のさらなる深化，前期課程において行った研究を踏まえ，より高度な問題解決能力を有する専門職業人の養成を目的とする。
(2)　実務法律専攻(専門職学位課程)
法の応用的研究とともに，基本的な法領域に関して深い知識及び豊かな応用力を有する職業法曹並びに基本的な法領域に関する知識に加え，ビジネス・ローを中心とした先端的法分野についての知識及び能力を有する職業法曹の2種類の法曹を中心としつつ，先端的な研究に裏打ちされた，国際性・専門性に富んだ職業法曹を養成することを目的とする。（神戸大学大学院法学研究科規則）

経済学研究科
経済学に関する人類の知見を継承し，創造的に発展させることを通じて，経済学の進歩及び人類の幸福に資することを目的とした教育研究を行うことを目的とする。（神戸大学大学院経済学研究科規則）

経営学研究科
わが国における経営学・会計学・商学の中核的教育研究拠点(Center of Excellence)として，その各分野における先端的な教育研究を行うことを目的とする。（神戸大学大学院経営学研究科規則）

理学研究科
自然科学の基礎である理学諸分野を探究することによって自然認識の深化を図り，もって社会の知的基盤の形成に貢献するための教育研究を行うことを目的とする。（神戸大学大学院理学研究科規則）

医学研究科
各専攻における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は，次のとおりとする。
(1) バイオメディカルサイエンス専攻
バイオメディカルサイエンス及び医学の先端的・学際的研究を推進するとともに，同分野における優れた研究者，教育者及び関連する産業分野において高度の専門的な学識をもって活躍できる人材の養成を目的とする。
(2) 医科学専攻
医学・生命科学領域における高度で先端的・学際的研究を推進するとともに，将来，医学・生命科学を担う優れた医学研究者並びにリサーチマインド及び高度な臨床技能を兼ね備えた臨床医(高度職業人)の養成を目的とする。（神戸大学大学院医学研究科規則）

保健学研究科
人々の健康を身体的，社会的，倫理的側面から総合的に捉え，総合保健医療の創造及び実践に向けた研究を行うことを目的とする。（神戸大学大学院保健学研究科規則）

工学研究科
各専攻分野の幅広い知識及び学際的視点を有する人材，特に複眼的視野を有する創造性豊かな高度専門職業人並びに創造性及び国際性を有する研究者・高等教育機関の教員等を養成するため，専門性，学際性及び実践性を重視した教育研究を行う。（神戸大学工学研究科規則）

システム情報学研究科
システムの解析・統合の基礎となるシステム科学，情報の創出・処理・利用に寄与する情報科学，高性能計算技術とその諸科学・工学への応用を追求する計算科学の各専攻分野を柱として，システム情報（自然から工学，社会までの広範なシステムに内在する意味のある情報をいう。）を核に，新たな知識・価値の創出を目指す新しい学問領域の創成・展開を図るとともに，これに貢献する豊かな創造性と国際感覚を有する人材を養成するための教育研究を行うことを目的とする。（神戸大学大学院システム情報学研究科規則）

農学研究科
食料・環境・健康生命に代表される農学の諸課題を探求することによって，持続共生社会を構築する高度な技術と知的基盤の創成に貢献するための教育研究を行うことを目的とする。（神戸大学大学院農学研究科規則）

海事科学研究科
海・船を舞台にした地球規模の人間活動に関わる輸送・情報・エネルギー・環境保全等の問題を，自然科学及び社会科学を高度に連携させた科学的なアプローチによって解決することを目指した教育・研究を行うことを目的とする。（神戸大学大学院海事科学研究科規則）

国際協力研究科
国際社会の発展に貢献しうる優秀な人材を養成するため，専門性，学際性及び実践性を重視した教育研究を行うことを目的とする。（神戸大学大学院国際協力研究科規則）

科学技術イノベーション研究科
先端科学技術の基礎研究，応用研究はもとより，技術開発から事業化までを視野に入れたイノベーションの創出を目的とした教育研究を行うことを目的とする。（神戸大学大学院科学技術イノベーション研究科規則）

３　特徴

神戸大学は、明治３５（１９０２）年、神戸大学の前身である神戸高等商業学校の開学以来、「学理と実際の調和」という理念を掲げ、「知」の創造と社会で活躍する人材の養成に取り組んでおり、令和４（２０２２）年に創立１２０周年を迎える。国際性豊かな総合大学として、１０の学部と１５の大学院で構成されており、人文・人間科学系、社会科学系、自然科学系、生命・医学系の４つの学術系列において着実に成長を重ねてきている。

この伝統と社会科学分野・理科系諸分野の双方に強みを有する特色を発展させ、神戸大学長期ビジョンとして「先端研究・文理融合研究で輝く卓越研究大学」へ進化することを目指している。

（１）教育に関する特徴

平成２８年に、学士課程の学生を「自ら地球的課題を発見しその解決にリーダーシップを発揮できる人材（課題発見・解決型グローバル人材）」として育成することを目標に、教養教育を大きく改革した。「複眼的に思考する能力」「多様性と地球的課題を理解する能力」「協働して実践する能力」という３つの能力を、本学の学生が卒業までに身につけるべき「神戸スタンダード」と定義し、従来の「教養原論」を再編した。

文系、理系を問わず、数理的思考に基づいて解析・問題解決を行う能力や、データサイエンスを活用して新たな価値を生み出し、有用なシステム構築につなげる能力を育成するために、平成２９年に、専門分野を超えて、全学的・組織的な教育を行う機能を有する組織として、数理・データサイエンスセンターを設立し、数理・データサイエンスの基礎を身に付けることができる標準カリキュラムコースを全ての学部において実施している。また、学部・大学院一貫プログラムやダブル・ディグリー・プログラムなど国際通用力を有する質の高いプログラムを展開しており、IFEEK（経済学部・経済学研究科）、KIMERA（経営学部・経営学研究科）といった学部大学院一貫プログラムを充実させている。

（２）研究に関する特徴

神戸大学ビジョンの実現に向けて、平成２８年に先端融合研究環を設置し、分野融合研究プロジェクトを推進し、新たな学術領域の開拓、研究成果の社会実装が可能な体制を整備し、学長のリーダーシップによる文理の枠を超えた一体的かつ戦略的な先端融合研究を推進してきた。

学術研究の効率的な支援と研究成果の社会への還元を積極的に行うためにリサーチ・アドミニストレーション機能を付加し、基礎研究から社会実装までを一貫した体制で推進する学術・産業イノベーション創造本部を平成２８年に設立し、学術研究推進部門、産学連携・知財部門、社会実装デザイン部門の３部門を設け、教員の競争的資金獲得や研究力強化の支援、産学連携研究、知財管理、組織的共同研究、新産業創出・機能強化プロジェクトを強力に推進している。令和２年度からは、産官学連携本部を設置するとともに学術・産業イノベーション創造本部を再編し、研究成果を文理融合で社会実装・事業化に取り組むことができる体制として産官学連携本部に「オープンイノベーション推進部門」を設置して専門職人材によるプロジェクトマネジメントを行っている。

イノベーションの創出について、特にバイオエコノミー領域において、イノベーションシステム整備事業「先端融合領域イノベーション創出拠点形成プログラム」でのS評価をはじめとして、大型事業の採択・高評価を得るとともに、大学発ベンチャーを立ち上げ国内外の大手ベンチャーキャピタルからの多額の出資も獲得している。このほか、国際医療ロボット開発をはじめとした医工連携、世界初の画像診断システム「マイクロ波マンモグラフィ」の開発など、社会の評価を得るイノベーションや社会課題の解決につながる先端研究の成果を創出している。

（３）社会との連携に関する特徴

次世代バイオ医薬品製造技術研究組合への参画並びに、バイオロジクス研究・トレーニングセンター、先端膜工学研究推進機構などの社団法人の設立、医療産業が集積する神戸ポートアイランド地区における本学施設の拡充により、協調領域で多数の企業・団体が連携して研究を推進するだけでなく、該当分野における人材育成プログラムを実施することで、さらに競争領域の個別共同研究へ発展させるイノベーション・ハブ・キャンパス・モデルを構築している。

また、阪神・淡路大震災の経験から地域歴史資料学の構築・確立に注力しており、市民参加型の歴史資料のネットワークの構築と活用、文化財防災体制の構築を発展させ、兵庫県のみならず熊本地震(2016年)や広島県豪雨災害(2018年)でも知見を提供し、資料保存に貢献している。

その他にも、本学の複数の研究科が連携し、運動教室、検査（認知機能検査、健康度評価）、情報提供をパッケージにした認知症予防プログラムを開発し、神戸市、兵庫県等と連携し、老人ホーム入居者や一般市民を対象にプログラムを提供している。

Ⅱ　基準ごとの自己評価

領域１　教育研究上の基本組織に関する基準

：「該当なし」

基準１－１　教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目１－１－１］ 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	・自己評価書の「Ⅰ　大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要		
	・前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第２号（その１の１）基本計画書）		
	1-1-1-01 基本計画書 H28科学技術イノベーション研究科M		
	1-1-1-02 設置計画の概要 H29国際人間科学部		
	1-1-1-03　基本計画書 H30科学技術イノベーション研究科D		
	1-1-1-04 設置計画の概要 H30法学研究科		
	1-1-1-05 基本計画書 R3海洋政策科学部		
	・共同教育課程を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目1-1-1］
（平成28年４月　科学技術イノベーション研究科修士課程設置の経緯）
　学際領域における先端科学技術の研究開発能力とともに、知的財産化、生産技術開発、市場開拓までの学術的研究成果の事業化プロセスをデザインするアントレプレナーシップを兼ね備えた理系人材、すなわち我が国における革新的イノベーションの創出という産業界からの期待にも応えうる技術と経営を俯瞰できる人材を養成することを目的とし、平成28年度に設置した。

［分析項目1-1-1］
（平成29年４月　国際人間科学部設置の経緯）
　グローバルイシュー（現代社会が地球規模での協働を通して取り組まなければならない課題）を深い人間理解と他者への共感をもって解決し、世界の人が多様な境界線を越えて共存できる「グローバル共生社会」の実現に貢献する「協働型グローバル人材」を養成することを目的とし、平成29年度に設置した。

［分析項目1-1-1］
（平成30年４月　科学技術イノベーション研究科博士課程後期課程設置の経緯）
　学際領域における先端科学技術の研究開発能力に加えて、知財化、生産技術開発、市場開拓までの学術的研究成果の事業化プロセスをデザインできる企業家精神（アントレプレナーシップ）を兼ね備えた理系人材、すなわち我が国における革新的イノベーションの創出という産業界からの期待にも応えうる技術と経営を俯瞰できる人材（科学技術アントレプレナー）を養成することを目的とし、平成30年度に設置した。

［分析項目1-1-1］
（平成30年４月　法学研究科法学政治学専攻設置の経緯）
　博士課程前期課程においては、法学・政治学それぞれの方法論と全般的な基礎知識を修得し、博士課程後期課程への進学に必要な能力及び知見を備え、又は官民の実務界において当該分野の先端的水準の能力及び知見を備えた人材を養成することを目的とし、博士課程後期課程においては、法学・政治学の特定の専攻分野において深い専門知識に精通し、独創的研究を行う人材を養成し、当該人材が、大学や高等研究機関等において当該分野の高度な教育研究に従事し、その発展に主導的役割を果たすとともに、その成果を世界に及ぼし、人類の進歩と発展に寄与すること、また、官民実務界のリーダーとして世界水準の新たな実務分野や方法を開拓する人材を養成することを目的とし、平成30年度に設置した。

[分析項目1-1-1]
（令和３年４月　海洋政策科学部設置の経緯）
　人間と海との関わりに関する深い洞察力を有するとともに、海洋の持続可能な開発・利用と海洋環境の保全、海洋産業の発展、海洋の科学的探求、海洋に係る法秩序の安定、国際的協調と総合的管理に貢献し、将来の海洋立国を牽引する「海のグローバルリーダー」或いは「海のエキスパート」となり得る人材を育成するために、令和3年度に設置した。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準１－２　教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目１－２－１］ 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること	・認証評価共通基礎データ様式		
	認証評価共通基礎データ様式		
［分析項目１－２－２］ 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	・教員の年齢別・性別内訳（別紙様式１－２－２）		
	1-2-2_教員の年齢別・性別内訳		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準１－３　教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目１－３－１］ 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	・教員組織と教育組織の対応表（別紙様式１－３－１）		
	1-3-1 教員組織と教育組織の対応表		
	1-3-1-01 国立大学法人神戸大学学則	p.1～3（2条の2、3条、4条、5条）、p.6（25条の2）	
	1-3-1-02 国立大学法人神戸大学の教員組織に関する規則		
	1-3-1-03_教員組織と教育組織対応イメージ		
	・組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01 国立大学法人神戸大学学則	p.1～3（2条の2、3条、4条、5条）、p.6（25条の2）	再掲
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	p.1～3（3～5条）	
	1-3-1-05 神戸大学教育推進機構規則	p.1（3条）	
	1-3-1-02 国立大学法人神戸大学の教員組織に関する規則		再掲
	・責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01 国立大学法人神戸大学学則	p.5（15条の2、17条、17条の2）	再掲
	1-3-1-05 神戸大学教育推進機構規則	p.2（第5条、第6条、第8条）	再掲
	1-3-1-02 国立大学法人神戸大学の教員組織に関する規則		再掲
	・責任者の氏名が分かる資料		
	1-3-1-06 神戸大学役職者名簿(教育系)(令和3年4月1日)		
［分析項目１－３－２］ 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式１－３－２）		
	1-3-2 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・教授会等の組織構成図、運営規定等		
	1-3-2-01 神戸大学教授会規則		
	1-3-2-02 神戸大学文学部教授会規程		
	1-3-2-03 神戸大学大学院人文学研究科教授会規程		
	1-3-2-04 神戸大学国際人間科学部教授会規程		
	1-3-2-05 神戸大学国際人間科学部教授会における審議事項の取扱い		
	1-3-2-06 神戸大学国際人間科学部運営会議内規		

	1-3-2-07　神戸大学大学院国際文化学研究科教授会規程		
	1-3-2-08 神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授会規程		
	1-3-2-09 神戸大学法学部教授会規程		
	1-3-2-10 神戸大学大学院法学研究科教授会規程		
	1-3-2-11 神戸大学経済学部教授会規程		
	1-3-2-12_神戸大学大学院経済学研究科教授会規程		
	1-3-2-13 神戸大学大学院経済学研究科等運営会議内規		
	1-3-2-14 神戸大学経営学部教授会規程		
	1-3-2-15 神戸大学大学院経営学研究科教授会規程		
	1-3-2-16 神戸大学理学部教授会規程		
	1-3-2-17 神戸大学大学院理学研究科教授会規程		
	1-3-2-18 神戸大学医学部教授会規程		
	1-3-2-19_神戸大学医学部医学科会議内規		
	1-3-2-20 神戸大学医学部保健学科会議内規		
	1-3-2-21 神戸大学大学院医学研究科教授会規程		
	1-3-2-22 神戸大学大学院保健学研究科教授会規程		
	1-3-2-23 神戸大学大学院保健学研究科教授会運営内規		
	1-3-2-24 神戸大学工学部教授会規程		
	1-3-2-25 神戸大学大学院工学研究科教授会規程		
	1-3-2-26 神戸大学大学院工学研究科教授会・運営会議運営要項		
	1-3-2-27 神戸大学大学院システム情報学研究科教授会規程		
	1-3-2-28 神戸大学大学院システム情報学研究科教授会運営要項		
	1-3-2-29 神戸大学農学部教授会規程		
	1-3-2-30 神戸大学大学院農学研究科教授会規程		
	1-3-2-31 神戸大学海洋政策科学部教授会規程		
	1-3-2-32 神戸大学大学院海事科学研究科教授会規程		
	1-3-2-33 神戸大学大学院海事科学研究科教授会内規		
	1-3-2-34 神戸大学大学院国際協力研究科教授会規程		
	1-3-2-35 神戸大学大学院科学技術イノベーション研究科教授会規程		

［分析項目１－３－３］ 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること	・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式１－３－３）		
	1-3-3 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・組織構成図、運営規定等		
	1-3-3-01 国立大学法人神戸大学教育研究評議会規則		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

Ⅱ　基準ごとの自己評価

領域２　内部質保証に関する基準　　：「該当なし」

基準２－１　【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目２－１－１］ 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下、「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式２－１－１）		
	2-1-1_内部質保証に係る責任体制等一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 神戸大学における内部質保証の基本的な考え方		
	2-1-1-02 神戸大学内部質保証指針		
	1-3-3-01 国立大学法人神戸大学教育研究評議会規則		再掲
	2-1-1-03 神戸大学評価委員会規則		
［分析項目２－１－２］ それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	・教育研究上の基本組織一覧（別紙様式２－１－２）		
	2-1-2_教育研究上の基本組織一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 神戸大学における内部質保証の基本的な考え方		再掲
	2-1-1-02 神戸大学内部質保証指針		再掲
	2-1-2-01 教育の内部質保証に関する自己点検・評価実施要項		
	2-1-2-02 教育の内部質保証に係る自己点検・評価の実施に関する内規		
	2-1-2-03 大学院人文学研究科及び文学部における教育の内部質保証の体制･手順に関する内規		
	2-1-2-04 神戸大学国際人間科学部における教育活動の内部質保証に係る体制及び手順に関する内規		
	2-1-2-05 神戸大学大学院国際文化学研究科等における教育の内部質保証の体制・手順に関する内規		
	2-1-2-06 神戸大学大学院人間発達環境学研究科における教育活動の内部質保証の体制・手順に関する内規		
	2-1-2-07 神戸大学大学院法学研究科・法学部における教育の内部質保証の体制・手順に関する内規		
	2-1-2-08 神戸大学大学院経済学研究科及び神戸大学経済学部における教育の内部質保証の体制・手順に関する内規		
	2-1-2-09 経営学研究科及び経営学部における教育の内部質保証の体制・手順に関する申合せ		
	2-1-2-10 大学院理学研究科及び理学部における教育の内部質保証の体制・手順に関する内規		
	2-1-2-11 神戸大学医学研究科及び医学部医学科における教育の内部質保証の体制・手順に関する内規		
	2-1-2-12 保健学研究科及び医学部保健学科における教育の内部質保証の体制・手順に関する内規		

	2-1-2-13 工学部における教育の内部質保証の体制・手順に関する内規		
	2-1-2-14 工学研究科における教育の内部質保証の体制・手順に関する内規		
	2-1-2-15 システム情報学研究科における教育の内部質保証の体制・手順に関する内規		
	2-1-2-16 神戸大学農学部・大学院農学研究科における教育の内部質保証の体制・手順に関する内規		
	2-1-2-17 海洋政策科学部、海事科学部及び海事科学研究科における教育の内部質保証の体制・手順に関する申合せ		
	2-1-2-18 国際協力研究科における教育の内部質保証の体制・手順に関する内規		
	2-1-2-19 科学技術イノベーション研究科における教育の内部質保証の体制・手順に関する内規		
	2-1-2-20 国際教養教育院における教育の内部質保証の体制･手順に関する内規		
	・評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の名義で作成されたもの。）		
［分析項目２－１－３］ 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること	・質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式２－１－３）		
	2-1-3 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-02 神戸大学内部質保証指針		再掲
	2-1-3-01 神戸大学施設マネジメント委員会規則		
	2-1-3-02 神戸大学情報委員会規程		
	2-1-3-03 神戸大学におけるICT活用推進に関する規則		
	2-1-3-04_神戸大学附属図書館運営委員会規程		
	2-1-3-05 神戸大学学生の支援に関する規則		
	2-1-3-06 神戸大学学生委員協議会規程		
	2-1-3-07 神戸大学留学生委員会規則		
	2-1-3-08 神戸大学入学試験委員会規則		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準２－２　【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目２－２－１］ それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること （１）学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること （２）教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること （３）学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	・明文化された規定類		
	2-1-2-01 教育の内部質保証に関する自己点検・評価実施要項		再掲
	2-1-2-02_教育の内部質保証に係る自己点検・評価の実施に関する内規		再掲
［分析項目２－２－２］ 教育課程ごとの点検・評価において、領域６の各基準に照らした判断を行うことが定められていること	・教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式２－２－２）		
	2-2-2 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 神戸大学における内部質保証の基本的な考え方		再掲
	2-1-1-02_神戸大学内部質保証指針		再掲
	2-1-2-01 教育の内部質保証に関する自己点検・評価実施要項		再掲
	2-1-2-02 教育の内部質保証に係る自己点検・評価の実施に関する内規		再掲
	2-2-2-01 教育の内部質保証に関する点検リスト		
	2-1-2-03 大学院人文学研究科及び文学部における教育の内部質保証の体制･手順に関する内規		再掲
	2-1-2-04 神戸大学国際人間科学部における教育活動の内部質保証に係る体制及び手順に関する内規		再掲
	2-1-2-05 神戸大学大学院国際文化学研究科等における教育の内部質保証の体制・手順に関する内規		再掲
	2-1-2-06 神戸大学大学院人間発達環境学研究科における教育活動の内部質保証の体制・手順に関する内規		再掲
	2-1-2-07 神戸大学大学院法学研究科・法学部における教育の内部質保証の体制・手順に関する内規		再掲
	2-1-2-08 神戸大学大学院経済学研究科及び神戸大学経済学部における教育の内部質保証の体制・手順に関する内規		再掲
	2-1-2-09 経営学研究科及び経営学部における教育の内部質保証の体制・手順に関する申合せ		再掲
	2-1-2-10 大学院理学研究科及び理学部における教育の内部質保証の体制・手順に関する内規		再掲
	2-1-2-11 神戸大学医学研究科及び医学部医学科における教育の内部質保証の体制・手順に関する内規		再掲
	2-1-2-12 保健学研究科及び医学部保健学科における教育の内部質保証の体制・手順に関する内規		再掲
	2-1-2-13 工学部における教育の内部質保証の体制・手順に関する内規		再掲
	2-1-2-14 工学研究科における教育の内部質保証の体制・手順に関する内規		再掲

	2-1-2-15 システム情報学研究科における教育の内部質保証の体制・手順に関する内規		再掲
	2-1-2-16 神戸大学農学部・大学院農学研究科における教育の内部質保証の体制・手順に関する内規		再掲
	2-1-2-17 海洋政策科学部、海事科学部及び海事科学研究科における教育の内部質保証の体制・手順に関する申合せ		再掲
	2-1-2-18 国際協力研究科における教育の内部質保証の体制・手順に関する内規		再掲
	2-1-2-19 科学技術イノベーション研究科における教育の内部質保証の体制・手順に関する内規		再掲
	2-1-2-20 国際教養教育院における教育の内部質保証の体制･手順に関する内規		再掲
［分析項目２－２－３］ 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること	・自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式２－２－３）		
	2-2-3 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧		
	・明文化された規定類		
	2-2-3-01 施設及び設備に係る内部質保証実施要項		
	2-2-3-02 ICT 戦略に係る内部質保証実施要項		
	2-2-3-03 附属図書館における内部質保証実施要項		
	2-2-3-04 学生支援に係る内部質保証実施要項		
	2-2-3-05 留学生支援に係る内部質保証実施要項		
	2-2-3-06 入学者選抜に係る内部質保証実施要項		
［分析項目２－２－４］ 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること	・意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式２－２－４）		
	2-2-4 意見聴取の実施時期、内容等一覧		
	・明文化された規定類		
	2-2-4-01_学生による授業振り返りアンケート実施要領		
	2-2-4-02 全学共通項目による入学・進学時アンケート実施要領		
	2-2-4-03 全学共通項目による卒業・修了時アンケート実施要領		
	2-2-4-04 神戸大学学部学生による「学修の記録」実施要領		
	2-2-4-05 学生・教職員による教育懇談会実施要領		
	2-2-4-06 卒業・修了生アンケート実施要領		
	2-2-4-07 就職先機関インタビュー調査実施要領		
	2-2-3-01_施設及び設備に係る内部質保証実施要項	p.１（5条）	再掲
	2-2-3-02 ICT 戦略に係る内部質保証実施要項	p.１（5条）	再掲
	2-2-3-03 附属図書館における内部質保証実施要項	p.１（5条）	再掲
	2-2-3-04 学生支援に係る内部質保証実施要項	p.１(3～4条)	再掲

	2-2-3-05 留学生支援に係る内部質保証実施要項	p.1(3～5条)	再掲
	2-2-3-06 入学者選抜に係る内部質保証実施要項	p.1（5条）	再掲
［分析項目２－２－５］ 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること	・検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式２－２－５）		
	2-2-5 検討、立案、提案の責任主体一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01_神戸大学における内部質保証の基本的な考え方		再掲
	2-1-1-02 神戸大学内部質保証指針		再掲
	2-1-2-01 教育の内部質保証に関する自己点検・評価実施要項		再掲
	2-2-3-01 施設及び設備に係る内部質保証実施要項	p.1（4条）	再掲
	2-1-3-01 神戸大学施設マネジメント委員会規則	p.1（2条）	再掲
	2-2-3-02 ICT 戦略に係る内部質保証実施要項	p.1（4条）	再掲
	2-1-3-02 神戸大学情報委員会規程	p.1（3条）	再掲
	2-2-3-03_附属図書館における内部質保証実施要項	p.1（4条）	再掲
	2-1-3-04 神戸大学附属図書館運営委員会規程	p.1（2条）	再掲
	2-2-3-04 学生支援に係る内部質保証実施要項	p.1（4条）	再掲
	2-1-3-05 神戸大学学生の支援に関する規則	p.1（7条）	再掲
	2-2-3-05 留学生支援に係る内部質保証実施要項	p.1（4条）	再掲
	2-1-3-07 神戸大学留学生委員会規則	p.1（2条）	再掲
	2-2-3-06 入学者選抜に係る内部質保証実施要項	p.1（4条）	再掲
	2-1-3-08 神戸大学入学試験委員会規則	p.1（2条）	再掲

［分析項目２－２－６］ 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること	・実施の責任主体一覧（別紙様式２－２－６）		
	2-2-6 実施の責任主体一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 神戸大学における内部質保証の基本的な考え方		再掲
	2-1-1-02 神戸大学内部質保証指針		再掲
	2-1-2-01_教育の内部質保証に関する自己点検・評価実施要項		再掲
	2-2-3-01 施設及び設備に係る内部質保証実施要項	p.１（4条）	再掲
	2-1-3-01 神戸大学施設マネジメント委員会規則	p.１（2条）	再掲
	2-2-3-02 ICT 戦略に係る内部質保証実施要項	p.１（4条）	再掲
	2-1-3-02 神戸大学情報委員会規程	p.１（3条）	再掲
	2-2-3-03 附属図書館における内部質保証実施要項	p.１（4条）	再掲
	2-1-3-04 神戸大学附属図書館運営委員会規程	p.１（2条）	再掲
	2-2-3-04_学生支援に係る内部質保証実施要項	p.１（4条）	再掲
	2-1-3-05 神戸大学学生の支援に関する規則	p.１（7条）	再掲
	2-2-3-05 留学生支援に係る内部質保証実施要項	p.１（4条）	再掲
	2-1-3-07 神戸大学留学生委員会規則	p.１（2条）	再掲
	2-2-3-06 入学者選抜に係る内部質保証実施要項	p.１（4条）	再掲
	2-1-3-08 神戸大学入学試験委員会規則	p.１（2条）	再掲
［分析項目２－２－７］ 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 神戸大学における内部質保証の基本的な考え方		再掲
	2-1-1-02 神戸大学内部質保証指針		再掲
	2-1-2-01 教育の内部質保証に関する自己点検・評価実施要項		再掲
	2-2-3-01 施設及び設備に係る内部質保証実施要項	p.１（4条）	再掲
	2-1-3-01 神戸大学施設マネジメント委員会規則	p.１（2条）	再掲
	2-2-3-02 ICT 戦略に係る内部質保証実施要項	p.１（4条）	再掲
	2-1-3-02 神戸大学情報委員会規程	p.１（3条）	再掲
	2-2-3-03 附属図書館における内部質保証実施要項	p.１（4条）	再掲
	2-1-3-04 神戸大学附属図書館運営委員会規程	p.１（2条）	再掲
	2-2-3-04 学生支援に係る内部質保証実施要項	p.１（4条）	再掲
	2-1-3-05 神戸大学学生の支援に関する規則	p.１（7条）	再掲

	2-2-3-05 留学生支援に係る内部質保証実施要項	p.1（4条）	再掲
	2-1-3-07 神戸大学留学生委員会規則	p.1（2条）	再掲
	2-2-3-06 入学者選抜に係る内部質保証実施要項	p.1（4条）	再掲
	2-1-3-08 神戸大学入学試験委員会規則	p.1（2条）	再掲

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準２－３　【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目２－３－１］ 自己点検・評価の結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む）を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	・計画等の進捗状況一覧（別紙様式２－３－１）		
	2-3-1 計画等の進捗状況一覧		
［分析項目２－３－２］ 機関別内部質保証体制のなかで、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等		
	2-3-2-01 令和元年度「学修の記録」集計結果（全学）（非公表）	非公表	
	2-3-2-02 令和元年度「学修の記録」集計結果の分析について（非公表）	非公表	
	2-3-2-03 令和元年度卒業・修了時アンケート全学集計結果（非公表）	非公表	
	2-3-2-04 令和元年度卒業・修了時アンケート集計結果の分析について（非公表）	非公表	
	2-3-2-05 令和2年度入学・進学時アンケート全学集計結果（非公表）	非公表	
	2-3-2-06 令和2年度入学・進学時アンケート集計結果の分析について（非公表）	非公表	
	2-3-2-07 令和2年度前期授業振り返りアンケート全学集計結果（非公表）	非公表	
	2-3-2-08 令和2年度後期授業振り返りアンケート全学集計結果（非公表）	非公表	
	2-3-2-09 令和2年度学生・教職員による教育懇談会実施報告（学部生）（非公表）	非公表	
	2-3-2-10 令和2年度学生・教職員による教育懇談会実施報告（大学院生）（非公表）	非公表	
［分析項目２－３－３］ 機関別内部質保証体制のなかで、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等		
	2-3-2-01 令和元年度「学修の記録」集計結果（全学）（非公表）	非公表	再掲
	2-3-2-02 令和元年度「学修の記録」集計結果の分析について（非公表）	非公表	再掲
	2-3-2-03 令和元年度卒業・修了時アンケート全学集計結果（非公表）	非公表	再掲
	2-3-2-04 令和元年度卒業・修了時アンケート集計結果の分析について（非公表）	非公表	再掲
	2-3-2-05 令和2年度入学・進学時アンケート全学集計結果（非公表）	非公表	再掲
	2-3-2-06 令和2年度入学・進学時アンケート集計結果の分析について（非公表）	非公表	再掲
	2-3-2-07 令和2年度前期授業振り返りアンケート全学集計結果（非公表）	非公表	再掲
	2-3-2-08_令和2年度後期授業振り返りアンケート全学集計結果（非公表）	非公表	再掲
	2-3-2-09 令和2年度学生・教職員による教育懇談会実施報告（学部生）（非公表）	非公表	再掲
	2-3-2-10 令和2年度学生・教職員による教育懇談会実施報告（大学院生）（非公表）	非公表	再掲
	2-3-3-01 高校教員対象入試説明会アンケート集計（非公表）	非公表	
	・領域４、５、６の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。		

［分析項目２－３－４］ 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）	・該当する第三者による検証等の報告書		
	2-3-4-01 平成30年度実施法科大学院認証評価評価報告書		
	2-3-4-02 神戸大学大学院経営学研究科現代経営学専攻に対する認証評価結果		
	2-3-4-03 医学教育分野別評価評価報告書		
【特記事項】			
①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■　当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準２－４　教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目２－４－１］ 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	・明文化された規定類		
	1-3-3-01 国立大学法人神戸大学教育研究評議会規則		再掲
	2-4-1-01 国立大学法人神戸大学役員会規則		
	・新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料		
	2-4-1-02 第140回教育研究評議会議事要録・資料（イノベM設置）（非公表）	非公表	
	2-4-1-03 第146回教育研究評議会議事要録・資料（国際人間科学部設置）（非公表）	非公表	
	2-4-1-04 第169回教育研究評議会議事要録・資料（法学研究科改組）（非公表）	非公表	
	2-4-1-05 第171回教育研究評議会議事要録（イノベD設置1）（非公表）	非公表	
	2-4-1-06 第173回教育研究評議会議事要録・資料（イノベD設置2）（非公表）	非公表	
	2-4-1-07 第204回教育研究評議会議事要録・資料（海洋政策科学部設置）（非公表）	非公表	
	2-4-1-08_第128回教育研究評議会議事要録・資料（計算科学教育Ｃ設置）（非公表）	非公表	
	2-4-1-09 第132回教育研究評議会議事要録・資料（理学名称変更）（非公表）	非公表	
	2-4-1-10 第143回教育研究評議会議事要録・資料（大教機構改組）（非公表）	非公表	
	2-4-1-11 第149回教育研究評議会議事要録・資料（海洋底探査Ｃ設置）（非公表）	非公表	
	2-4-1-12 第151回教育研究評議会議事要録・資料（発達支援インス改組）（非公表）	非公表	
	2-4-1-13 第164回教育研究評議会議事要録・資料（ICCRC設置）（非公表）	非公表	
	2-4-1-14 第174回教育研究評議会議事要録・資料（数理・データ設置）（非公表）	非公表	
	2-4-1-15 第177回教育研究評議会議事要録・資料（内海域Ｃ改組）（非公表）	非公表	
	2-4-1-16 第191回教育研究評議会議事要録・資料（未来医工学Ｃ・海洋教育基盤Ｃ・先端膜Ｃ）（非公表）	非公表	
	2-4-1-17 第197回教育研究評議会議事要録・資料（Vスクール設置）（非公表）	非公表	

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準２－５　組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目２－５－１］ 教員の採用及び昇格等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	・教員の採用・昇任の状況（過去５年分）（別紙様式２－５－１）		
	2-5-1 教員の採用・昇任の状況（過去５年分）		
	・明文化された規定類		
	2-5-1-01 国立大学法人神戸大学教員選考基準（非公表）	非公表	
	2-5-1-02_国立大学法人神戸大学客員教授及び客員准教授選考基準（非公表）	非公表	
	2-5-1-03 神戸大学教員人事に関する基本方針（非公表）	非公表	
	2-5-1-04 人文学研究科の教員選考内規等（非公表）	非公表	
	2-5-1-05 国際文化学研究科の教員選考内規等（非公表）	非公表	
	2-5-1-06 人間発達環境学研究科の教員選考内規等（非公表）	非公表	
	2-5-1-07 法学研究科の教員等選考規則（非公表）	非公表	
	2-5-1-08 経済学研究科の教員選考内規等（非公表）	非公表	
	2-5-1-09 経営学研究科の教員選考内規等（非公表）	非公表	
	2-5-1-10 理学研究科の教員選考内規等（非公表）	非公表	
	2-5-1-11 医学研究科の教員選考内規等（非公表）	非公表	
	2-5-1-12 保健学研究科の教員選考内規等（非公表）	非公表	
	2-5-1-13 工学研究科の教員選考内規等（非公表）	非公表	
	2-5-1-14 システム情報学研究科の教員選考内規（非公表）	非公表	
	2-5-1-15 農学研究科の教員選考内規等（非公表）	非公表	
	2-5-1-16 海事科学研究科の教員選考内規等（非公表）	非公表	
	2-5-1-17 国際協力研究科の教員選考内規等（非公表）	非公表	
	2-5-1-18 科学技術イノベーション研究科の教員選考内規（非公表）	非公表	
	2-5-1-19 大学教育推進機構の教員選考内規等（非公表）	非公表	

	・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	・大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあっては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	2-5-1-20 公募文書（例）（非公表）	非公表	
	2-5-1-21 選考結果（例）（非公表）	非公表	
［分析項目２－５－２］ 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること	・教員業績評価の実施状況（別紙様式２－５－２）		
	2-5-2 教員業績評価の実施状況		
	・明文化された規定類		
	2-5-2-01 国立大学法人神戸大学教員活動評価実施規程（非公表）	非公表	
	2-5-2-02 国立大学法人神戸大学年俸制適用教員活動評価実施規程（非公表）	非公表	
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等）		
	2-5-2-03 神戸大学教員活動評価結果（非公表）	非公表	
	2-5-2-04 教員活動評価実施要項、評価報告書、評価結果（例）（非公表）	非公表	
［分析項目２－５－３］ 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること	・評価結果に基づく取組（別紙様式２－５－３）		
	2-5-3 評価結果に基づく取組		
	・反映される規定がある場合は明文化された規定類		
	2-5-2-01 国立大学法人神戸大学教員活動評価実施規程（非公表）	非公表　p.2(10～11条)	再掲
	2-5-2-02 国立大学法人神戸大学年俸制適用教員活動評価実施規程（非公表）	非公表　p.2(9～10条)	再掲
	2-5-3-01 国立大学法人神戸大学年俸制適用職員給与規程（非公表）	非公表　p.3～4(13条)	
	2-5-3-02 月給制における上位昇給候補者選考基準についての申合せ（非公表）	非公表	
	2-5-3-03 月給制における勤勉手当に係る勤務成績優秀者選考についての申合せ（非公表）	非公表	
	2-5-3-04_年俸制（退職手当支給型）における昇給区分についての申合せ（非公表）	非公表	
	2-5-3-05 年俸制（退職手当支給型）における成績区分についての申合せ（非公表）	非公表	

	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等）		
	2-5-2-01 国立大学法人神戸大学教員活動評価実施規程（非公表）	非公表	再掲
	2-5-2-02 国立大学法人神戸大学年俸制適用教員活動評価実施規程（非公表）	非公表	再掲
	2-5-3-01 国立大学法人神戸大学年俸制適用職員給与規程（非公表）	非公表	再掲
	2-5-3-02 月給制における上位昇給候補者選考基準についての申合せ（非公表）	非公表	再掲
	2-5-3-03 月給制における勤勉手当に係る勤務成績優秀者選考についての申合せ（非公表）	非公表	再掲
	2-5-3-04 年俸制（退職手当支給型）における昇給区分についての申合せ（非公表）	非公表	再掲
	2-5-3-05 年俸制（退職手当支給型）における成績区分についての申合せ（非公表）	非公表	再掲
［分析項目２－５－４］ 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）を組織的に実施していること	・ＦＤの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式２－５－４）		
	2-5-4 ＦＤの内容・方法及び実施状況一覧		
［分析項目２－５－５］ 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること	・教育支援者、教育補助者一覧（別紙様式２－５－５）		
	2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧		
	・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料		
	2-5-5-01 国立大学法人神戸大学事務組織規則		
	2-5-5-02 教務関係等事務組織図		
	2-5-5-03 教務関係等事務職員の配置状況		
	・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料		
	2-5-5-04 教育活動に関わる技術職員の配置状況		
	2-5-5-05 図書館専門職員の配置状況		
	・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置やＴＡ等の配置状況、活用状況が確認できる資料		
	2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧		再掲

［分析項目２－５－６］ 教育支援者、教育補助者が教育活動を展開するために必要な職員の担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること	・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式２－５－６）		
	2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧		
	・ＴＡ等の教育補助者に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料		
	2-5-6-01 神戸大学ティーチング・アシスタント実施要領		
	2-5-6-02 ティーチング・アシスタント制度の実施に関するガイドライン		
	2-5-6-03_神戸大学スチューデント・アシスタント実施要領		
	2-5-6-04 スチューデント・アシスタント制度の実施に関するガイドライン		
	2-5-6-05 神戸大学シニア・ティーチング・アシスタント実施要領		
	2-5-6-06 シニア・ティーチング・アシスタント制度の実施に関するガイドライン		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

Ⅱ　基準ごとの自己評価

領域３　財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

：「該当なし」

基準３－１　財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目３－１－１］ 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・直近年度の財務諸表		
	3-1-1-01_令和２年度財務諸表		
	3-1-1-02_令和２年度事業報告書		
	3-1-1-03_令和２年度決算報告書		
	・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書		
	3-1-1-04_令和２年度監査報告書（監事）		
	3-1-1-05_令和２年度監査報告書（会計監査人）		
［分析項目３－１－２］ 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	・予算・決算の状況（過去５年間分）がわかる資料（別紙様式３－１－２）		
	3-1-2_予算・決算の状況（過去５年間分）がわかる資料		
	・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類		
	3-1-2-01_【理由】予算・決算の状況（過去５年間分）がわかる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準３－２　管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目３－２－１］ 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。）		
	1-3-1-01 国立大学法人神戸大学学則		再掲
	2-4-1-01_国立大学法人神戸大学役員会規則		再掲
	3-2-1-01 国立大学法人神戸大学経営協議会規則		
	1-3-3-01 国立大学法人神戸大学教育研究評議会規則		再掲
	・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料		
	・役職者の名簿		
	1-3-1-06 神戸大学役職者名簿(教育系)(令和3年4月1日)		再掲
［分析項目３－２－２］ 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	・法令遵守事項一覧（別紙様式３－２－２） ・危機管理体制等一覧（別紙様式３－２－２）		
	3-2-2 法令遵守事項一覧、危機管理体制等一覧		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準３－３　管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目３－３－１］ 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	3-3-1 事務組織一覧		
	・根拠となる規定類		
	2-5-5-01 国立大学法人神戸大学事務組織規則		再掲
	・事務組織の組織図		
	3-3-1-01 事務組織の組織図		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準３－４　教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目３－４－１］ 教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること	・教職協働の状況（別紙様式３－４－１）		
	3-4-1 教職協働の状況		
	1-3-3-01 国立大学法人神戸大学教育研究評議会規則		再掲
	3-4-1-01 神戸大学大学教育推進機構大学教育推進委員会規程		
	2-1-3-08 神戸大学入学試験委員会規則		再掲
	2-1-3-06 神戸大学学生委員協議会規程		再掲
	2-1-3-07 神戸大学留学生委員会規則		再掲
	2-1-3-04 神戸大学附属図書館運営委員会規程		再掲
	2-1-3-01 神戸大学施設マネジメント委員会規則		再掲
	2-1-3-02 神戸大学情報委員会規程		再掲
	2-1-1-03 神戸大学評価委員会規則		再掲
［分析項目３－４－２］ 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（ＳＤ）を実施していること	・ＳＤの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式３－４－２）		
	3-4-2 ＳＤの内容・方法及び実施状況一覧		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準３－５　財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目３－５－１］ 監事が適切な役割を果たしていること	・監事に関する規定		
	3-5-1-01 国立大学法人神戸大学監事監査規則		
	・監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等）		
	3-1-1-04 令和２年度監査報告書（監事）		再掲
	3-5-1-02 令和3年度監事監査計画書		
	・監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果		
［分析項目３－５－２］ 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	・会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等）		
	3-5-2-01 監査計画概要説明書（非公表）	非公表	
	・財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等）		
	3-1-1-05_令和２年度監査報告書（会計監査人）		再掲
［分析項目３－５－３］ 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	・組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの）		
	3-5-3-01 国立大学法人神戸大学監査室規則		
	3-5-3-02 内部監査の実施手続		
	・内部監査に関する規定		
	3-5-3-03 国立大学法人神戸大学内部監査規程		
	・監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等）		
	3-5-3-04_内部監査報告書（非公表）	非公表	
［分析項目３－５－４］ 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること	・監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等）		
	3-5-4-01 令和2年度第1回三者懇談会		
	3-5-4-02 令和2年度第2回三者懇談会		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準３－６　大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目３－６－１］ 法令等が公表を求める事項を公表していること	・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式３－６－１）		
	3-6-1 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧		
【特記事項】			
①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■　当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ　基準ごとの自己評価

領域４　施設及び設備並びに学生支援に関する基準

：「該当なし」

基準４－１　教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目４－１－１］ 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	・認証評価共通基礎データ様式		
	認証評価共通基礎データ様式		
	・夜間の授業又は２以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式４－１－１）		
	4-1-1 夜間の授業又は２以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧		
［分析項目４－１－２］ 法令が定める実習施設等が設置されていること	・附属施設等一覧（別紙様式４－１－２）		
	4-1-2 附属施設等一覧		
	1-3-1-01_国立大学法人神戸大学学則		再掲
	4-1-2-01 工学研究科施設内規		
［分析項目４－１－３］ 施設・設備における安全性について、配慮していること	・施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式４－１－３）		
	4-1-3 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮状況		
	・施設・設備の整備（耐震化、バリアフリー化等）状況等が確認できる資料		
	4-1-3-01 国立大学法人等施設実態報告書（2020年度）	p. 128	
	4-1-3-02_キャンパスマスタープラン		
	4-1-3-03 神戸大学アクションプラン		
	4-1-3-04 神戸大学インフラ長寿命化計画（個別施設計画）		
	4-1-3-05 バリアフリーマップ		
	4-1-3-06 令和元年度施設整備補助事業等実績報告		
	4-1-3-07 学生アンケート		
	・安全・防犯面への配慮がなされていることが確認できる資料		
	4-1-3-08 外灯配置図		
	4-1-3-09 神戸大学特殊建築物等定期報告対象建物概要表		
［分析項目４－１－４］ 教育研究活動を展開する上で必要なＩＣＴ環境を整備し、それが有効に活用されていること	・学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）		
	4-1-4-01 令和2年度学術情報基盤実態調査票《コンピュータ及びネットワーク編》		
［分析項目４－１－５］ 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	・学術情報基盤実態調査（大学図書館編）		
	4-1-5-01 令和2年度学術情報基盤実態調査票《大学図書館編》		

［分析項目４－１－６］ 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	・自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式４－１－６）		
	4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧		
【特記事項】			
①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■　当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準４－２　学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目４－２－１］ 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	・相談・助言体制等一覧（別紙様式４－２－１）		
	4-2-1 相談・助言体制等一覧		
	・保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料		
	4-2-1-01 令和3年度学生生活案内		
	4-2-1-02 神戸大学保健管理センター規則		
	4-2-1-03 神戸大学キャリアセンター規則		
	4-2-1-04 神戸大学鶴甲第一キャンパス・大学院国際文化学研究科キャリアサポートセンター内規		
	4-2-1-05 神戸大学鶴甲第二キャンパス・大学院人間発達環境学研究科キャリアサポートセンター規程		
	4-2-1-06 神戸大学六甲台就職相談センター内規		
	4-2-1-07 神戸大学国際連携推進機構国際教育総合センター規程		
	4-2-1-08 神戸大学国際連携推進機構国際教育総合センター留学生教育部門のユニットに関する要項		
	・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）		
	4-2-1-09 国立大学法人神戸大学におけるハラスメントの防止等に関する規程		
	4-2-1-10_国立大学法人神戸大学におけるハラスメントの防止等に関する規程の運用について（非公表）	非公表	
	4-2-1-11 神戸大学のハラスメントに関する相談員の対応指針		
	4-2-1-01 令和3年度学生生活案内	p. 44～47	再掲
	・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料		
	4-2-1-01 令和3年度学生生活案内		再掲
	4-2-1-12 教育・学生生活 （大学HP）		
	4-2-1-13 【保健管理C】 「こころの健康相談」について		
	4-2-1-14 【保健管理C】 救急処置と「からだの健康相談」について		
	4-2-1-15 生活支援制度の学生への周知例（学生便覧等抜粋）		
	4-2-1-16_ 就職担当窓口等一覧（キャリアセンターHP）		

	・生活支援制度の利用実績が確認できる資料		
	4-2-1-17 【保健管理Ｃ】2020年度来所目的別利用者数（非公表）	非公表	
	4-2-1-18 令和2年度 キャリアアドバイザー相談集計		
	4-2-1-19 【東京オフィス】2021年3月来訪者数等		
	4-2-1-20 【キャンパスライフ支援C】活動報告2020		
［分析項目４－２－２］ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	・課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式４－２－２）		
	4-2-2 課外活動に係る支援状況一覧		
［分析項目４－２－３］ 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・留学生への生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式４－２－３）		
	4-2-3 留学生への生活支援の実施体制及び実施状況		
	・留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料		
	4-2-3-01 神戸大学外国人留学生ガイドブック2020		
	4-2-3-02 外国人留学生オリエンテーション実施要項（2020年度10月）		
	4-2-3-03 神戸大学留学生相談指導時間割（2020年度前期、後期）		
	4-2-3-04 兵庫国際交流会館における国際交流拠点推進事業パンフレット		
	4-2-3-05_2020年度兵庫国際交流会館における国際交流拠点推進事業実施資料集		
	4-2-3-06 2020年度グローバルジョブフェアポスター		
	4-2-3-07 日本入国にかかる手続きに関する留学生向け通知（日・英）		
	4-2-3-08 2020年度留学生チューター配置状況		
［分析項目４－２－４］ 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・障害のある学生等に対する生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式４－２－４）		
	4-2-4 障害のある学生等に対する生活支援の実施体制及び実施状況		
［分析項目４－２－５］ 学生に対する経済面での援助を行っていること	・経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式４－２－５）		
	4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧		
	・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料		
	4-2-1-01 令和3年度学生生活案内	p. 32～35	再掲
	4-2-5-01 独立行政法人日本学生支援機構（大学HP）		
	4-2-5-02 民間奨学団体・ 地方公共団体の奨学金制度（大学HP）		
	4-2-5-03 神戸大学独自の奨学金制度（大学HP）		
	4-2-5-04 民間奨学金募集一覧		
	4-2-5-05 地方奨学金募集一覧		

・日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料		
4-2-5-06 令和２年度日本学生支援機構等奨学金等利用実績		
・大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料		
4-2-1-01 令和3年度学生生活案内	p. 32～35	再掲
4-2-5-03 神戸大学独自の奨学金制度（大学HP）		再掲
4-2-5-07_2020年度神戸大学基金実施状況		
4-2-5-08 神戸大学基金緊急奨学生応募要項		
4-2-5-09 神戸大学基金奨学生募集要項（新１年次生）		
4-2-5-10 レンゴー奨学金（神戸大学基金）奨学生募集要項		
4-2-5-11 インソース給付型奨学金（神戸大学基金）奨学生募集要項		
4-2-5-12 2020年度畑利春基金奨学金（神戸大学基金）奨学生募集要項		
4-2-5-13 2020年度住友商事奨学金（神戸大学基金）奨学生募集要項		
4-2-5-14 神戸大学国際交流事業・学生受入れ事業（神戸大学基金等）の実施に関する取扱いについて		
4-2-5-15 神戸大学国際交流事業・学生派遣事業（神戸大学基金等）の実施に関する取扱いについて		
4-2-5-16_神戸大学外国人留学生後援会会則		
4-2-5-17 2020年度神戸大学外国人留学生後援会事業計画		
4-2-5-18 2020年度神戸大学外国人留学生後援会奨学金奨学生募集要項		
4-2-5-19 神戸大学基金外国人留学生教育支援事業募金趣意書		
4-2-5-20 【国際文化学研究科】緊急支援金（国際文化学研究科）に関する申合せ		
4-2-5-21 【医学部医学科】緊急奨学生募集要項		
4-2-5-22 【農学研究科】令和２年度農学研究科新型コロナウイルス感染症に係る新規渡日入学者支援制度要項		
4-2-5-23 【海事科学研究科】令和２年度前期奥野奨学金募集要項・願書（非公表）	非公表	
4-2-5-24 【海事科学研究科】令和２年度後期奥野奨学金募集要項・願書（非公表）	非公表	
4-2-5-25 【海事科学研究科】梅木信子奨学金募集要項（継続者）用（非公表）	非公表	

・入学料、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料		
4-2-5-26 神戸大学入学料免除及び徴収猶予取扱規程		
4-2-5-27 神戸大学入学料免除及び徴収猶予に関する選考基準		
4-2-5-28 令和２年度入学料免除について		
4-2-5-29 神戸大学授業料免除及び徴収猶予取扱規程		
4-2-5-30_神戸大学授業料免除に関する選考基準		
4-2-5-31 令和２年度 前期分 授業料免除選考資料総表		
4-2-5-32 令和２年度 後期分 授業料免除選考資料総表		
・学生寄宿舎を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料		
4-2-5-33 神戸大学学生寮規則		
4-2-5-34 神戸大学学生寮細則		
4-2-5-35 令和２年度入寮状況		
4-2-5-36_令和２年度入寮者数（ｲﾝﾀｰﾅｼｮﾅﾙﾚｼﾞﾃﾞﾝｽ・国際交流会館）		
4-2-5-37 神戸大学インターナショナル・レジデンス及び国際交流会館規則		
4-2-5-38 神戸大学インターナショナル・レジデンス及び国際交流会館細則		
4-2-5-39 神戸大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程	p.2（3条）	
・上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料		
4-2-5-40 帰国等学生への見舞金の支給について（非公表）	非公表	

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組４－２－Ａ］ ・ボランティア・社会貢献活動に係る支援、教育 キャリアセンター ボランティア支援部門による、ボランティア活動に係る支援や教育を行っている。	4-2-1-03_神戸大学キャリアセンター規則		再掲
	4-2-1-01 令和3年度学生生活案内	p. 54	再掲
［活動取組４－２－Ｂ］ ・育友会、卒業生等からの課外活動支援 課外活動に向けて、学生保護者で組織される育友会からの助成金による支援、また本学卒業生からの寄附金による課外活動設備の整備等を行っている。	4-2-B-01 令和２年度育友会助成費一覧（非公表）	非公表	
	4-2-B-02 令和２年度育友会助成費の申請方法について（非公表）	非公表	
	4-2-B-03 令和２年度神戸大学基金課外活動支援金支出一覧		
	4-2-B-04 神戸大学基金課外活動支援金支給要項		
	4-2-B-05 新型コロナウィルス感染回避による施設キャンセル料支援額一覧		
	4-2-B-06 陸上競技部OB会寄附による投擲サークル設置（大学HP）		
	4-2-B-07 フィールドホッケー部人工芝練習場完成記念式典NEWS（大学HP）		
	4-2-B-08 般若団OB寄附による文化系公認団体奨励（大学HP）		
	4-2-B-09 深江グラウンド芝生化工事完成記念式典NEWS（大学HP）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

Ⅱ　基準ごとの自己評価

領域５　学生の受入に関する基準

：「該当なし」

基準５－１　学生受入方針が明確に定められていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目５－１－１］ 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・学生受入方針が確認できる資料		
	5-1-1-01_アドミッション・ポリシー		
	5-1-1-02 募集要項（非公表）	非公表	

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準５－２　学生の受入が適切に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目５－２－１］ 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・入学者選抜の方法一覧（別紙様式５－２－１）		
	5-2-1 入学者選抜の方法一覧		
	・面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等）		
	5-2-1-01 面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（非公表）	非公表	
	・入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料		
	5-2-1-02 入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料（非公表）	非公表	
	・入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等		
	5-2-1-03 入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等（非公表）	非公表	
	・学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に２年程度前に予告・公表されたもので直近のもの		
	5-2-1-04 令和4年度（令和3年度実施）神戸大学入学者選抜における入試方法等の変更等について（非公表）	非公表	
［分析項目５－２－２］ 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること	・学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料		
	2-2-3-06 入学者選抜に係る内部質保証実施要項		再掲
	・学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等		
	5-2-2-01 学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等（非公表）	非公表	

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準５－３　実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目５－３－１］ 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式２		
	認証評価共通基礎データ様式		
	・実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料		
	5-3-1-01 入学定員に対する実入学者数の適正化を図る取組		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たさない

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

入学定員を大幅に上回る、あるいは下回る研究科においては、それぞれ適正化の取組を進める。

領域６　基準の判断　総括表

神戸大学

組織番号	教育研究上の基本組織	基準６－１	基準６－２	基準６－３	基準６－４	基準６－５	基準６－６	基準６－７	基準６－８	備考
01	文学部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
02	国際人間科学部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
03	法学部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
04	経済学部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
05	経営学部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
06	理学部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
07	医学部医学科									日本医学教育評価機構（JACME）による医学教育分野別評価において適合認定を受けている。
08	医学部保健学科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
09	工学部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
10	農学部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
11	海洋政策科学部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	該当なし	満たしている	満たしている	該当なし	
12	人文学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
13	国際文化学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
14	人間発達環境学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	

15	法学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	法学研究科専門職学位課程については、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の法科大学院認証評価において適合認定を受けている。
16	経済学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
17	経営学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	経営学研究科専門職学位課程については、公益財団法人大学基準協会の経営系専門職大学院認証評価において適合認定を受けている。
18	理学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
19	医学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
20	保健学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
21	工学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
22	システム情報学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
23	農学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
24	海事科学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
25	国際協力研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
26	科学技術イノベーション研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
27	国際教養教育院	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	該当なし	該当なし	
28	国際文化学部	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	満たしている	平成29年度学生募集停止
29	発達科学部	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	満たしている	平成29年度学生募集停止
30	海事科学部	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	満たしている	令和3年度学生募集停止

Ⅱ　基準ごとの自己評価

領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－１－１］ 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)神戸大学 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		
	6-1-1-01 (01)文学部 学位授与に関する方針		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－１－Ａ］ 本学では、「神戸大学教育憲章」に基づき、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、大学教育推進委員会で決定した全学的基本方針に沿って「大学全体」および「DPに基づき学内で認めた単位」により策定している。	6-1-A-01 (00)神戸大学教育憲章		
	6-1-A-02 (00)三つのポリシー見直しのガイドライン（平成28年9月1日大学教育推進委員会）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－２－１］ 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (00)神戸大学 教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		
	6-2-1-01 (01)文学部 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		
［分析項目６－２－２］ 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)神戸大学 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		再掲
	6-1-1-01 (01)文学部 学位授与に関する方針		再掲
	6-2-1-01 (00)神戸大学 教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲
	6-2-1-01_(01)文学部 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－２－Ａ］ 本学では、「神戸大学教育憲章」に基づき、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、大学教育推進委員会で決定した全学的基本方針に沿って「大学全体」および「DPに基づき学内で認めた単位」により策定している。	6-1-A-01 (00)神戸大学教育憲章		再掲
	6-1-A-02 (00)三つのポリシー見直しのガイドライン（平成28年9月1日大学教育推進委員会）		再掲

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－３－１］ 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (01)文学部カリキュラムマップ		
	6-3-1-02 (01)令和3年度学生便覧	p. 81～84	
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-02 (01)令和3年度学生便覧	p. 67～79	再掲
	6-3-1-03 (01)令和3年度履修要項(文学部)	p. 3～5	
［分析項目６－３－２］ 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (01)令和3年度シラバス（文学部開講科目）		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	6-3-2-02 (01)神戸大学 文学部・大学院人文学研究科 2019年度 年次報告書	p. 1～26	
	6-3-1-01 (01)文学部カリキュラムマップ		再掲
［分析項目６－３－３］ 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第34～36条	再掲
	6-3-3-01 (01)神戸大学文学部規則	第11条（p68）	
	6-3-3-02_(01)入学前の既修得単位の認定に関する内規		
［分析項目６－３－４］ 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・ＴＡ・ＲＡとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、ＴＡ・ＲＡの採用、活用状況が確認できる資料		
［分析項目６－３－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－４－１］ １年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)令和3年度授業カレンダー(全学)		
	6-4-1-01 (01)2021年度文学部授業予定表		
［分析項目６－４－２］ 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)令和3年度授業カレンダー(全学)		再掲
	6-4-1-01 (01)2021年度文学部授業予定表		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01_(01)令和3年度シラバス（文学部開講科目）		再掲
［分析項目６－４－３］ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-4-3-01 (01)令和3年度シラバスデータ（文学部開講科目）（非公表）		
	6-3-1-02 (01)令和3年度学生便覧	p.67～77	再掲
［分析項目６－４－４］ 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式６－４－４）		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01_(01)令和3年度シラバス（文学部開講科目）		再掲
［分析項目６－４－５］ 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（ＣＡＰ制度）を適切に設けていること	・ＣＡＰ制に関する規定		
［分析項目６－４－６］ 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
［分析項目６－４－７］ 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－８］ 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－９］ 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

［分析項目６－４－10］ 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
［分析項目６－４－11］ 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－４－２］
本学では、平成28年度から2学期クォーター制を導入し、1コマ8週で授業を実施しており、令和2年度からは、学部生の全学共通授業科目については原則クォーター開講とする一方、専門科目については教育的効果が認められる場合にはセメスター開講を認めるなど、セメスター科目とクォーター科目を併用している。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－５－１］ 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式６－５－１）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－２］ 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式６－５－２）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－３］ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式６－５－３）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)神戸大学インターンシップ実績		
［分析項目６－５－４］ 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式６－５－４）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (01)留学生チューター利用実績		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-02 (01)オックスフォード生に対するガイダンス資料		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-03 (01)修学上の支援に関する授業・試験配慮通知		
	6-5-4-01 (00)キャンパスライフ支援センター活動報告		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)キャンパスライフ支援センター活動報告		再掲

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－６－１］ 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第30条	再掲
	6-6-1-01 (00)神戸大学共通細則	第4条	
	6-6-1-02_(00)神戸大学における成績評価方針		
	6-3-3-01 (01)神戸大学文学部規則	第15条	再掲
	6-6-1-01 (01)文学部の成績評価基準に関する内規		
［分析項目６－６－２］ 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-1-02 (01)令和3年度学生便覧	p. 99	再掲
	6-3-2-01 (01)令和3年度シラバス（文学部開講科目）		再掲
［分析項目６－６－３］ 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (01)文学部開講科目成績評価分布表（令和2年度前期）（非公表）		
	6-6-3-02 (01)文学部開講科目成績評価分布表（令和2年度後期）（非公表）		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-03 (01)文学部教務委員会議事要録（非公表）		
	6-6-3-04 (01)文学部教授会議事要録（非公表）		
	・ＧＰＡ制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-3-1-03_(01)令和3年度履修要項(文学部)	p. 12～13	再掲
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
［分析項目６－６－４］ 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (01)成績評価に対する申し立て手続きに関する申合せ		
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-02 (01)令和2年度 成績評価に対する申立状況一覧		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-01 (00)答案・レポートの廃棄時期等に関する申合せ		
	6-6-4-03 (01)定期試験問題、答案及びレポート等の取扱いについて		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－６－Ａ］ 神戸大学法人文書管理規則（別表第2）において、「試験問題」や「卒業論文，修士論文」は保存期間を「5年」と定めている。また、「答案・レポート」は同別表上「教育研究に関する事項」の「その他の法人文書」に含まれ、保存期間は「１年未満」である。答案・レポートの廃棄時期等については、大学教育推進委員会及び各部局で申合せ等を定めている。	6-6-A-01_(00)神戸大学法人文書管理規則	第5～7条,第11条 (別表第2)	

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－７－１］ 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第48～49条	再掲
	6-3-3-01 (01)神戸大学文学部規則	第6, 14, 16条	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-2-01 神戸大学教授会規則	第4条	再掲
	1-3-2-02 神戸大学文学部教授会規程	第3条	再掲
	6-7-1-01 (00)神戸大学学位規程	第3条, 第17条	
	6-7-1-01 (01)卒業論文取扱に関する内規		
［分析項目６－７－２］ 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
［分析項目６－７－３］ 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-3-1-02 (01)令和3年度学生便覧	p. 67～79	再掲
	6-7-3-01_(01)新入生オリエンテーション資料（令和3年度）		
［分析項目６－７－４］ 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (01)教授会卒業判定議事要録		
	6-7-4-02 (01)卒業判定資料（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
［分析項目６－７－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－８－１］ 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
［分析項目６－８－２］ 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当ＵＲＬ）		
	6-8-2-01 (01)令和3年度学校基本調査（卒業後の状況調査票）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-02 (01)神戸新聞記事		
［分析項目６－８－３］ 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (01)令和元年度 卒業時アンケート集計結果(全学共通・選択式)文学部		
	6-8-3-02 (01)DPの達成度調査結果		
［分析項目６－８－４］ 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (01)卒業生アンケート集計結果		
［分析項目６－８－５］ 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (00)平成30年度神戸大学就職先機関インタビュー実施報告書（非公表）		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

Ⅱ　基準ごとの自己評価

領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－１－１］ 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)神戸大学 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		
	6-1-1-01 (02)国際人間科学部 学位授与に関する方針		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－１－Ａ］ 本学では、「神戸大学教育憲章」に基づき、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、大学教育推進委員会で決定した全学的基本方針に沿って「大学全体」および「DPに基づき学内で認めた単位」により策定している。	6-1-A-01 (00)神戸大学教育憲章		
	6-1-A-02 (00)三つのポリシー見直しのガイドライン（平成28年9月1日大学教育推進委員会）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－２－１］ 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (00)神戸大学 教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		
	6-2-1-01 (02)国際人間科学部 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		
［分析項目６－２－２］ 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)神戸大学 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		再掲
	6-1-1-01 (02)国際人間科学部 学位授与に関する方針		再掲
	6-2-1-01 (00)神戸大学 教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲
	6-2-1-01_(02)国際人間科学部 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－２－Ａ］ 本学では、「神戸大学教育憲章」に基づき、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、大学教育推進委員会で決定した全学的基本方針に沿って「大学全体」および「DPに基づき学内で認めた単位」により策定している。	6-1-A-01 (00)神戸大学教育憲章		再掲
	6-1-A-02 (00)三つのポリシー見直しのガイドライン（平成28年9月1日大学教育推進委員会）		再掲

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－３－１］ 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01_(02)国際人間科学部カリキュラムマップ		
	6-3-1-02_(02)令和3年度学生便覧	p. 191～193	
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-02_(02)令和3年度学生便覧	p. 200～227	再掲
［分析項目６－３－２］ 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01_(02)令和3年度シラバス（国際人間科学部開講科目）		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	6-3-2-02_(02)国際人間科学部外部評価報告書（令和元年12月）	p. 4	
	6-3-1-01_(02)国際人間科学部カリキュラムマップ		再掲
［分析項目６－３－３］ 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-04_神戸大学教学規則	第34～36条	再掲
	6-3-3-01_(02)神戸大学国際人間科学部規則	第14～17条	
	6-3-3-02_(02)入学前の既修得単位の認定に関する内規		
	6-3-3-03_(02)外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位認定に関する内規		
［分析項目６－３－４］ 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・ＴＡ・ＲＡとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、ＴＡ・ＲＡの採用、活用状況が確認できる資料		
［分析項目６－３－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【特記事項】			
①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

[活動取組６－３－A] 本学では、教育課程の内部質保証に関する全学の担当組織である大学教育推進委員会の下、認証評価の自己評価実施要項で明示されている分析項目等に基づき全学共通の点検リストを策定し、領域6の各基準に照らした自己点検・評価を実施している。分析項目6-3-2で求められている授業科目の体系性・水準については、カリキュラム・マップを用いて検証している。	2-1-2-01 教育の内部質保証に関する自己点検・評価実施要項		再掲
	2-1-2-02 教育の内部質保証に係る自己点検・評価の実施に関する内規		再掲
	2-2-2-01 教育の内部質保証に関する点検リスト		再掲

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－４－１］ １年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)令和3年度授業カレンダー(全学)		
	6-4-1-01 (02)令和3年度授業及び教務関係予定表（国際人間科学部）		
［分析項目６－４－２］ 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)令和3年度授業カレンダー(全学)		再掲
	6-4-1-01 (02)令和3年度授業及び教務関係予定表（国際人間科学部）		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01_(02)令和3年度シラバス（国際人間科学部開講科目）		再掲
［分析項目６－４－３］ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-4-3-01 (02)令和3年度シラバスデータ（国際人間科学部開講科目）（非公表）		
	6-3-1-02 (02)令和3年度学生便覧	p. 200～227	再掲
［分析項目６－４－４］ 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式６－４－４）		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01_(02)令和3年度シラバス（国際人間科学部開講科目）		再掲
［分析項目６－４－５］ 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（ＣＡＰ制度）を適切に設けていること	・ＣＡＰ制に関する規定		
［分析項目６－４－６］ 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
［分析項目６－４－７］ 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－８］ 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－９］ 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

［分析項目６－４－10］ 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
［分析項目６－４－11］ 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－４－２］
本学では、平成28年度から2学期クォーター制を導入し、1コマ8週で授業を実施しており、令和2年度からは、学部生の全学共通授業科目については原則クォーター開講とする一方、専門科目については教育的効果が認められる場合にはセメスター開講を認めるなど、セメスター科目とクォーター科目を併用している。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－５－１］ 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式６－５－１）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－２］ 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式６－５－２）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－３］ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式６－５－３）		
	6-5-3_社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)神戸大学インターンシップ実績		
	6-5-3-01 (02)神戸大学国際人間科学部インターンシップ実習に関する内規		
［分析項目６－５－４］ 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式６－５－４）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (02)チューター一覧（非公表）		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-02_(02)留学生に対する時間割表		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)キャンパスライフ支援センター活動報告		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)キャンパスライフ支援センター活動報告		再掲

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－６－１］ 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第30条	再掲
	6-6-1-01 (00)神戸大学共通細則	第4条	
	6-6-1-02_(00)神戸大学における成績評価方針		
	6-3-3-01 (02)神戸大学国際人間科学部規則	第21条	再掲
	6-6-1-01 (02)神戸大学国際人間科学部の成績評価基準に関する内規	p. 164	
［分析項目６－６－２］ 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-1-02 (02)令和3年度学生便覧	p. 164, p. 194	再掲
	6-3-2-01 (02)令和3年度シラバス（国際人間科学部開講科目）		再掲
［分析項目６－６－３］ 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (02)国際人間科学部開講科目成績評価分布表（令和2年度前期）（非公表）		
	6-6-3-02 (02)国際人間科学部開講科目成績評価分布表（令和2年度後期）（非公表）		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-03 (02)国際人間科学部教務委員会議事要録（非公表）		
	・ＧＰＡ制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-3-1-02 (02)令和3年度学生便覧	p. 194～195	再掲
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	6-6-3-04 (02)クラスタ制実施（グローバル文化学科）		
［分析項目６－６－４］ 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-3-1-02 (02)令和3年度学生便覧	p. 165	再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-01 (02)令和2年度 成績評価に対する申立状況一覧		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-01 (00)答案・レポートの廃棄時期等に関する申合せ		
	6-6-4-02 (02)国際人間科学部開講授業科目における定期試験問題，答案，レポート等の取扱いについて		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－６－３］個人指導等が中心となる科目としては、卒業研究があげられる。グローバル文化学科ではクラスタ制を導入することにより、複数の教員による指導・評価を行っているのに対し、他の３学科では、指導教員による個人指導が中心となるものの、学部規則第２０条に基づき卒業論文等試験として実施される口頭試験に、履修プログラムを担当する他の教員も参加することとしており、それにより複数の教員による評価を取り入れることで成績評価の客観性を担保している。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－６－Ａ］ 神戸大学法人文書管理規則（別表第2）において、「試験問題」や「卒業論文，修士論文」は保存期間を「5年」と定めている。また、「答案・レポート」は同別表上「教育研究に関する事項」の「その他の法人文書」に含まれ、保存期間は「１年未満」である。答案・レポートの廃棄時期等については、大学教育推進委員会及び各部局で申合せ等を定めている。	6-6-A-01 (00)神戸大学法人文書管理規則	第5～7条,第11条 (別表第2)	

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－７－１］ 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第48～49条	再掲
	6-3-3-01 (02)神戸大学国際人間科学部規則	第22条, 別表第２	再掲
	6-7-1-01_(02)神戸大学国際人間科学部早期卒業に関する内規	p. 170	
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-2-01 神戸大学教授会規則	第4条	再掲
	1-3-2-04 神戸大学国際人間科学部教授会規程	第3条	再掲
	6-7-1-01 (00)神戸大学学位規程	第3条, 第17条	
	6-7-1-02 (02)卒業判定のフロー		
［分析項目６－７－２］ 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
［分析項目６－７－３］ 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-3-1-02 (02)令和3年度学生便覧	p. 147～150, p. 197～198	再掲
	6-7-3-01 (02)新入生オリエンテーション資料（令和3年度）	p. 8	
［分析項目６－７－４］ 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (02)学部教授会議事要録		
	6-7-4-02_(02)卒業判定資料（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
［分析項目６－７－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－８－１］ 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
［分析項目６－８－２］ 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当ＵＲＬ）		
	6-8-2-01 (02)令和3年度学校基本調査（卒業後の状況調査票）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
［分析項目６－８－３］ 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (02)令和2年度 卒業時アンケート集計結果(全学共通・選択式)国際人間科学部		
	6-8-3-02 (02)DPの達成度調査結果		
［分析項目６－８－４］ 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
［分析項目６－８－５］ 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

Ⅱ　基準ごとの自己評価

領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－１－１］ 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)神戸大学 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		
	6-1-1-01 (03)法学部 学位授与に関する方針		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－１－Ａ］ 本学では、「神戸大学教育憲章」に基づき、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、大学教育推進委員会で決定した全学的基本方針に沿って「大学全体」および「DPに基づき学内で認めた単位」により策定している。	6-1-A-01 (00)神戸大学教育憲章		
	6-1-A-02 (00)三つのポリシー見直しのガイドライン（平成28年9月1日大学教育推進委員会）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－２－１］ 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (00)神戸大学 教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		
	6-2-1-01 (03)法学部 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		
［分析項目６－２－２］ 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)神戸大学 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		再掲
	6-1-1-01 (03)法学部 学位授与に関する方針		再掲
	6-2-1-01 (00)神戸大学 教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲
	6-2-1-01_(03)法学部 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－２－Ａ］ 本学では、「神戸大学教育憲章」に基づき、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、大学教育推進委員会で決定した全学的基本方針に沿って「大学全体」および「DPに基づき学内で認めた単位」により策定している。	6-1-A-01 (00)神戸大学教育憲章		再掲
	6-1-A-02 (00)三つのポリシー見直しのガイドライン（平成28年9月1日大学教育推進委員会）		再掲

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－３－１］ 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (03)法学部カリキュラムマップ		
	6-3-1-02 (03)令和3年度学生便覧	p. 202	
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-02 (03)令和3年度学生便覧	p. 97～107	再掲
［分析項目６－３－２］ 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (03)令和3年度シラバス（法学部開講科目）		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	6-3-2-02 (03)神戸大学法学部・法学研究科外部評価報告書	p. 7～8, 14～15, 19	
	6-3-1-01 (03)法学部カリキュラムマップ		再掲
［分析項目６－３－３］ 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第34～36条	再掲
	6-3-3-01 (03)神戸大学法学部規則	第10～11条	
［分析項目６－３－４］ 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・ＴＡ・ＲＡとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、ＴＡ・ＲＡの採用、活用状況が確認できる資料		
［分析項目６－３－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－４－１］ １年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)令和3年度授業カレンダー(全学)		
	6-4-1-01 (03)2021年度法学部授業予定表		
［分析項目６－４－２］ 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)令和3年度授業カレンダー(全学)		再掲
	6-4-1-01 (03)2021年度法学部授業予定表		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01_(03)令和3年度シラバス（法学部開講科目）		再掲
［分析項目６－４－３］ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-4-3-01 (03)令和3年度シラバスデータ（法学部開講科目）（非公表）		
	6-3-1-02 (03)令和3年度学生便覧	p. 97～107	再掲
［分析項目６－４－４］ 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式６－４－４）		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01_(03)令和3年度シラバス（法学部開講科目）		再掲
［分析項目６－４－５］ 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（ＣＡＰ制度）を適切に設けていること	・ＣＡＰ制に関する規定		
［分析項目６－４－６］ 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
［分析項目６－４－７］ 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－８］ 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－９］ 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

［分析項目６－４－10］ 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
［分析項目６－４－11］ 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－４－２］
本学では、平成28年度から2学期クォーター制を導入し、1コマ8週で授業を実施しており、令和2年度からは、学部生の全学共通授業科目については原則クォーター開講とする一方、専門科目については教育的効果が認められる場合にはセメスター開講を認めるなど、セメスター科目とクォーター科目を併用している。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－５－１］ 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式６－５－１）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－２］ 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式６－５－２）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－３］ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式６－５－３）		
	6-5-3_社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)神戸大学インターンシップ実績		
［分析項目６－５－４］ 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式６－５－４）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (03)チューター業務について		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-02 (03)令和3年度英語開講科目（学部交換留学生）		
	6-5-4-03_(03)令和3年度シラバス（法学部・英語）（非公表）		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)キャンパスライフ支援センター活動報告		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-04 (03)令和2年度留学生チューター実績簿		
	6-5-4-01 (00)キャンパスライフ支援センター活動報告		再掲

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－５－Ａ］ 本学部学位授与方針に定める「政治学に関する幅広い知識とこれを基盤とした専門的能力」・「法学に関する幅広い知識とこれを基盤とした専門的能力」を効果的に身につけさせ、かつ、大学院教育との連携を通じて専門的能力を向上させる取組として、学生の大学院進学を支援し、学部３年次に学部を卒業して大学院に入学することが可能である以下の２つのプログラムを開設した。 ①大学院法学政治学専攻進学グローバル・プログラム（速成プログラム）（平成30年度より）：大学院博士課程前期課程に進学して、大学院の提供するグローバル教育プログラム（神戸大学と海外提携校の２つの修士号を取得するダブルディグリー・プログラム等）へ参加することを希望する学生を支援するプログラム。 ②法科大学院進学５年コース（３＋２プログラム）（平成29年度より。※令和２年度からは「法科大学院進学プログラム」に移行）：法科大学院進学を目指す学生を支援するプログラム。	6-3-1-02 (03)令和3年度学生便覧	p. 124～127	再掲
［活動取組６－５－Ｂ］ 他学部授業科目等の履修を促進するため、以下の２つの取組をしている。 ①他学部及び国際教養教育院が開講する高度教養科目につき、２単位以上の履修を卒業要件としている。 ②学生が他学部で修得した他学部専門科目の単位について、20単位を上限として法学部の卒業要件単位に算入することを認めている。	6-3-1-02 (03)令和3年度学生便覧	p. 102, 108	再掲

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－６－１］ 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第30条	再掲
	6-6-1-01 (00)神戸大学共通細則	第4条	
	6-6-1-02_(00)神戸大学における成績評価方針		
	6-3-3-01 (03)神戸大学法学部規則	第14～15条	再掲
	6-6-1-01 (03)成績評価基準等に関する細則		
	6-6-1-02 (03)成績評価基準等に関する申合せ		
［分析項目６－６－２］ 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-1-02 (03)令和3年度学生便覧	p. 131	再掲
	6-3-2-01 (03)令和3年度シラバス（法学部開講科目）		再掲
［分析項目６－６－３］ 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (03)法学部開講科目成績評価分布表（令和2年度）（非公表）		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02 (03)法学部教務委員会議事録（非公表）		
	6-6-3-03 (03)法学部教授会議事録（非公表）		
	・ＧＰＡ制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-3-1-02_(03)令和3年度学生便覧	p. 196～201	再掲
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
［分析項目６－６－４］ 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-3-1-02 (03)令和3年度学生便覧	p. 132	再掲
	6-6-4-01 (03)不服申立申請にあたる注意事項		
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-02 (03)令和2年度 成績評価に対する申立状況一覧（非公表）		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-01 (00)答案・レポートの廃棄時期等に関する申合せ		
	6-6-4-03_(03)法学部・法学研究科における答案及びレポート等の取扱いに関する申合せ		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－６－Ａ］ 神戸大学法人文書管理規則（別表第2）において、「試験問題」や「卒業論文，修士論文」は保存期間を「5年」と定めている。また、「答案・レポート」は同別表上「教育研究に関する事項」の「その他の法人文書」に含まれ、保存期間は「１年未満」である。答案・レポートの廃棄時期等については、大学教育推進委員会及び各部局で申合せ等を定めている。	6-6-A-01_(00)神戸大学法人文書管理規則		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－７－１］ 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第48～49条	再掲
	6-3-3-01 (03)神戸大学法学部規則	第7条，第16条	再掲
	6-7-1-01_(03)早期卒業の認定の基準に関する細則		
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-2-01 神戸大学教授会規則	第4条	再掲
	1-3-2-09 神戸大学法学部教授会規程	第3条	再掲
	6-7-1-01 (00)神戸大学学位規程	第3条,第17条	
	6-7-1-02 (03)学部教務委員会における卒業者の認定に関する申合せ		
	6-7-1-03 (03)卒業判定の手順について		
［分析項目６－７－２］ 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
［分析項目６－７－３］ 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-3-1-02 (03)令和3年度学生便覧	p.91～92，97～105	再掲
	6-7-3-01 (03)新入生オリエンテーション資料（令和3年度）		
	6-7-3-02 (03)編入生オリエンテーション資料（令和3年度）		
［分析項目６－７－４］ 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (03)法学部教務委員会議事録（非公表）		
	6-7-4-02 (03)法学部教授会議事録		
	6-7-4-03 (03)法学部教授会議事録		
	6-7-4-04 (03)卒業判定資料 学部教授会（非公表）		
	6-7-4-05 (03)卒業判定資料 学部教授会（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
［分析項目６－７－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－８－１］ 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
［分析項目６－８－２］ 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当ＵＲＬ）		
	6-8-2-01 (03)令和3年度学校基本調査（卒業後の状況調査票）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-02 (03)新聞記事等（非公表）		
［分析項目６－８－３］ 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (03)令和元年度 卒業時アンケート集計結果(全学共通・選択式)法学部		
	6-8-3-02 (03)DPの達成度調査結果		
［分析項目６－８－４］ 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (03)卒業生アンケート集計結果		
［分析項目６－８－５］ 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (00)平成30年度神戸大学就職先機関インタビュー実施報告書（非公表）		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

Ⅱ　基準ごとの自己評価

領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－１－１］ 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)神戸大学 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		
	6-1-1-01 (04)経済学部 学位授与に関する方針		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－１－Ａ］ 本学では、「神戸大学教育憲章」に基づき、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、大学教育推進委員会で決定した全学的基本方針に沿って「大学全体」および「DPに基づき学内で認めた単位」により策定している。	6-1-A-01 (00)神戸大学教育憲章		
	6-1-A-02 (00)三つのポリシー見直しのガイドライン（平成28年9月1日大学教育推進委員会）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－２－１］ 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (00)神戸大学 教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		
	6-2-1-01 (04)経済学部 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		
［分析項目６－２－２］ 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)神戸大学 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		再掲
	6-1-1-01 (04)経済学部 学位授与に関する方針		再掲
	6-2-1-01 (00)神戸大学 教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲
	6-2-1-01_(04)経済学部 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－２－Ａ］ 本学では、「神戸大学教育憲章」に基づき、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、大学教育推進委員会で決定した全学的基本方針に沿って「大学全体」および「DPに基づき学内で認めた単位」により策定している。	6-1-A-01 (00)神戸大学教育憲章		再掲
	6-1-A-02 (00)三つのポリシー見直しのガイドライン（平成28年9月1日大学教育推進委員会）		再掲

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－３－１］ 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (04)経済学部カリキュラムマップ		
	6-3-1-02 (04)令和3年度学生便覧	p. 136～140, p. 134, 141, 142	
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-02 (04)令和3年度学生便覧	p. 85（第2～4条）, 89～94, p. 109（第3, 5条）, 115～126, p. 130（第2条）, 133	再掲
	6-3-1-03 (04)4コース制の導入について		
［分析項目６－３－２］ 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (04)令和3年度シラバス（経済学部開講科目）		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	6-3-2-02 (04)令和元年度神戸大学大学院経済学研究科アドバイザリーボード評価書（概要：教育（学部））	pp. 4, 5	
	6-3-1-01 (04)経済学部カリキュラムマップ		再掲
［分析項目６－３－３］ 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第34～36条	再掲
	6-3-3-01 (04)神戸大学経済学部規則	第8～9条	
	6-3-1-02 (04)令和3年度学生便覧	p. 181	再掲

［分析項目６－３－４］ 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・ＴＡ・ＲＡとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、ＴＡ・ＲＡの採用、活用状況が確認できる資料		
［分析項目６－３－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［分析項目６－３－１］の資料を参照する際の留意点 経済学部では、体系的な教育課程を編成するために、科目ナンバリングの設定に加えて、履修前提（プレリキジット）科目を導入し、科目ナンバー300番台以上の科目に対しては、必修科目と２年次での履修が強く望まれる準必修科目から成る100・200番台の科目群から履修前提科目を設定している。	6-3-1-02 (04)令和3年度学生便覧	pp. 136～140, pp. 134, 141, 142	再掲
［活動取組６－３－Ａ］ 意欲ある学生に対して発展的な学修を促し、多様な人材を育成するために、通常の教育課程と並行して、学位授与に関する方針に定める人間性・創造性・国際性・専門性への重点が異なる各種の特別教育プログラムを提供している。（活動取組6-3-B～6-3-F）	6-3-A-01 (04)特別教育プログラムの新規登録者数と修了者数（平成26～令和2年度）		
［活動取組６－３－Ｂ］ 「５年一貫経済学国際教育プログラム（IFEEK）」は、専門性としての経済学の知識と、それを生かすための国際性とを兼ね備えたグローバル人材の育成を目的とする。IFEEKでは、２年次から「IFEEK特別演習」や英語による専門科目を履修するとともに、英語習得プログラムにより英語力の向上を図ることで留学に備え、学部３年次後期から海外協定大学への半年間または１年間の長期留学を経験しながら、３年半で学部を早期卒業し、最短５年間で修士（経済学）が取得可能である。平成28～令和２年度の修了者32名中20名が早期卒業で本学経済学研究科へ進学し、平成28～令和元年度早期卒業者15名中12名が学部・大学院を通じたIFEEKを修了した。平成29年度にはIFEEK生２名が成績優秀者に贈られる「凌霜賞」を受賞した。	6-3-B-01 (04)IFEEK		
	6-3-B-02 (04)IFEEK参加者アンケート集計結果（令和元年度実施）		
［活動取組６－３－Ｃ］ 本学の学位プログラムとして法学部・国際人間科学部と共同運営する「神戸大学EUエキスパート人材養成プログラム(KUPES)」では、法学・政治学・経済学・社会文化学等を基盤とした分野横断型教育を行い、EUに関する専門的・学際的な知識を修得し、EU圏（英国を含む）協定大学への半年間または１年間の長期留学を組み込みながら、日・EU共通課題の解決に能動的に取り組める人材を育成する。平成28～令和２年度に14名が修了した。	6-3-C-01 (04)KUPES		

［活動取組６－３－D］ 「法経連携専門教育プログラム(ELSプログラム)」では、法学部との協働により、知的財産や規制緩和など経済的・法的側面が複合する課題に対して解決能力を有する人材を育成する。プログラム最終段階では、法学・経済学両研究科教員の指導により修了研究を行う。平成28～令和２年度に26名が修了し、その中から優れた卒業論文に贈られる「最優秀論文賞」と「優秀論文賞」を各１名が受賞し、成績優秀者に贈られる「凌霜賞」を３名が受賞した。令和元年度に「エコノリーガル大学院プログラム」を創設し、法経連携専門教育について学部・大学院を通じた教育体制を確立している。	6-3-D-01 (04)ELSプログラム（非公表）		
［活動取組６－３－E］ SDGs達成を目指して全学展開する「神戸大学ESDコース」では、自治体や企業、NPOなど様々な領域で現場の人々と課題解決に取り組むアクション・リサーチを通じて、環境、貧困、健康問題など幅広い観点を組み込んだ持続可能な社会づくりに資する人材を育成する。	6-3-E-01_(04)ESDコース		
［活動取組６－３－F］ 文理融合により「神戸大学数理・データサイエンス標準カリキュラムコース（Kobe-MDSC）」を全学展開している。Kobe-MDSCの目的は、ビッグデータやAI技術を活用し、新たな知見や価値を創造できる人材の育成にある。本学部はKobe-MDSCに参画し、経済学とデータサイエンスとの融合を図ることにより、産業・社会構造が変革する今日において、証拠に基づいた政策立案（EBPM）やデータ分析による価値創造を行える専門性を有する人材の育成を目指している。令和２年度には15名が修了した。また、本学は令和２年度４月から、文科省の教育強化方策「大学における数理・データサイエンス教育の全国展開」において、専門分野別の観点を踏まえた数理・データサイエンス・AI教育普及のための「特定分野協力校（社会科学）」としても活動している。	6-3-F-01 (04)Kobe-MDSC		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

［活動取組６－３－B］及び［活動取組６－３－D］は、第３期中期目標期間についての国立大学法人評価（４年目終了時評価）において、教育に関する現況分析結果の「分析項目Ⅰ 教育活動の状況（判定：特筆すべき高い質にある）」で、「優れた点」として抽出されたものである。また、［活動取組６－３－F］は、同じく「特色ある点」として抽出されたものである。

【改善を要する事項】

基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－４－１］ １年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)令和3年度授業カレンダー(全学)		
	6-4-1-01 (04)令和3年度経済学研究科・経済学部授業カレンダー		
［分析項目６－４－２］ 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)令和3年度授業カレンダー(全学)		再掲
	6-4-1-01 (04)令和3年度経済学研究科・経済学部授業カレンダー		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01_(04)令和3年度シラバス（経済学部開講科目）		再掲
［分析項目６－４－３］ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-4-3-01 (04)令和3年度シラバスデータ（経済学部開講科目）（非公表）		
	6-3-1-02 (04)令和3年度学生便覧	p. 20(第27条), pp. 109(第3, 5条), 115～126	再掲
［分析項目６－４－４］ 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式６－４－４）		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (04)令和3年度シラバス（経済学部開講科目）		再掲
［分析項目６－４－５］ 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（ＣＡＰ制度）を適切に設けていること	・ＣＡＰ制に関する規定		
［分析項目６－４－６］ 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
［分析項目６－４－７］ 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－８］ 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－９］ 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

［分析項目６－４－10］ 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
［分析項目６－４－11］ 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－４－２］
本学では、平成28年度から2学期クォーター制を導入し、1コマ8週で授業を実施しており、令和2年度からは、学部生の全学共通授業科目については原則クォーター開講とする一方、専門科目については教育的効果が認められる場合にはセメスター開講を認めるなど、セメスター科目とクォーター科目を併用している。経済学部では令和4年度より原則すべての専門科目をセメスター開講によって提供することとし、それに向けて準備を進めている。

［分析項目６－４－２］
いくつかの科目は集中授業として開講されている。いずれの科目も15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育成果をあげられることをシラバスの内容等により確認している。集中授業として実施しているのは、実務家や海外研究者を招聘しての科目や、フィールド演習・社会調査や国際ワークショップでの英語による研究報告を伴う科目である。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－５－１］ 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式６－５－１）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－２］ 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式６－５－２）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－３］ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式６－５－３）		
	6-5-3_社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)神戸大学インターンシップ実績		
［分析項目６－５－４］ 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式６－５－４）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (04)チューター募集要項・配置状況（経済学研究科・経済学部）（非公表）		
	6-5-4-02 (04)論文チューター募集掲示		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-03_(04)留学生に対する英語による情報提供サイト（経済学研究科・経済学部）		
	6-5-4-04 (04)令和3年度シラバス（経済学部開講科目・英語版）（非公表）		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)キャンパスライフ支援センター活動報告		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	6-5-4-05 (04)留学生に対する特別クラス		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-06 (04)国際交流室留学生支援状況（経済学研究科・経済学部）（非公表）		
	6-5-4-01 (00)キャンパスライフ支援センター活動報告		再掲

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－５－Ａ］ IFEEK生・KUPES生をはじめ、経済学の高度な専門知識を修得する意欲を持つ学生に向け、学部大学院共通授業科目を開設している。授業科目名の冒頭に「上級」あるいは「Advanced」と付くものが該当する科目である。令和３年度には35科目が開講予定である。	6-5-A-01 (04)令和3年度経済学部開講授業科目（経済学部生用）		
［活動取組６－５－Ｂ］ キャリア支援として、全学開講の総合教養科目「職業と学び」に続き、本学部では専門性のより高い多様なキャリア科目を企業・官庁等の協力の下、実務家非常勤教員により提供している。令和２年度開講のキャリア科目は、新型コロナウイルスの影響により、授業計画策定時の11科目から８科目へ変更せざるを得なかったが、令和３年度は11科目の開講を予定している。特に「グローバル環境におけるリーダーシップ～総合商社の観点から～」と「FinTech×デザインシンキング」は、グループワークを中心としたビジネス体験型PBL授業である。	6-5-B-01 (04)キャリア科目の一覧及びカリキュラムマップ		
［活動取組６－５－Ｃ］ 教育の国際化を推進するため、高評価の海外の大学と大学間・部局間での協定締結を進め、令和３年４月現在、本学部生は海外の70を超える大学に交換留学可能である。新型コロナウイルスの影響により、令和２年度の派遣学生はゼロ名であるが、令和元年度には、当初予定として、派遣期間１セメスターで12名が、２セメスターで６名が海外協定校へ派遣された。ただし、新型コロナウイルスの影響により、本学は令和２年３月に全派遣学生に対して帰国指示を発令した。	6-5-C-01 (04)海外協定校一覧（学生交流）		
	6-5-C-02 (04)海外協定校への派遣学生数（平成27～令和元年度）		
［活動取組６－５－Ｄ］ 教育の国際化を推進するため、平成28年度から「第３年次編入学ダブルディグリー協定」を締結した武漢大学・貿易大学（ベトナム）・ルーヴァンカトリック大学（平成29年度より）との間で、学部ダブルディグリープログラムを展開している。本協定に基づく平成28～令和２年度の入試で19名（令和２年度は３名）が入学している。その中から、最も優れた卒業論文に贈られる「最優秀論文賞」を１名が、最も優れた学業成績を修めた卒業生に贈られる「六甲台賞」と年度ごとの成績優秀者に贈られる「凌霜賞」を各２名が受賞した。なお、令和２年度入学者については、新型コロナウイルスの影響により来日できなかったため、講義提供はオンライン形式で行った。	6-5-D-01 (04)3年次編入ダブルディグリープログラム学生募集要項（非公表）		
［活動取組６－５－Ｅ］ 平成30年度に本学部独自に国際交流室を設置し、国際交流コーディネーターを配置している（令和元年度までは１名、令和２年度以降は２名）。本学部生には、IFEEK・KUPESや交換留学に関する情報提供や、留学準備の指導を行っている。本学部への留学生には、履修相談のみならず、授業料免除や生活面の相談にも応じている。来室者には個別に記録票を用意して相談履歴を把握し、きめ細やかに対応している。ただし、これらの活動は令和２年度以降は新型コロナウイルスの影響により、大幅な制限を受けている。	6-5-E-01 (04)国際交流室活動状況（経済学研究科・経済学部）（非公表）		
	6-5-E-02 (04)留学生相談アワー		
	6-5-E-03 (04)海外留学プログラム資料		
	6-5-E-04 (04)2020年度海外留学説明会資料		
	6-5-E-05 (04)2021年秋派遣向けWeb座談会予定表		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－６－１］ 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第30条	再掲
	6-6-1-01 (00)神戸大学共通細則	第4条	
	6-6-1-02 (00)神戸大学における成績評価方針		
	6-3-3-01_(04)神戸大学経済学部規則	第11条	再掲
	6-3-1-02 (04)令和3年度学生便覧	p. 130(第7条)	再掲
［分析項目６－６－２］ 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-1-02 (04)令和3年度学生便覧	p. 130(第7条)	再掲
	6-3-2-01 (04)令和3年度シラバス（経済学部開講科目）		再掲
［分析項目６－６－３］ 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (04)経済学部開講科目成績評価分布表（令和2年度）（非公表）		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02 (04)経済学研究科2021年度第1回教務委員会議事要旨		
	6-6-3-03 (04)令和3年度第1回経済学研究科教授会(1)議事概要		
	・ＧＰＡ制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-3-1-02 (04)令和3年度学生便覧	pp. 143～147	再掲
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	6-3-2-01 (04)令和3年度シラバス（経済学部開講科目）		再掲

［分析項目６－６－４］ 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-3-1-02 (04)令和3年度学生便覧	p. 186	再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-01 (04)令和2年度成績評価に対する申し立ての状況（非公表）		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-01 (00)答案・レポートの廃棄時期等に関する申合せ		
	6-6-4-02 (04)経済学部・経済学研究科における答案及びレポート等の取扱いに関する申合せ		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－６－Ａ］ 神戸大学法人文書管理規則（別表第2）において、「試験問題」や「卒業論文，修士論文」は保存期間を「5年」と定めている。また、「答案・レポート」は同別表上「教育研究に関する事項」の「その他の法人文書」に含まれ、保存期間は「１年未満」である。答案・レポートの廃棄時期等については、大学教育推進委員会及び各部局で申合せ等を定めている。	6-6-A-01 (00)神戸大学法人文書管理規則	第5～7条，第11条 （別表第2）	

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－７－１］ 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第48～49条	再掲
	6-3-3-01 (04)神戸大学経済学部規則	第5, 12条	再掲
	6-3-1-02_(04)令和3年度学生便覧	pp. 177, 178	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-2-01 神戸大学教授会規則	第4条	再掲
	1-3-2-11 神戸大学経済学部教授会規程	第1, 3条	再掲
	6-7-1-01 (00)神戸大学学位規程	第3条, 第17条	
	6-3-3-01 (04)神戸大学経済学部規則	第12条	再掲
	6-7-1-01 (04)卒業判定の手順		
［分析項目６－７－２］ 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
［分析項目６－７－３］ 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-3-1-02 (04)令和3年度学生便覧	pp. 109(第5条), 111(第12条), 123～126, pp. 177, 178	再掲
	6-7-3-01 (04)令和3年度新入生ガイダンス資料（1年生・3年次編入生）		

［分析項目６－７－４］ 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (04)令和2年度第5回経済学部教授会議事概要		
	6-7-4-02 (04)令和2年9月卒業判定資料（非公表）		
	6-7-4-03 (04)令和2年度第11回経済学部教授会議事概要		
	6-7-4-04 (04)令和3年3月卒業判定資料（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
［分析項目６－７－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－８－１］ 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
［分析項目６－８－２］ 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当ＵＲＬ）		
	6-8-2-01 (04)令和3年度学校基本調査（卒業後の状況調査票）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-02 (04)卒業生の活躍が確認できる資料（非公表）		
［分析項目６－８－３］ 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (04)令和元年度 卒業時アンケート集計結果(全学共通・選択式)経済学部		
	6-8-3-02 (04)2018年度卒業時アンケート集計結果（ディプロマ・ポリシー関連）		
	6-8-3-03 (04)2019年度卒業時アンケート集計結果（ディプロマ・ポリシー関連）		
	6-8-3-04_(04)2018年度経済学部卒業者アンケート集計結果		
	6-8-3-05 (04)2019年度経済学部卒業者アンケート集計結果		
［分析項目６－８－４］ 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (04)経済学部卒業生アンケート集計結果（2019年度実施・選択式）		
	6-8-4-02_(04)経済学部卒業生アンケート集計結果（2019年度実施・記述式）（非公表）		
［分析項目６－８－５］ 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (00)平成30年度神戸大学就職先機関インタビュー実施報告書（非公表）		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－８－Ａ］ 平成28～令和２年度の間、本学部生が「研究指導」（ゼミ）の指導教員と執筆した研究論文４編が国際査読付き雑誌に掲載・採択された。また、海外の学会で、本学部生がゼミの指導教員との共同論文を英語で報告し、Best Paper Awardを受賞している。これらは通常の研究者と同じ土俵上での成果であり、特筆すべきものである。さらに、学外の論文コンテストで入賞した学生もいる。	6-8-A-01_(04)学部生による学術研究（平成28～令和2年度）（非公表）		
［活動取組６－８－Ｂ］ 平成28～令和２年度の本学部生の主な就職先は、グローバル経済・日本経済の基幹をなす有力企業・組織が多数を占めている。大手金融業・保険業への就職者が突出して多く、卸売業・小売業では７大商社へ多数が就職している。また、大手監査法人や外資系コンサルティングファームにも多数が就職している。いずれも、本学部が教育目的とする専門性や創造性、国際性が高い水準で求められる分野である。製造業でもグローバル企業に多数の人材を供給しているが、直近では製造業の比率が下がり、代わって情報通信業が上昇している。その理由は、IT・データサイエンス系やベンチャー系の企業への就職が増加したためである。これは、社会・産業構造の変革の中でも対応可能な専門性を有する人材を本学部が育成している証左である。	6-8-B-01 (04)主な就職先（平成28～令和2年度）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

Ⅱ　基準ごとの自己評価

領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－１－１］ 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)神戸大学 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		
	6-1-1-01 (05)経営学部 学位授与に関する方針		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－１－Ａ］ 本学では、「神戸大学教育憲章」に基づき、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、大学教育推進委員会で決定した全学的基本方針に沿って「大学全体」および「DPに基づき学内で認めた単位」により策定している。	6-1-A-01 (00)神戸大学教育憲章		
	6-1-A-02 (00)三つのポリシー見直しのガイドライン（平成28年9月1日大学教育推進委員会）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－２－１］ 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (00)神戸大学 教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		
	6-2-1-01 (05)経営学部 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		
［分析項目６－２－２］ 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)神戸大学 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		再掲
	6-1-1-01 (05)経営学部 学位授与に関する方針		再掲
	6-2-1-01 (00)神戸大学 教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲
	6-2-1-01_(05)経営学部 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－２－Ａ］ 本学では、「神戸大学教育憲章」に基づき、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、大学教育推進委員会で決定した全学的基本方針に沿って「大学全体」および「DPに基づき学内で認めた単位」により策定している。	6-1-A-01 (00)神戸大学教育憲章		再掲
	6-1-A-02 (00)三つのポリシー見直しのガイドライン（平成28年9月1日大学教育推進委員会）		再掲

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－３－１］ 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (05)令和3年度学生便覧	p. 28～29, p. 124～125	
	6-3-1-02 (05)ナンバリングコード及び授業科目名一覧		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-01 (05)令和3年度学生便覧	p. 116～123	再掲
［分析項目６－３－２］ 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (05)令和3年度シラバス（経営学部開講科目）		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	6-3-2-02 (05)外部評価結果 経営学部 教育(2019年度)	p. 1～4, p. 7	
	6-3-1-01 (05)令和3年度学生便覧	p. 28～29	再掲
［分析項目６－３－３］ 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第34～36条	再掲
	6-3-3-01 (05)神戸大学経営学部規則	第10～11条	
	6-3-1-01 (05)令和3年度学生便覧	p. 129	再掲
［分析項目６－３－４］ 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・ＴＡ・ＲＡとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、ＴＡ・ＲＡの採用、活用状況が確認できる資料		
［分析項目６－３－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－３－Ａ］ 本学では、教育課程の内部質保証に関する全学の担当組織である大学教育推進委員会の下、認証評価の自己評価実施要項で明示されている分析項目等に基づき全学共通の点検リストを策定し、領域6の各基準に照らした自己点検・評価を実施している。分析項目6-3-2で求められている授業科目の体系性・水準については、カリキュラム・マップを用いて検証している。	2-1-2-01_教育の内部質保証に関する自己点検・評価実施要項		再掲
	2-1-2-02 教育の内部質保証に係る自己点検・評価の実施に関する内規		再掲
	2-2-2-01 教育の内部質保証に関する点検リスト		再掲
［活動取組６－３－Ｂ］ 海外留学後帰国した学生のうち成績優秀者を対象として、３年半で学士課程を卒業し，大学院博士課程前期課程に入学し、１年半で修了する５カ年一貫教育プログラム（KIMERAプログラム）を設置している。	6-3-1-01 (05)令和3年度学生便覧	p.152～154	再掲

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－４－１］ １年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)令和3年度授業カレンダー(全学)		
	6-4-1-01 (05)2021年度経営学部授業日程表		
［分析項目６－４－２］ 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)令和3年度授業カレンダー(全学)		再掲
	6-4-1-01 (05)2021年度経営学部授業日程表		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01_(05)令和3年度シラバス（経営学部開講科目）		再掲
［分析項目６－４－３］ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-4-3-01 (05)令和3年度シラバスデータ（経営学部開講科目）（非公表）		
	6-3-1-01 (05)令和3年度学生便覧		再掲
［分析項目６－４－４］ 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式６－４－４）		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01_(05)令和3年度シラバス（経営学部開講科目）		再掲
［分析項目６－４－５］ 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（ＣＡＰ制度）を適切に設けていること	・ＣＡＰ制に関する規定		
［分析項目６－４－６］ 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
［分析項目６－４－７］ 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－８］ 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－９］ 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

［分析項目６－４－10］ 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
［分析項目６－４－11］ 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－４－２］
本学では、平成28年度から2学期クォーター制を導入し、1コマ8週で授業を実施しており、令和2年度からは、学部生の全学共通授業科目については原則クォーター開講とする一方、専門科目については教育的効果が認められる場合にはセメスター開講を認めるなど、セメスター科目とクォーター科目を併用している。

［分析項目６－４－３］
根拠資料6-4-3-01_(05)令和3年度シラバスデータ（経営学部開講科目）（非公表）について、「今年度の工夫」欄に空欄があるが、昨年度担当ではなかった場合、入力していない。「教科書」「参考書」は担当教員がデータを準備する場合には空欄としており、授業内で別途周知している。主・副設定している科目については主のみに入力している。
時間割コード1B900～1B925（いずれも「研究指導」）が未入力になっているのは、研究指導を受講したが、標準年限に卒業論文を提出できなかった学生が存在する場合に追加設定されるものであるため、改めてのシラバス入力は行っていない。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－５－１］ 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式６－５－１）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－２］ 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式６－５－２）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－３］ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式６－５－３）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)神戸大学インターンシップ実績		
［分析項目６－５－４］ 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式６－５－４）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (05)チューター雇用実績		
	6-5-4-02 (05)チューター実施について		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-03 (05)令和3年度シラバスデータ（経営学部開講科目）（非公表）		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)キャンパスライフ支援センター活動報告		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)キャンパスライフ支援センター活動報告		再掲

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－６－１］ 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第30条	再掲
	6-6-1-01 (00)神戸大学共通細則	第4条	
	6-6-1-02_(00)神戸大学における成績評価方針		
	6-3-3-01 (05)神戸大学経営学部規則	第15条	再掲
	6-3-1-01 (05)令和3年度学生便覧	p. 131	再掲
［分析項目６－６－２］ 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-1-01 (05)令和3年度学生便覧	p. 131	再掲
	6-3-2-01 (05)令和3年度シラバス（経営学部開講科目）		再掲
［分析項目６－６－３］ 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (05)経営学部開講科目成績評価分布表(令和2年度)（非公表）		
	6-6-3-02 (05)成績評価の「秀」・「優」評価上限を適用しない科目について		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-03 (05)経営学部FD委員会(議事要旨)抜粋		
	・ＧＰＡ制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-6-3-04 (05)「GPA」について		
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
［分析項目６－６－４］ 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-3-1-01 (05)令和3年度学生便覧	p. 132	再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-01 (05)令和2年度成績評価に対する申立状況一覧(非公表)		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-01 (00)答案・レポートの廃棄時期等に関する申合せ		
	6-6-4-02 (05)経営学研究科・経営学部における定期試験問題,答案及びレポート等の取扱いに関する申合せ		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－６－３］
研究指導については、科目の特性上、分布が上位に偏るため、成績評価分布表に含めていない。初年次セミナーについては、「合格」「不合格」によって評価される科目であるため、成績評価分布表に含めていない。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－６－Ａ］ 神戸大学法人文書管理規則（別表第2）において、「試験問題」や「卒業論文，修士論文」は保存期間を「5年」と定めている。また、「答案・レポート」は同別表上「教育研究に関する事項」の「その他の法人文書」に含まれ、保存期間は「１年未満」である。答案・レポートの廃棄時期等については、大学教育推進委員会及び各部局で申合せ等を定めている。	6-6-A-01 (00)神戸大学法人文書管理規則	第5～7条,第11条 (別表第2)	

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－７－１］ 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第48～49条	再掲
	6-3-3-01 (05)神戸大学経営学部規則	第7条, 第16条	再掲
	6-3-1-01_(05)令和3年度学生便覧	p. 130	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-2-01 神戸大学教授会規則	第4条	再掲
	1-3-2-14 神戸大学経営学部教授会規程	第3条	再掲
	6-7-1-01 (00)神戸大学学位規程	第3条, 第17条	
	6-7-1-01 (05)経営学部卒業判定の体制及び手順について		
［分析項目６－７－２］ 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
［分析項目６－７－３］ 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第48～49条	再掲
	6-7-3-01 (05)新入生オリエンテーション資料(令和3年度)		
［分析項目６－７－４］ 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (05)経営学部教授会議事要録		
	6-7-4-02 (05)卒業判定資料(令和2年度9月卒業者)（非公表）		
	6-7-4-03 (05)卒業判定資料(令和2年度3月卒業者)（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
［分析項目６－７－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－８－１］ 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01 (05)令和2年度資格取得者数		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
［分析項目６－８－２］ 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当ＵＲＬ）		
	6-8-2-01 (05)令和3年度学校基本調査（卒業後の状況調査票）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-02 (05)卒業生の掲載記事等（非公表）		
［分析項目６－８－３］ 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (05)令和元年度 卒業時アンケート集計結果(全学共通・選択式)経営学部		
	6-8-3-02 (05)令和2年度DPの達成度調査結果		
［分析項目６－８－４］ 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (05)卒業生アンケート集計結果		
［分析項目６－８－５］ 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (00)平成30年度神戸大学就職先機関インタビュー実施報告書（非公表）		
	6-8-5-01 (05)令和元年度神戸大学経営学部卒業生に関するアンケート集計結果		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

Ⅱ　基準ごとの自己評価

領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－１－１］ 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)神戸大学 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		
	6-1-1-01 (06)理学部 学位授与に関する方針		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－１－Ａ］ 本学では、「神戸大学教育憲章」に基づき、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、大学教育推進委員会で決定した全学的基本方針に沿って「大学全体」および「DPに基づき学内で認めた単位」により策定している。	6-1-A-01 (00)神戸大学教育憲章		
	6-1-A-02 (00)三つのポリシー見直しのガイドライン（平成28年9月1日大学教育推進委員会）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－２－１］ 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (00)神戸大学 教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		
	6-2-1-01 (06)理学部 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		
［分析項目６－２－２］ 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)神戸大学 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		再掲
	6-1-1-01 (06)理学部 学位授与に関する方針		再掲
	6-2-1-01 (00)神戸大学 教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲
	6-2-1-01_(06)理学部 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－２－Ａ］ 本学では、「神戸大学教育憲章」に基づき、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、大学教育推進委員会で決定した全学的基本方針に沿って「大学全体」および「DPに基づき学内で認めた単位」により策定している。	6-1-A-01 (00)神戸大学教育憲章		再掲
	6-1-A-02 (00)三つのポリシー見直しのガイドライン（平成28年9月1日大学教育推進委員会）		再掲

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－３－１］ 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (06)理学部CPおよびカリキュラムマップ		
	6-3-1-02 (06)令和3年度学生便覧	p. 248～256	
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-02 (06)令和3年度学生便覧	p. 61～123	再掲
［分析項目６－３－２］ 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (06)令和3年度シラバス（理学部開講科目）		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	6-3-2-02 (06)理学部・理学研究科外部評価報告書抜粋(2019年度)		
	6-3-1-01 (06)理学部CPおよびカリキュラムマップ		再掲
［分析項目６－３－３］ 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第34～36条	再掲
	6-3-3-01 (06)神戸大学理学部規則	第8～10条	
	6-3-1-02 (06)令和3年度学生便覧	p. 105	再掲
［分析項目６－３－４］ 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・ＴＡ・ＲＡとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、ＴＡ・ＲＡの採用、活用状況が確認できる資料		
［分析項目６－３－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－４－１］ １年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)令和3年度授業カレンダー(全学)		
	6-4-1-01 (06)令和3年度理学研究科・理学部及び全学共通授業科目予定表		
［分析項目６－４－２］ 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)令和3年度授業カレンダー(全学)		再掲
	6-4-1-01 (06)令和3年度理学研究科・理学部及び全学共通授業科目予定表		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01_(06)令和3年度シラバス（理学部開講科目）		再掲
［分析項目６－４－３］ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-4-3-01 (06)令和3年度シラバスデータ（理学部開講科目）（非公表）		
	6-3-1-02 (06)令和3年度学生便覧	p.57～75	再掲
［分析項目６－４－４］ 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式６－４－４）		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01_(06)令和3年度シラバス（理学部開講科目）		再掲
［分析項目６－４－５］ 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（ＣＡＰ制度）を適切に設けていること	・ＣＡＰ制に関する規定		
［分析項目６－４－６］ 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
［分析項目６－４－７］ 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－８］ 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－９］ 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

［分析項目６－４－10］ 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
［分析項目６－４－11］ 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－４－２］
本学では、平成28年度から2学期クォーター制を導入し、1コマ8週で授業を実施しており、令和2年度からは、学部生の全学共通授業科目については原則クォーター開講とする一方、専門科目については教育的効果が認められる場合にはセメスター開講を認めるなど、セメスター科目とクォーター科目を併用している。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－５－１］ 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式６－５－１）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－２］ 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式６－５－２）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－３］ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式６－５－３）		
	6-5-3_社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)神戸大学インターンシップ実績		
［分析項目６－５－４］ 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式６－５－４）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (06)外国人留学生に対するチューター制度等について		
	6-5-4-02 (06)令和2年度チューター名簿（非公表）		
	6-5-4-03 (06)留学生チューターガイダンス配布資料		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-04 (06)令和3年度シラバス（英文）		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-05 (06)令和2年度障害支援状況（非公表）		
	6-5-4-01_(00)キャンパスライフ支援センター活動報告		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)キャンパスライフ支援センター活動報告		再掲

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－６－１］ 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第30条	再掲
	6-6-1-01 (00)神戸大学共通細則	第4条	
	6-6-1-02_(00)神戸大学における成績評価方針		
	6-3-3-01 (06)神戸大学理学部規則	第15条	再掲
	6-3-1-02 (06)令和3年度学生便覧	p. 98	再掲
［分析項目６－６－２］ 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-1-02 (06)令和3年度学生便覧	p. 98	再掲
	6-3-2-01_(06)令和3年度シラバス（理学部開講科目）		再掲
［分析項目６－６－３］ 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (06)理学部開講科目成績評価分布表（令和2年度前期）（非公表）		
	6-6-3-02 (06)理学部開講科目成績評価分布表（令和2年度後期）（非公表）		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-03 (06)理学部教務委員会議事要録		
	6-6-3-04_(06)令和2年度 理学研究科・理学部教授会報告抜粋		
	・ＧＰＡ制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-3-1-02 (06)令和3年度学生便覧	p. 243～247	再掲
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
［分析項目６－６－４］ 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-3-1-02 (06)令和3年度学生便覧	p. 103	再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-01 (06)令和2年度 成績評価に対する申立状況一覧（非公表）		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-01 (00)答案・レポートの廃棄時期等に関する申合せ		
	6-6-4-02 (06)理学部における試験問題用紙等の保存に関する申し合わせ		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［活動取組６－６－３］卒業研究（数学考究ないし特別研究）については、学科ごとに方式は異なるが、卒論発表会や卒業論文を全教員で確認するなど、複数教員による評価を実施している。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－６－Ａ］ 神戸大学法人文書管理規則（別表第2）において、「試験問題」や「卒業論文，修士論文」は保存期間を「5年」と定めている。また、「答案・レポート」は同別表上「教育研究に関する事項」の「その他の法人文書」に含まれ、保存期間は「１年未満」である。答案・レポートの廃棄時期等については、大学教育推進委員会及び各部局で申合せ等を定めている。	6-6-A-01_(00)神戸大学法人文書管理規則	第5～7条,第11条 (別表第2)	

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－７－１］ 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第48～49条	再掲
	6-3-3-01 (06)神戸大学理学部規則	第5条, 第16条, 別表第2	再掲
	6-3-1-02 (06)令和3年度学生便覧	p. 77-78, 104	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-2-01_神戸大学教授会規則	第4条	再掲
	1-3-2-16 神戸大学理学部教授会規程	第3条	再掲
	6-7-1-01 (00)神戸大学学位規程	第3条, 第17条	
	6-7-1-01 (06)理学部卒業判定の手順について		
［分析項目６－７－２］ 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
［分析項目６－７－３］ 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-3-1-02 (06)令和3年度学生便覧	p. 57～81	再掲
	6-7-3-01 (06)令和3年度新入生ガイダンス資料		
［分析項目６－７－４］ 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (06)理学研究科・理学部教務委員会議事要録		
	6-7-4-02_(06)理学域会議・理学研究科・理学部教授会議事要録		
	6-7-4-03 (06)卒業判定資料（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
［分析項目６－７－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－７－４］令和2年度は9月卒業予定の対象者が０名で、教授会での審議が行われなかったため、3月卒業の判定資料のみを添付した。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－８－１］ 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
［分析項目６－８－２］ 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当ＵＲＬ）		
	6-8-2-01 (06)令和3年度学校基本調査（卒業後の状況調査票）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-02 (06)卒業生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
［分析項目６－８－３］ 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (06)令和元年度 卒業時アンケート集計結果(全学共通・選択式)理学部		
	6-8-3-02 (06)DP達成度アンケート集計結果		
［分析項目６－８－４］ 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (06)一定年限を経過した卒業生へのアンケート集計結果(2019年度調査)		
［分析項目６－８－５］ 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (00)平成30年度神戸大学就職先機関インタビュー実施報告書（非公表）		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

Ⅱ　基準ごとの自己評価

領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：医学教育分野別評価（日本医学教育評価機構（JACME））

：「該当なし」

基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること

【特記事項】

② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲

【優れた成果が確認できる取組】

基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【特記事項】

② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲

【優れた成果が確認できる取組】

基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
［活動取組６－５－Ａ］ チューター制度の拡充並びに相談体制の周知徹底を図り、早い段階での成績不良学生へのカウンセリングを定期的に実施することにより、学業支援を行っている。	6-5-A-01 (07)教務学生委員会学年担当		
	6-5-A-02_(07)医学部医学科悩み相談窓口		
	6-5-A-03 (07)メンタルヘルス・カウンセリング資料（非公表）		
［活動取組６－５－Ｂ］ 留学生バディ制度を導入し、短期留学生の学修及び生活支援を行っている。	6-5-B-01 (07)留学生バディ制度		
【優れた成果が確認できる取組】 ・メンタルヘルスに関するアンケートを実施・分析し、その結果に基づいた当該学生のアフターフォローを行うことにより、学業継続のための支援につながっている。			

基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
［活動取組６－６－Ａ］ 多面的評価、形成的評価を導入し、公正な成績評価につなげている。	6-6-A-01 (07)基礎配属実習評価表（非公表）		
［活動取組６－６－Ｂ］ 卒業試験において正解を開示し、疑義申し立て期間を設定することにより、成績評価の公正化を図っている。	6-6-B-01 (07)令和元年度卒業試験専門委員会議事要旨（7月3日）（非公表）		
	6-6-B-02 (07)卒業試験疑義照会一覧（非公表）		
【優れた成果が確認できる取組】			

基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
［活動取組６－７－Ａ］ 学位授与方針に即した公正な卒業判定を行うため、令和2年度から診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験（Post-CC OSCE）を卒業要件として導入し、令和2年度の医療系大学間共用試験実施評価機構における正式実施に参加している。	6-7-A-01 (07)卒業試験に関する申合せ		
【優れた成果が確認できる取組】			

基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む）	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）		
【特記事項】			
②　この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

Ⅱ　基準ごとの自己評価

領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－１－１］ 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)神戸大学 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		
	6-1-1-01 (08)医学部保健学科 学位授与に関する方針		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－１－Ａ］ 本学では、「神戸大学教育憲章」に基づき、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、大学教育推進委員会で決定した全学的基本方針に沿って「大学全体」および「DPに基づき学内で認めた単位」により策定している。	6-1-A-01 (00)神戸大学教育憲章		
	6-1-A-02 (00)三つのポリシー見直しのガイドライン（平成28年9月1日大学教育推進委員会）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－２－１］ 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (00)神戸大学 教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		
	6-2-1-01 (08)医学部保健学科 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		
［分析項目６－２－２］ 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)神戸大学 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		再掲
	6-1-1-01 (08)医学部保健学科 学位授与に関する方針		再掲
	6-2-1-01_(00)神戸大学 教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲
	6-2-1-01 (08)医学部保健学科 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－２－Ａ］ 本学では、「神戸大学教育憲章」に基づき、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、大学教育推進委員会で決定した全学的基本方針に沿って「大学全体」および「DPに基づき学内で認めた単位」により策定している。	6-1-A-01 (00)神戸大学教育憲章		再掲
	6-1-A-02 (00)三つのポリシー見直しのガイドライン（平成28年9月1日大学教育推進委員会）		再掲

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

DP・CP に則った看護師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士の医療専門職教育に注力しており、国家試験合格率はどの専攻も全国平均以上となっている。また卒業後の大学院進学率も20～30%と高く、社会に役立つ臨床研究を担っている。

【改善を要する事項】

基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－３－１］ 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (08)医学部保健学科カリキュラムマップ		
	6-3-1-02 (08)令和3年度医学部保健学科教育課程表	p. 36～49	
	6-3-1-03 (08)医学部保健学科のカリキュラム履修体系図		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-04 (08)令和3年度学生便覧	p. 71～91	
	6-3-1-02 (08)令和3年度医学部保健学科教育課程表	p. 12～35	再掲
［分析項目６－３－２］ 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01_(08)令和3年度シラバス（医学部保健学科開講科目）		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	6-3-2-02 (08)神戸大学医学部保健学科外部評価結果	p. 2～4	
	6-3-1-01 (08)医学部保健学科カリキュラムマップ		再掲
［分析項目６－３－３］ 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第34～36条	再掲
	6-3-3-01 (08)神戸大学医学部規則	第9条	
	6-3-3-02 (08)保健学科既修得単位の認定に関する内規		

［分析項目６－３－４］ 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・ＴＡ・ＲＡとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、ＴＡ・ＲＡの採用、活用状況が確認できる資料		
［分析項目６－３－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－４－１］ １年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)令和3年度授業カレンダー(全学)		
	6-4-1-01 (08)2021年度医学部保健学科学年暦		
［分析項目６－４－２］ 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)令和3年度授業カレンダー(全学)		再掲
	6-4-1-01 (08)2021年度医学部保健学科学年暦		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01_(08)令和3年度シラバス（医学部保健学科開講科目）		再掲
［分析項目６－４－３］ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-4-3-01 (08)令和3年度シラバスデータ（医学部保健学科開講科目）（非公表）		
	6-3-1-04 (08)令和3年度学生便覧	p. 71～91	再掲
［分析項目６－４－４］ 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式６－４－４）		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01_(08)令和3年度シラバス（医学部保健学科開講科目）		再掲
［分析項目６－４－５］ 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（ＣＡＰ制度）を適切に設けていること	・ＣＡＰ制に関する規定		
［分析項目６－４－６］ 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
［分析項目６－４－７］ 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－８］ 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－９］ 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

［分析項目６－４－10］ 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
［分析項目６－４－11］ 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－４－２］
本学では、平成28年度から2学期クォーター制を導入し、1コマ8週で授業を実施しており、令和2年度からは、学部生の全学共通授業科目については原則クォーター開講とする一方、専門科目については教育的効果が認められる場合にはセメスター開講を認めるなど、セメスター科目とクォーター科目を併用している。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

シラバス作成にあたって、学部教務委員による事前個別チェックを導入し、成績評価基準などの記載を学生によりわかりやすく周知できるよう取り組んでいる。

【改善を要する事項】

基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－５－１］ 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式６－５－１）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－２］ 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式６－５－２）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－３］ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式６－５－３）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)神戸大学インターンシップ実績		
	6-5-3-01 (08)インターンシップ実施状況		
［分析項目６－５－４］ 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式６－５－４）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01_(08)チューター配置表、担任表		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)キャンパスライフ支援センター活動報告		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-01_(00)キャンパスライフ支援センター活動報告		再掲

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

インターンシップについては、学内での学習成果が臨地で効果を奏するよう、該当の臨床実習地と密な連絡を取り、学生のインターンシップの開始から終了時まで現場での教員による指導を整えている。終了後も、臨床実習セミナーの発表会には臨床指導者に案内を送りフォローアップを行っている。

【改善を要する事項】

基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－６－１］ 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第30条	再掲
	6-6-1-01 (00)神戸大学共通細則	第4条	
	6-6-1-02_(00)神戸大学における成績評価方針		
	6-3-3-01 (08)神戸大学医学部規則	第11条	再掲
	6-6-1-01 (08)神戸大学医学部保健学科成績評価基準等に関する内規		
［分析項目６－６－２］ 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-1-04 (08)令和3年度学生便覧	p. 102	再掲
	6-3-2-01 (08)令和3年度シラバス（医学部保健学科開講科目）		再掲
［分析項目６－６－３］ 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (08)医学部保健学科開講科目成績評価分布表（令和2年度前期）（非公表）		
	6-6-3-02 (08)医学部保健学科開講科目成績評価分布表（令和2年度後期）（非公表）		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-03 (08)学部教務委員会議事要録		
	・ＧＰＡ制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-3-1-04 (08)令和3年度学生便覧	p. 95～97	再掲
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	6-6-3-04 (08)臨床実習及び卒業研究のシラバス		

［分析項目６－６－４］ 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-3-1-04 (08)令和3年度学生便覧	p. 102～103	再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-01 (08)成績評価に関する申立て件数、申立ての内容及びその対応		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-01 (00)答案・レポートの廃棄時期等に関する申合せ		
	6-6-4-02 (08)医学部保健学科における答案及びレポート等の取扱いに関する申合せ		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－６－Ａ］ 神戸大学法人文書管理規則（別表第2）において、「試験問題」や「卒業論文，修士論文」は保存期間を「5年」と定めている。また、「答案・レポート」は同別表上「教育研究に関する事項」の「その他の法人文書」に含まれ、保存期間は「１年未満」である。答案・レポートの廃棄時期等については、大学教育推進委員会及び各部局で申合せ等を定めている。	6-6-A-01 (00)神戸大学法人文書管理規則	第5～7条，第11条 （別表第2）	

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－７－１］ 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第48～49条	再掲
	6-3-3-01 (08)神戸大学医学部規則	第5条	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-2-01 神戸大学教授会規則	第4条	再掲
	1-3-2-18 神戸大学医学部教授会規程	第3条, 第8条	再掲
	1-3-2-20 神戸大学医学部保健学科会議内規	第1～2条	再掲
	6-7-1-01 (00)神戸大学学位規程	第3条, 第17条	
	6-7-1-01 (08)医学部保健学科卒業判定の手順について		
［分析項目６－７－２］ 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
［分析項目６－７－３］ 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-3-1-04_(08)令和3年度学生便覧	p. 88～91	再掲
	6-3-1-02 (08)令和3年度医学部保健学科教育課程表	p. 6～7	再掲
［分析項目６－７－４］ 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (08)保健学科会議議事要録		

	6-7-4-02 (08)卒業判定資料（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
［分析項目６－７－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－８－１］ 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）		
	6-8-1_標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01 (08)国家試験合格状況		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
［分析項目６－８－２］ 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当ＵＲＬ）		
	6-8-2-01 (08)令和3年度学校基本調査（卒業後の状況調査票）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-02 (08)卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
［分析項目６－８－３］ 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (08)令和元年度 卒業時アンケート集計結果(全学共通・選択式)医学部保健学科		
	6-8-3-02 (08)DPの達成度調査結果		
［分析項目６－８－４］ 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (08)卒業生からの意見聴取結果		
［分析項目６－８－５］ 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (00)平成30年度神戸大学就職先機関インタビュー実施報告書（非公表）		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

Ⅱ　基準ごとの自己評価

領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－１－１］ 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	6-1-1-01_(00)神戸大学_学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		
	6-1-1-01_(09)工学部_学位授与に関する方針		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－１－Ａ］ 本学では、「神戸大学教育憲章」に基づき、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、大学教育推進委員会で決定した全学的基本方針に沿って「大学全体」および「DPに基づき学内で認めた単位」により策定している。	6-1-A-01_(00)神戸大学教育憲章		
	6-1-A-02_(00)三つのポリシー見直しのガイドライン（平成28年9月1日大学教育推進委員会）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－２－１］ 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (00)神戸大学 教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		
	6-2-1-01 (09)工学部 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		
［分析項目６－２－２］ 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)神戸大学 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		再掲
	6-1-1-01 (09)工学部 学位授与に関する方針		再掲
	6-2-1-01_(00)神戸大学 教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲
	6-2-1-01 (09)工学部 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－２－Ａ］ 本学では、「神戸大学教育憲章」に基づき、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、大学教育推進委員会で決定した全学的基本方針に沿って「大学全体」および「DPに基づき学内で認めた単位」により策定している。	6-1-A-01 (00)神戸大学教育憲章		再掲
	6-1-A-02 (00)三つのポリシー見直しのガイドライン（平成28年9月1日大学教育推進委員会）		再掲

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－３－１］ 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (09)工学部カリキュラムマップ		
	6-3-1-02 (09)工学部ナンバリング		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-03 (09)令和3年度学生便覧	p. 155～252	
［分析項目６－３－２］ 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (09)令和3年度シラバス（工学部開講科目）		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	6-3-2-02 (09)外部評価結果報告書		
	6-3-1-01 (09)工学部カリキュラムマップ		再掲
［分析項目６－３－３］ 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第34～36条	再掲
	6-3-3-01 (09)神戸大学工学部規則	第8～10条	
	6-3-1-03 (09)令和3年度学生便覧	p. 142	再掲
［分析項目６－３－４］ 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・ＴＡ・ＲＡとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、ＴＡ・ＲＡの採用、活用状況が確認できる資料		
［分析項目６－３－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－４－１］ １年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)令和3年度授業カレンダー(全学)		
	6-4-1-01 (09)2021年度工学部授業予定表		
［分析項目６－４－２］ 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)令和3年度授業カレンダー(全学)		再掲
	6-4-1-01 (09)2021年度工学部授業予定表		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01_(09)令和3年度シラバス（工学部開講科目）		再掲
［分析項目６－４－３］ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-4-3-01 (09)令和3年度シラバスデータ（工学部開講科目）（非公表）		
	6-3-1-03 (09)令和3年度学生便覧	p. 77～114	再掲
［分析項目６－４－４］ 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式６－４－４）		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01_(09)令和3年度シラバス（工学部開講科目）		再掲
［分析項目６－４－５］ 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（ＣＡＰ制度）を適切に設けていること	・ＣＡＰ制に関する規定		
［分析項目６－４－６］ 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
［分析項目６－４－７］ 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－８］ 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－９］ 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

［分析項目６－４－10］ 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
［分析項目６－４－11］ 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－４－２］
本学では、平成28年度から2学期クォーター制を導入し、1コマ8週で授業を実施しており、令和2年度からは、学部生の全学共通授業科目については原則クォーター開講とする一方、専門科目については教育的効果が認められる場合にはセメスター開講を認めるなど、セメスター科目とクォーター科目を併用している。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－５－１］ 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式６－５－１）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－２］ 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式６－５－２）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－３］ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式６－５－３）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)神戸大学インターンシップ実績		
	6-5-3-01 (09)機械工学インターンシップ		
［分析項目６－５－４］ 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式６－５－４）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (09)チューター制度の概要		
	6-5-4-02 (09)チューター一覧（非公表）		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-03 (09)令和3年度シラバスデータ（工学部開講科目）（非公表）		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)キャンパスライフ支援センター活動報告		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)キャンパスライフ支援センター活動報告		再掲

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－６－１］ 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第30条	再掲
	6-6-1-01 (00)神戸大学共通細則	第4条	
	6-6-1-02_(00)神戸大学における成績評価方針		
	6-3-3-01 (09)神戸大学工学部規則	第14条	再掲
［分析項目６－６－２］ 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-1-03 (09)令和3年度学生便覧	p. 37	再掲
	6-3-2-01 (09)令和3年度シラバス（工学部開講科目）		再掲
［分析項目６－６－３］ 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (09)工学部開講科目成績評価分布表（令和2年度前期）（非公表）		
	6-6-3-02 (09)工学部開講科目成績評価分布表（令和2年度後期）（非公表）		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-03_(09)工学部教務委員会議事要録		
	・ＧＰＡ制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-3-1-03 (09)令和3年度学生便覧	p. 165～167	再掲
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	6-6-3-04 (09)卒業研究発表会タイムスケジュール		
	6-6-3-05 (09)卒業研究評価シート		
［分析項目６－６－４］ 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-3-1-03 (09)令和3年度学生便覧	p. 145	再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-01 (09)令和2年度成績評価に対する申立状況一覧		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-01_(00)答案・レポートの廃棄時期等に関する申合せ		
	6-6-4-02 (09)工学部・工学研究科における答案及びレポート等の取扱いに関する申合せ		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－６－Ａ］ 神戸大学法人文書管理規則（別表第2）において、「試験問題」や「卒業論文，修士論文」は保存期間を「5年」と定めている。また、「答案・レポート」は同別表上「教育研究に関する事項」の「その他の法人文書」に含まれ、保存期間は「１年未満」である。答案・レポートの廃棄時期等については、大学教育推進委員会及び各部局で申合せ等を定めている。	6-6-A-01_(00)神戸大学法人文書管理規則	第5～7条,第11条 (別表第2)	

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－７－１］ 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第48～49条	再掲
	6-3-3-01 (09)神戸大学工学部規則	第15条	再掲
	6-3-1-03_(09)令和3年度学生便覧	p. 134～136	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-2-01 神戸大学教授会規則	第4条	再掲
	1-3-2-24 神戸大学工学部教授会規程	第3条	再掲
	6-7-1-01 (00)神戸大学学位規程	第3条, 第17条	
［分析項目６－７－２］ 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
［分析項目６－７－３］ 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-3-1-03 (09)令和3年度学生便覧	p. 189～252	再掲
	6-7-3-01_(09)新入生オリエンテーション資料（令和3年度）		
［分析項目６－７－４］ 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (09)教授会議事録		
	6-7-4-02 (09)卒業判定資料（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
［分析項目６－７－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－８－１］ 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
［分析項目６－８－２］ 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当ＵＲＬ）		
	6-8-2-01 (09)令和3年度学校基本調査（卒業後の状況調査票）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-02 (09)卒業生の社会での活躍事例（工学部）		
［分析項目６－８－３］ 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (09)令和元年度 卒業時アンケート集計結果(全学共通・選択式)工学部		
	6-8-3-02 (09)神戸大学工学部卒業時アンケート		
［分析項目６－８－４］ 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (09)卒業生アンケート(工学部)		
［分析項目６－８－５］ 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (00)平成30年度神戸大学就職先機関インタビュー実施報告書（非公表）		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

Ⅱ　基準ごとの自己評価

領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－１－１］ 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)神戸大学 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		
	6-1-1-01 (10)農学部 学位授与に関する方針		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－１－Ａ］ 本学では、「神戸大学教育憲章」に基づき、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、大学教育推進委員会で決定した全学的基本方針に沿って「大学全体」および「DPに基づき学内で認めた単位」により策定している。	6-1-A-01 (00)神戸大学教育憲章		
	6-1-A-02 (00)三つのポリシー見直しのガイドライン（平成28年9月1日大学教育推進委員会）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－２－１］ 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01（00)神戸大学 教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		
	6-2-1-01（10)農学部 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		
［分析項目６－２－２］ 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01（00)神戸大学 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		再掲
	6-1-1-01（10)農学部 学位授与に関する方針		再掲
	6-2-1-01（00)神戸大学 教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲
	6-2-1-01（10)農学部 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－２－Ａ］ 本学では、「神戸大学教育憲章」に基づき、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、大学教育推進委員会で決定した全学的基本方針に沿って「大学全体」および「DPに基づき学内で認めた単位」により策定している。	6-1-A-01（00)神戸大学教育憲章		再掲
	6-1-A-02（00)三つのポリシー見直しのガイドライン（平成28年9月1日大学教育推進委員会）		再掲

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－３－１］ 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (10)農学部カリキュラムマップ		
	6-3-1-02 (10)農学部授業科目のナンバリング		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-03 (10)農学部授業要覧2021	p. 47～81	
［分析項目６－３－２］ 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (10)令和3年度シラバス（農学部開講科目）		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	6-3-2-02 (10)外部評価報告書2020	P20～44	
	6-3-1-01 (10)農学部カリキュラムマップ		再掲
［分析項目６－３－３］ 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第34～36条	再掲
	6-3-3-01 (10)神戸大学農学部規則	第8～9条	
	6-3-3-02 (10)入学前の既修得単位の認定に関する内規		
［分析項目６－３－４］ 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・ＴＡ・ＲＡとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、ＴＡ・ＲＡの採用、活用状況が確認できる資料		
［分析項目６－３－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－４－１］ １年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)令和3年度授業カレンダー(全学)		
	6-4-1-01 (10)令和3年度農学部授業予定表		
［分析項目６－４－２］ 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)令和3年度授業カレンダー(全学)		再掲
	6-4-1-01 (10)令和3年度農学部授業予定表		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01_(10)令和3年度シラバス（農学部開講科目）		再掲
［分析項目６－４－３］ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-4-3-01 (10)令和3年度シラバスデータ（農学部開講科目）（非公表）		
	6-3-1-03 (10)農学部授業要覧2021	p.3～7	再掲
［分析項目６－４－４］ 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式６－４－４）		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01_(10)令和3年度シラバス（農学部開講科目）		再掲
［分析項目６－４－５］ 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（ＣＡＰ制度）を適切に設けていること	・ＣＡＰ制に関する規定		
［分析項目６－４－６］ 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
［分析項目６－４－７］ 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－８］ 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－９］ 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

［分析項目６－４－10］ 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
［分析項目６－４－11］ 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－４－２］
本学では、平成28年度から2学期クォーター制を導入し、1コマ8週で授業を実施しており、令和2年度からは、学部生の全学共通授業科目については原則クォーター開講とする一方、専門科目については教育的効果が認められる場合にはセメスター開講を認めるなど、セメスター科目とクォーター科目を併用している。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－５－１］ 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式６－５－１）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－２］ 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式６－５－２）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－３］ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式６－５－３）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)神戸大学インターンシップ実績		
［分析項目６－５－４］ 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式６－５－４）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (10)留学生チューター活動についての注意事項		
	6-5-4-02 (10)令和2年度チューター一覧（非公表）		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)キャンパスライフ支援センター活動報告		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)キャンパスライフ支援センター活動報告		再掲

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－６－１］ 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第30条	再掲
	6-6-1-01 (00)神戸大学共通細則	第4条	
	6-6-1-02_(00)神戸大学における成績評価方針		
	6-3-3-01 (10)神戸大学農学部規則	第11条	再掲
	6-6-1-01 (10)農学部成績評価基準に関する内規		
［分析項目６－６－２］ 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-01 (10)令和3年度学生便覧	p. 138	
	6-3-2-01 (10)令和3年度シラバス（農学部開講科目）		再掲
［分析項目６－６－３］ 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (10)農学部開講科目成績評価分布表（令和2年度前期・後期）（非公表）		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02_(10)農学部・農学研究科教務委員会議事録（非公表）		
	・ＧＰＡ制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-6-2-01 (10)令和3年度学生便覧	p. 153～155	再掲
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	6-6-3-03_(10)卒業研究シラバス		
［分析項目６－６－４］ 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-2-01 (10)令和3年度学生便覧	p. 139	再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-01 (10)令和2年度成績評価に対する申立状況一覧		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-01 (00)答案・レポートの廃棄時期等に関する申合せ		
	6-6-4-02 (10)神戸大学農学部・大学院農学研究科における定期試験問題，答案及びレポート等の取扱いに関する申合せ		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－６－Ａ］ 神戸大学法人文書管理規則（別表第2）において、「試験問題」や「卒業論文，修士論文」は保存期間を「5年」と定めている。また、「答案・レポート」は同別表上「教育研究に関する事項」の「その他の法人文書」に含まれ、保存期間は「１年未満」である。答案・レポートの廃棄時期等については、大学教育推進委員会及び各部局で申合せ等を定めている。	6-6-A-01_(00)神戸大学法人文書管理規則	第5～7条,第11条 (別表第2)	

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－７－１］ 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第48～49条	再掲
	6-3-3-01 (10)神戸大学農学部規則	第12条	再掲
	6-7-1-01_(10)神戸大学農学部の早期卒業の認定の基準に関する内規		
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-2-01 神戸大学教授会規則	第4条	再掲
	1-3-2-29 神戸大学農学部教授会規程	第1条，3条	再掲
	6-7-1-01 (00)神戸大学学位規程	第3条,第17条	
	6-7-1-02 (10)農学部卒業判定の手順について		
［分析項目６－７－２］ 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
［分析項目６－７－３］ 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-6-2-01_(10)令和3年度学生便覧	p.106～123	再掲
	6-7-3-01 (10)農学部新入生ガイダンス資料（令和3年度）		
［分析項目６－７－４］ 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (10)教授会議事要録		
	6-7-4-02 (10)卒業判定資料(令和2年度)（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
［分析項目６－７－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－８－１］ 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01 (10)資格取得者数		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
［分析項目６－８－２］ 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当ＵＲＬ）		
	6-8-2-01 (10)令和3年度学校基本調査（卒業後の状況調査票）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-02 (10)卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料		
［分析項目６－８－３］ 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (10)令和元年度 卒業時アンケート集計結果(全学共通・選択式)農学部		
	6-8-3-02 (10)DPの達成度調査結果		
［分析項目６－８－４］ 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01_(10)農学部卒業生アンケート集計結果		
［分析項目６－８－５］ 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (00)平成30年度神戸大学就職先機関インタビュー実施報告書（非公表）		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

Ⅱ　基準ごとの自己評価

領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－１－１］ 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)神戸大学 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		
	6-1-1-01 (11)海洋政策科学部 学位授与に関する方針		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－１－Ａ］ 本学では、「神戸大学教育憲章」に基づき、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、大学教育推進委員会で決定した全学的基本方針に沿って「大学全体」および「DPに基づき学内で認めた単位」により策定している。	6-1-A-01 (00)神戸大学教育憲章		
	6-1-A-02 (00)三つのポリシー見直しのガイドライン（平成28年9月1日大学教育推進委員会）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－２－１］ 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (00)神戸大学 教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		
	6-2-1-01 (11)海洋政策科学部 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		
［分析項目６－２－２］ 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)神戸大学 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		再掲
	6-1-1-01 (11)海洋政策科学部 学位授与に関する方針		再掲
	6-2-1-01 (00)神戸大学 教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲
	6-2-1-01 (11)海洋政策科学部 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－２－Ａ］ 本学では、「神戸大学教育憲章」に基づき、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、大学教育推進委員会で決定した全学的基本方針に沿って「大学全体」および「DPに基づき学内で認めた単位」により策定している。	6-1-A-01 (00)神戸大学教育憲章		再掲
	6-1-A-02 (00)三つのポリシー見直しのガイドライン（平成28年9月1日大学教育推進委員会）		再掲

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－３－１］ 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (11)海洋政策科学部カリキュラムマップ		
	6-3-1-02 (11)科目ナンバリングの導入について	p. 172～180	
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-03_(11)令和3年度学生便覧	p. 109～121 & p. 138～142	
［分析項目６－３－２］ 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (11)令和3年度シラバス（海洋政策科学部開講科目）		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	6-3-1-01 (11)海洋政策科学部カリキュラムマップ		再掲
［分析項目６－３－３］ 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第34～36条	再掲
	6-3-3-01 (11)神戸大学海洋政策科学部規則	第15～18条	
	6-3-3-02_(11)入学前の既修得単位の認定に関する内規	p. 157	
［分析項目６－３－４］ 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・ＴＡ・ＲＡとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、ＴＡ・ＲＡの採用、活用状況が確認できる資料		
［分析項目６－３－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－４－１］ １年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)令和3年度授業カレンダー(全学)		
	6-4-1-01 (11)2021年度海洋政策科学部授業予定表		
［分析項目６－４－２］ 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)令和3年度授業カレンダー(全学)		再掲
	6-4-1-01 (11)2021年度海洋政策科学部授業予定表		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01_(11)令和3年度シラバス（海洋政策科学部開講科目）		再掲
［分析項目６－４－３］ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-4-3-01 (11)令和3年度シラバスデータ（海洋政策科学部開講科目）（非公表）		
	6-3-1-03 (11)令和3年度学生便覧	p. 105～126	再掲
［分析項目６－４－４］ 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式６－４－４）		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01_(11)令和3年度シラバス（海洋政策科学部開講科目）		再掲
［分析項目６－４－５］ 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（ＣＡＰ制度）を適切に設けていること	・ＣＡＰ制に関する規定		
［分析項目６－４－６］ 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
［分析項目６－４－７］ 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－８］ 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－９］ 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

［分析項目６－４－10］ 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
［分析項目６－４－11］ 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－４－２］
本学では、平成28年度から2学期クォーター制を導入し、1コマ8週で授業を実施しており、令和2年度からは、学部生の全学共通授業科目については原則クォーター開講とする一方、専門科目については教育的効果が認められる場合にはセメスター開講を認めるなど、セメスター科目とクォーター科目を併用している。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－５－１］ 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式６－５－１）		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－２］ 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式６－５－２）		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－３］ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式６－５－３）		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
［分析項目６－５－４］ 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式６－５－４）		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－５－１］令和3年4月設置のため、令和2年度の実績については分析できない。

［分析項目６－５－２］令和3年4月設置のため、令和2年度の実績については分析できない。

［分析項目６－５－３］令和3年4月設置のため、令和2年度の実績については分析できない。

［分析項目６－５－４］令和3年4月設置のため、令和2年度の実績については分析できない。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－６－１］ 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第30条	再掲
	6-6-1-01 (00)神戸大学共通細則	第4条	
	6-6-1-02 (00)神戸大学における成績評価方針		
	6-3-3-01 (11)神戸大学海洋政策科学部規則	第20～25条	再掲
	6-6-1-01 (11)海洋政策科学部における成績評価に関する内規	p. 147	
［分析項目６－６－２］ 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-1-03 (11)令和3年度学生便覧	p. 147	再掲
	6-3-2-01 (11)令和3年度シラバス（海洋政策科学部開講科目）		再掲
［分析項目６－６－３］ 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	・ＧＰＡ制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
［分析項目６－６－４］ 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-3-1-03 (11)令和3年度学生便覧	p. 149	再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-01 (11)海事科学部・海事科学研究科における答案及びレポート等の取扱いに関する申合せ		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－６－３］令和3年4月設置のため、令和2年度の実績については分析できない。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－６－Ａ］ 神戸大学法人文書管理規則（別表第2）において、「試験問題」や「卒業論文，修士論文」は保存期間を「5年」と定めている。また、「答案・レポート」は同別表上「教育研究に関する事項」の「その他の法人文書」に含まれ、保存期間は「１年未満」である。答案・レポートの廃棄時期等については、大学教育推進委員会及び各部局で申合せ等を定めている。	6-6-A-01_(00)神戸大学法人文書管理規則	第5～7条,第11条 (別表第2)	

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－７－１］ 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第48～49条	再掲
	6-3-3-01 (11)神戸大学海洋政策科学部規則	第9条	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-2-01 神戸大学教授会規則	第4条	再掲
	1-3-2-31 神戸大学海洋政策科学部教授会規程	第3条	再掲
	6-7-1-01 (00)神戸大学学位規程	第3条, 第17条	
	6-7-1-01 (11)卒業判定の手順について	内規第3条， 第5条	
［分析項目６－７－２］ 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
［分析項目６－７－３］ 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-3-1-03 (11)令和3年度学生便覧	p. 122～126	再掲
	6-7-3-01 (11)新入生オリエンテーション資料（令和3年度）		
［分析項目６－７－４］ 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
［分析項目６－７－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－７－４］令和3年4月設置のため、令和2年度の実績については分析できない。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－８－１］ 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
［分析項目６－８－２］ 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当ＵＲＬ）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
［分析項目６－８－３］ 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
［分析項目６－８－４］ 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
［分析項目６－８－５］ 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－８－１］令和3年4月設置のため、令和2年度までの実績については分析できない。

［分析項目６－８－２］令和3年4月設置のため、令和2年度までの実績については分析できない。

［分析項目６－８－３］令和3年4月設置のため、令和2年度までの実績については分析できない。

［分析項目６－８－４］令和3年4月設置のため、令和2年度までの実績については分析できない。

［分析項目６－８－５］令和3年4月設置のため、令和2年度までの実績については分析できない。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

Ⅱ　基準ごとの自己評価

領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－１－１］ 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	6-1-1-01_(00)神戸大学_学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		
	6-1-1-01_(12)人文学研究科_学位授与に関する方針		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－１－Ａ］ 本学では、「神戸大学教育憲章」に基づき、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、大学教育推進委員会で決定した全学的基本方針に沿って「大学全体」および「DPに基づき学内で認めた単位」により策定している。	6-1-A-01_(00)神戸大学教育憲章		
	6-1-A-02_(00)三つのポリシー見直しのガイドライン（平成28年9月1日大学教育推進委員会）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－２－１］ 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (00)神戸大学 教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		
	6-2-1-01 (12)人文学研究科 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		
［分析項目６－２－２］ 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)神戸大学 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		再掲
	6-1-1-01 (12)人文学研究科 学位授与に関する方針		再掲
	6-2-1-01 (00)神戸大学 教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲
	6-2-1-01 (12)人文学研究科 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－２－Ａ］ 本学では、「神戸大学教育憲章」に基づき、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、大学教育推進委員会で決定した全学的基本方針に沿って「大学全体」および「DPに基づき学内で認めた単位」により策定している。	6-1-A-01_(00)神戸大学教育憲章		再掲
	6-1-A-02 (00)三つのポリシー見直しのガイドライン（平成28年9月1日大学教育推進委員会）		再掲

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－３－１］ 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (12)人文学研究科カリキュラムマップ		
	6-3-1-02 (12)令和3年度学生便覧	p. 139～143	
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-02 (12)令和3年度学生便覧	p. 127～138	再掲
［分析項目６－３－２］ 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (12)令和3年度シラバス（人文学研究科開講科目）		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	6-3-2-02 (12)神戸大学 文学部・大学院人文学研究科 2019 年度 年次報告書	p. 26～56	
	6-3-1-01 (12)人文学研究科カリキュラムマップ		再掲
［分析項目６－３－３］ 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第34～36条	再掲
	6-3-3-01 (12)神戸大学大学院人文学研究科規則	第17～18条	
［分析項目６－３－４］ 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	6-3-3-01 (12)神戸大学大学院人文学研究科規則	第15, 19, 23条	再掲
	6-3-4-01 (12)人文学研究科の指導教員に関する申合せ		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-4-02 (12)人文学研究科学修プロセスフロー		
	6-3-4-03 (12)前期課程指導教員・研究テーマ届		
	6-3-4-04 (12)修士論文指導計画書		
	6-3-4-05 (12)後期課程指導教員・研究テーマ届		
	6-3-4-06 (12)博士論文作成計画書		
	6-3-4-07_(12)研究指導報告書様式		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-08 (12)学会発表支援状況		

	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-09 (12)地域連携センター年次報告		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-4-10 (12)試験及び論文・レポートにおける不正行為に関する申し合わせ		
	6-3-4-11 (12)学術研究に係る不正行為の防止に向けて		
	・ＴＡ・ＲＡとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、ＴＡ・ＲＡの採用、活用状況が確認できる資料		
	6-3-4-12 (12)TA・RAの採用・活用実績一覧		
［分析項目６－３－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

・単位互換制度の活用（令和元年度は国立台湾大学へ1名、パリ・ナンテール大学へ2名、パリ・ディドロ(第7)大学へ1名、エセックス大学（英）へ1名、トリーア大学（独）へ1名、エクス＝マルセイユ大学（仏）へ1名派遣）

・神戸大学・北京大学・復旦大学の三大学共同人文フォーラム「人文と社会学際的視野からの東アジア研究」を神戸大学で開催し、博士課程前期課程の大学院生2名、博士課程後期課程の大学院生3名が参加・発表を行った。

【改善を要する事項】

基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－４－１］ １年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)令和3年度授業カレンダー(全学)		
	6-4-1-01 (12)2021年度人文学研究科授業予定表		
［分析項目６－４－２］ 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)令和3年度授業カレンダー(全学)		再掲
	6-4-1-01 (12)2021年度人文学研究科授業予定表		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01 (12)令和3年度シラバス（人文学研究科開講科目）		再掲
［分析項目６－４－３］ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-4-3-01 (12)令和3年度シラバスデータ（人文学研究科博士課程前期課程開講科目）（非公表）		
	6-4-3-02 (12)令和3年度シラバスデータ（人文学研究科博士課程後期課程開講科目）（非公表）		
	6-3-1-02 (12)令和3年度学生便覧	p. 127～138	再掲
［分析項目６－４－４］ 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式６－４－４）		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (12)令和3年度シラバス（人文学研究科開講科目）		再掲
［分析項目６－４－５］ 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（ＣＡＰ制度）を適切に設けていること	・ＣＡＰ制に関する規定		
［分析項目６－４－６］ 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
［分析項目６－４－７］ 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－８］ 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－９］ 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

［分析項目６－４－10］ 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
［分析項目６－４－11］ 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－４－２］
本学では、平成28年度から2学期クォーター制を導入し、1コマ8週で授業を実施しており、令和2年度からは、学部生の全学共通授業科目については原則クォーター開講とする一方、専門科目については教育的効果が認められる場合にはセメスター開講を認めるなど、セメスター科目とクォーター科目を併用している。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－５－１］ 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式６－５－１）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－２］ 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式６－５－２）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－３］ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式６－５－３）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)神戸大学インターンシップ実績		

［分析項目６－５－４］ 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式６－５－４）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (12)留学生チューター利用実績		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-02 (12)英語版大学院案内		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-01_(00)キャンパスライフ支援センター活動報告		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)キャンパスライフ支援センター活動報告		再掲

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－６－１］ 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第30条, 第73条の2	再掲
	6-6-1-01 (00)神戸大学共通細則	第4条	
	6-3-3-01_(12)神戸大学大学院人文学研究科規則	第23条の2	再掲
	6-6-1-01 (12)人文学研究科の成績評価基準に関する内規		
［分析項目６－６－２］ 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-1-02 (12)令和3年度学生便覧	p. 151	再掲
	6-3-2-01 (12)令和3年度シラバス（人文学研究科開講科目）		再掲
［分析項目６－６－３］ 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (12)人文学研究科開講科目成績評価分布表（令和2年度前期）（非公表）		
	6-6-3-02 (12)人文学研究科開講科目成績評価分布表（令和2年度後期）（非公表）		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-03_(12)人文学研究科教務委員会議事要録（非公表）		
	6-6-3-04 (12)人文学研究科教授会議事要録（非公表）		
	・ＧＰＡ制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	6-3-4-01_(12)人文学研究科の指導教員に関する申合せ		再掲
［分析項目６－６－４］ 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (01)成績評価に対する申し立て手続きに関する申合せ		
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-02 (12)令和2年度成績評価に対する申立状況一覧		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-01 (00)答案・レポートの廃棄時期等に関する申合せ		
	6-6-4-03_(12)定期試験問題、答案及びレポート等の取扱いについて		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－６－Ａ］ 神戸大学法人文書管理規則（別表第2）において、「試験問題」や「卒業論文，修士論文」は保存期間を「5年」と定めている。また、「答案・レポート」は同別表上「教育研究に関する事項」の「その他の法人文書」に含まれ、保存期間は「１年未満」である。答案・レポートの廃棄時期等については、大学教育推進委員会及び各部局で申合せ等を定めている。	6-6-A-01_(00)神戸大学法人文書管理規則	第5～7条,第11条 (別表第2)	

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－７－１］ 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第67～68条	再掲
	6-3-3-01 (12)神戸大学大学院人文学研究科規則	第24条	再掲
	6-7-1-01 (12)海外協定大学の修士課程学生の神戸大学大学院人文学研究科博士課程前期課程への受入れ並びに修了要件に関する内規		
	6-7-1-02 (12)神戸大学大学院人文学研究科博士課程前期課程の学生の海外協定大学の修士課程への派遣並びに修了要件に関する内規		
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-2-01 神戸大学教授会規則	第4条	再掲
	1-3-2-03 神戸大学大学院人文学研究科教授会規程	第24条	再掲
	6-7-1-01 (00)神戸大学学位規程	第3条, 第17条	
	6-7-1-03 (12)人文学研究科の課程博士学位に関する内規		
	6-7-1-04 (12)修了要件		
［分析項目６－７－２］ 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-7-2-01 (12)学位論文評価基準（人文学研究科）		
	6-3-4-02 (12)人文学研究科学修プロセスフロー		再掲
	6-7-1-03 (12)人文学研究科の課程博士学位に関する内規		再掲
	6-7-2-02 (12)神戸大学学位規程人文学研究科細則		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	1-3-2-01 神戸大学教授会規則		再掲
	1-3-2-03 神戸大学大学院人文学研究科教授会規程		再掲
	6-7-1-01 (00)神戸大学学位規程		再掲
	6-7-1-03 (12)人文学研究科の課程博士学位に関する内規		再掲
	6-7-2-02 (12)神戸大学学位規程人文学研究科細則		再掲
［分析項目６－７－３］ 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-3-1-02 (12)令和3年度学生便覧	p. 127～138	再掲
	6-7-3-01 (12)新入生オリエンテーション資料（令和3年度）		

［分析項目６－７－４］ 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (12)人文学研究科教授会議事要録		
	6-7-4-02 (12)人文学研究科修了判定資料（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	6-7-2-01 (12)学位論文評価基準（人文学研究科）		再掲
	6-7-1-03 (12)人文学研究科の課程博士学位に関する内規		再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-7-1-03 (12)人文学研究科の課程博士学位に関する内規		再掲
	6-7-2-02 (12)神戸大学学位規程人文学研究科細則		再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
	6-7-4-03 (12)個別の審査結果の事例（論文審査報告書・論文要旨等）（非公表）		
［分析項目６－７－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－８－１］ 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-3-2-02 (12)神戸大学 文学部・大学院人文学研究科 2019 年度 年次報告書		再掲
［分析項目６－８－２］ 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当ＵＲＬ）		
	6-8-2-01 (12)令和3年度学校基本調査（卒業後の状況調査票）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-02 (12)卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料		
［分析項目６－８－３］ 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (12)令和元年度 修了時アンケート集計結果(全学共通・選択式)人文学研究科		
	6-8-3-02 (12)DPの達成度調査結果		
［分析項目６－８－４］ 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (12)修了生アンケート集計結果		
［分析項目６－８－５］ 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (00)平成30年度神戸大学就職先機関インタビュー実施報告書（非公表）		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

Ⅱ　基準ごとの自己評価

領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－１－１］ 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)神戸大学 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		
	6-1-1-01 (13)国際文化学研究科 学位授与に関する方針		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－１－Ａ］ 本学では、「神戸大学教育憲章」に基づき、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、大学教育推進委員会で決定した全学的基本方針に沿って「大学全体」および「DPに基づき学内で認めた単位」により策定している。	6-1-A-01 (00)神戸大学教育憲章		
	6-1-A-02 (00)三つのポリシー見直しのガイドライン（平成28年9月1日大学教育推進委員会）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－２－１］ 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (00)神戸大学 教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		
	6-2-1-01 (13)国際文化学研究科 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		
［分析項目６－２－２］ 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)神戸大学 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		再掲
	6-1-1-01 (13)国際文化学研究科 学位授与に関する方針		再掲
	6-2-1-01 (00)神戸大学 教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲
	6-2-1-01 (13)国際文化学研究科 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－２－Ａ］ 本学では、「神戸大学教育憲章」に基づき、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、大学教育推進委員会で決定した全学的基本方針に沿って「大学全体」および「DPに基づき学内で認めた単位」により策定している。	6-1-A-01 (00)神戸大学教育憲章		再掲
	6-1-A-02 (00)三つのポリシー見直しのガイドライン（平成28年9月1日大学教育推進委員会）		再掲

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－３－１］ 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01_(13)国際文化学研究科カリキュラムマップ		
	6-3-1-03_(13)国際文化学研究科コースツリー		
	6-3-1-02_(13)令和3年度学生便覧	p. 108～111, 148～150	
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-02_(13)令和3年度学生便覧	p. 63～70	再掲
［分析項目６－３－２］ 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01_(13)令和3年度シラバス（国際文化学研究科開講科目）		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	6-3-2-02_(13)神戸大学大学院国際文化学研究科外部評価報告書	P. 6, 7, 8	
	6-3-1-01_(13)国際文化学研究科カリキュラムマップ		再掲
［分析項目６－３－３］ 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-04_神戸大学教学規則	第34～36条	再掲
	6-3-3-01_(13)神戸大学大学院国際文化学研究科規則	第23～26条	
	6-3-3-02_(13)入学前の既修得単位認定に関する内規		
［分析項目６－３－４］ 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	6-3-4-01_(13)修士論文の指導体制について		
	6-3-4-02_(13)修士フォリオの指導体制について		
	6-3-4-03_(13)コースワーク型教育プログラムの指導体制について		
	6-3-4-04_(13)プロジェクト型教育プログラムの指導体制について		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-4-01_(13)修士論文の指導体制について		再掲
	6-3-4-02_(13)修士フォリオの指導体制について		再掲
	6-3-4-03_(13)コースワーク型教育プログラムの指導体制について		再掲
	6-3-4-04_(13)プロジェクト型教育プログラムの指導体制について		再掲

	6-3-4-05_(13)国際文化学研究科前期課程_研究・履修計画書		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-06_(13)後期課程の履修等に関する留意事項		
	6-3-4-07_(13)国際文化学研究推進センター国際セミナー		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-08_(13)神戸大学国際文化学研究科博士課程前期課程の学生の海外協定大学の修士課程への派遣並びに修了要件に関する内規		
	6-3-4-09_(13)DD派遣、受入実績		
	6-3-4-10_(13)連携講座の指導学生数		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-4-11_(13)神戸大学大学院国際文化学研究科における人を直接の対象とする研究に関する内規		
	・ＴＡ・ＲＡとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、ＴＡ・ＲＡの採用、活用状況が確認できる資料		
	6-3-4-12_(13)令和2年度TA・RA採用人数一覧		
［分析項目６－３－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－３－４］
学生は個別に指導教員と事前に研究計画を相談した上で、「高度特定研究演習Ⅰ」において、5月に博士論文の構想と研究計画をレジュメにまとめて発表し、コースの承認を受けている。当研究科は学問分野が多岐にわたり、博士課程後期課程はより専門性が高いことから、研究内容と計画は学生毎に大きく異なる。このため、現在のところ特定の書式の「研究・履修計画書」は用いていないが、発表時のレジュメがそれに相当すると考えている。そのいくつかをサンプルとして提示することは可能である。統一した書式が望ましいということであれば、次年度から統一書式を作成する。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－４－１］ １年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)令和3年度授業カレンダー(全学)		
	6-4-1-01 (13)2021年度国際文化学研究科授業予定表		
［分析項目６－４－２］ 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)令和3年度授業カレンダー(全学)		再掲
	6-4-1-01 (13)2021年度国際文化学研究科授業予定表		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01 (13)令和3年度シラバス（国際文化学研究科開講科目）		再掲
［分析項目６－４－３］ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-4-3-01 (13)令和3年度シラバスデータ（国際文化学研究科博士課程前期課程開講科目）（非公表）		
	6-4-3-02 (13)令和3年度シラバスデータ（国際文化学研究科博士課程後期課程開講科目）（非公表）		
	6-3-1-02 (13)令和3年度学生便覧	p.55～69	再掲
［分析項目６－４－４］ 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式６－４－４）		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (13)令和3年度シラバス（国際文化学研究科開講科目）		再掲
［分析項目６－４－５］ 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（ＣＡＰ制度）を適切に設けていること	・ＣＡＰ制に関する規定		
［分析項目６－４－６］ 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
［分析項目６－４－７］ 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－８］ 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－９］ 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

［分析項目６－４－10］ 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
［分析項目６－４－11］ 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－４－２］
本学では、平成28年度から2学期クォーター制を導入し、1コマ8週で授業を実施しており、令和2年度からは、学部生の全学共通授業科目については原則クォーター開講とする一方、専門科目については教育的効果が認められる場合にはセメスター開講を認めるなど、セメスター科目とクォーター科目を併用している。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－５－１］ 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式６－５－１）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－２］ 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式６－５－２）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－３］ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式６－５－３）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)神戸大学インターンシップ実績		
	6-5-3-01 (13)国際交流基金ローマ日本文化会館と神戸大学国際文化学研究科とのインターンシップ実習に関する覚書及び募集要項		
［分析項目６－５－４］ 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式６－５－４）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (13)チューターについて		
	6-5-4-02 (13)チューターリスト（非公表）		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-03 (13)ダブルディグリー生へのガイダンス資料（英語）		
	6-5-4-04 (13)交換留学生用時間割（英語）		
	6-5-4-05 (13)シラバス（英語）修士及び博士（非公表）		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-06 (13)合意書（非公表）		
	6-5-4-01 (00)キャンパスライフ支援センター活動報告		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	6-5-4-07 (13)「アカデミック・ライティング（日本語）1，2」シラバス（非公表）		
	6-5-4-08 (13)「アカデミック・ライティング（日本語）1，2」履修者数		

	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-06 (13)合意書（非公表）		再掲
	6-5-4-01 (00)キャンパスライフ支援センター活動報告		再掲

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－６－１］ 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第30条, 第73条の2	再掲
	6-6-1-01 (00)神戸大学共通細則	第4条	
	6-3-3-01_(13)神戸大学大学院国際文化学研究科規則	第30条の2	再掲
	6-6-1-01 (13)成績評価に関する内規		
［分析項目６－６－２］ 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-1-02 (13)令和3年度学生便覧	p. 99～100	再掲
	6-3-2-01 (13)令和3年度シラバス（国際文化学研究科開講科目）		再掲
［分析項目６－６－３］ 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (13)国際文化学研究科開講科目成績評価分布表（令和2年度前期）（非公表）		
	6-6-3-02 (13)国際文化学研究科開講科目成績評価分布表（令和2年度後期）（非公表）		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-03_(13)国際文化学研究科教務委員会議事要録		
	・ＧＰＡ制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	6-3-4-01 (13)修士論文の指導体制について		再掲
	6-3-4-02_(13)修士フォリオの指導体制について		再掲
	6-6-3-04 (13)修了研究レポートの指導体制について		
	6-6-3-05 (13)コロキアム1,2実施要領		
	6-6-3-06 (13)コロキアム3実施要領		
	6-6-3-07 (13)博士論文最終試験の実施について		

［分析項目６－６－４］ 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-3-1-02 (13)令和3年度学生便覧	p. 99～100	再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-01 (13)令和2年度 成績評価に対する申立状況一覧		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-01 (00)答案・レポートの廃棄時期等に関する申合せ		
	6-6-4-02 (13)国際文化学部及び国際文化学研究科開講授業科目における定期試験問題、答案、レポート等の取り扱いについて		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－６－Ａ］ 神戸大学法人文書管理規則（別表第2）において、「試験問題」や「卒業論文，修士論文」は保存期間を「5年」と定めている。また、「答案・レポート」は同別表上「教育研究に関する事項」の「その他の法人文書」に含まれ、保存期間は「１年未満」である。答案・レポートの廃棄時期等については、大学教育推進委員会及び各部局で申合せ等を定めている。	6-6-A-01 (00)神戸大学法人文書管理規則	第5～7条，第11条 （別表第2）	

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－７－１］ 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第67～68条	再掲
	6-3-3-01 (13)神戸大学大学院国際文化学研究科規則	第31条	再掲
	6-6-1-01_(13)成績評価に関する内規		再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	6-3-3-01 (13)神戸大学大学院国際文化学研究科規則	第31条	再掲
	1-3-2-01 神戸大学教授会規則	第4条	再掲
	1-3-2-07　神戸大学大学院国際文化学研究科教授会規程	第3条	再掲
	6-7-1-01 (00)神戸大学学位規程	第3条, 第17条	
	6-7-1-01 (13)神戸大学学位規程国際文化学研究科細則		
	6-7-1-02 (13)修了判定の手順		
［分析項目６－７－２］ 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-7-2-01_(13)学位論文評価基準（国際文化学研究科）		
	6-3-3-01 (13)神戸大学大学院国際文化学研究科規則	第30条	再掲
	6-7-1-01 (13)神戸大学学位規程国際文化学研究科細則		再掲
	6-3-4-01 (13)修士論文の指導体制について		再掲
	6-3-4-02 (13)修士フォリオの指導体制について		再掲
	6-6-3-04 (13)修了研究レポートの指導体制について		再掲
	6-7-2-02 (13)後期課程 博士論文審査要領		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	1-3-2-01 神戸大学教授会規則		再掲
	1-3-2-07　神戸大学大学院国際文化学研究科教授会規程		再掲
	6-7-1-01 (00)神戸大学学位規程		再掲
	6-7-1-01 (13)神戸大学学位規程国際文化学研究科細則		再掲
	6-7-2-02 (13)後期課程 博士論文審査要領		再掲

［分析項目６－７－３］ 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-3-1-02（13)令和3年度学生便覧	p. 60, 63～69, 112～114, 151～154	再掲
	6-7-3-01（13)大学院新入生ガイダンス資料		
［分析項目６－７－４］ 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01（13)国際文化学研究科教授会議事要録		
	6-7-4-02（13)国際文化学研究科修了判定資料（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	6-7-2-01（13)学位論文評価基準（国際文化学研究科）		再掲
	6-3-3-01（13)神戸大学大学院国際文化学研究科規則		再掲
	6-7-1-01（13)神戸大学学位規程国際文化学研究科細則		再掲
	6-3-4-01（13)修士論文の指導体制について		再掲
	6-3-4-02（13)修士フォリオの指導体制について		再掲
	6-6-3-04（13)修了研究レポートの指導体制について		再掲
	6-7-2-02（13)後期課程 博士論文審査要領		再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-7-4-03（13)学位論文審査体制（国際文化学研究科）		
	6-7-1-01_(13)神戸大学学位規程国際文化学研究科細則		再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
	6-7-4-04（13)令和3年3月論文審査・最終試験の結果報告（非公表）		
［分析項目６－７－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－８－１］ 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-01 (13)学生業績報告書（非公表）		
	6-8-1-02 (13)業績一覧（非公表）		
［分析項目６－８－２］ 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当ＵＲＬ）		
	6-8-2-01 (13)令和3年度学校基本調査（卒業後の状況調査票）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
［分析項目６－８－３］ 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (13)令和元年度 修了時アンケート集計結果(全学共通・選択式)国際文化学研究科		
	6-8-3-02 (13)DPの達成度調査結果		
［分析項目６－８－４］ 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (13)修了生アンケート集計結果		
［分析項目６－８－５］ 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (00)平成30年度神戸大学就職先機関インタビュー実施報告書（非公表）		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

Ⅱ　基準ごとの自己評価

領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－１－１］ 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)神戸大学 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		
	6-1-1-01 (14)人間発達環境学研究科 学位授与に関する方針		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－１－Ａ］ 本学では、「神戸大学教育憲章」に基づき、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、大学教育推進委員会で決定した全学的基本方針に沿って「大学全体」および「DPに基づき学内で認めた単位」により策定している。	6-1-A-01 (00)神戸大学教育憲章		
	6-1-A-02 (00)三つのポリシー見直しのガイドライン（平成28年9月1日大学教育推進委員会）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－２－１］ 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (00)神戸大学 教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		
	6-2-1-01 (14)人間発達環境学研究科 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		
［分析項目６－２－２］ 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)神戸大学 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		再掲
	6-1-1-01 (14)人間発達環境学研究科 学位授与に関する方針		再掲
	6-2-1-01 (00)神戸大学 教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲
	6-2-1-01 (14)人間発達環境学研究科 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－２－Ａ］ 本学では、「神戸大学教育憲章」に基づき、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、大学教育推進委員会で決定した全学的基本方針に沿って「大学全体」および「DPに基づき学内で認めた単位」により策定している。	6-1-A-01 (00)神戸大学教育憲章		再掲
	6-1-A-02 (00)三つのポリシー見直しのガイドライン（平成28年9月1日大学教育推進委員会）		再掲

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－３－１］ 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (14)人間発達環境学研究科カリキュラムマップ		
	6-3-1-02 (14)令和3年度学生便覧	p. 147～148	
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-02 (14)令和3年度学生便覧	p. 64～83	再掲
［分析項目６－３－２］ 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (14)令和3年度シラバス（人間発達環境学研究科開講科目）		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	6-3-2-02 (14)神戸大学大学院人間発達環境学研究科外部評価実施報告書	p. 7～8, 15～16, 18～19, 25, 31～33, 48～53	
	6-3-1-01 (14)人間発達環境学研究科カリキュラムマップ		再掲
［分析項目６－３－３］ 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第34～36条	再掲
	6-3-3-01 (14)神戸大学大学院人間発達環境学研究科規則	第19～21条	
	6-3-3-02 (14)入学前の既修得単位認定に関する内規		
	6-3-3-03 (14)外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位認定に関する内規		
	6-3-3-04 (14)海外実習の単位認定に関する内規		
	6-3-3-05 (14)海外外国語実習の単位認定に関する内規		

［分析項目６－３－４］ 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	6-3-4-01_(14)人間発達環境学研究科修士論文等の指導体制について		
	6-3-4-02_(14)後期課程の研究指導について		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-4-03_(14)研究指導計画書		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-04_(14)神戸大学大学院人間発達環境学研究科国際交流運営資金に関する内規	第2条、別表	
	6-3-4-05_(14)令和2年度大学院生の学会発表状況（非公表）		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-06_(14)連携講座の概要		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-1-02_(14)令和3年度学生便覧	p.151～152	再掲
	6-3-4-07_(14)令和2年度人間発達環境学研究科新入生ガイダンス資料		
	・ＴＡ・ＲＡとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、ＴＡ・ＲＡの採用、活用状況が確認できる資料		
	6-3-4-08_(14)令和2(2020)年度TA採用・活用状況		
	6-3-4-09_(14)TA実施報告書（非公表）		
	6-3-4-10_(14)令和2(2020)年度RA採用・活用状況		
	6-3-4-11_(14)RA実施報告書（非公表）		
［分析項目６－３－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

[活動取組６－３－A] 本学では、教育課程の内部質保証に関する全学の担当組織である大学教育推進委員会の下、認証評価の自己評価実施要項で明示されている分析項目等に基づき全学共通の点検リストを策定し、領域6の各基準に照らした自己点検・評価を実施している。分析項目6-3-2で求められている授業科目の体系性・水準については、カリキュラム・マップを用いて検証している。	2-1-2-01 教育の内部質保証に関する自己点検・評価実施要項		再掲
	2-1-2-02 教育の内部質保証に係る自己点検・評価の実施に関する内規		再掲
	2-2-2-01 教育の内部質保証に関する点検リスト		再掲

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－４－１］ １年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)令和3年度授業カレンダー(全学)		
	6-4-1-01 (14)令和3年度人間発達環境学研究科教務関係予定表		
［分析項目６－４－２］ 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)令和3年度授業カレンダー(全学)		再掲
	6-4-1-01 (14)令和3年度人間発達環境学研究科教務関係予定表		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01 (14)令和3年度シラバス（人間発達環境学研究科開講科目）		再掲
［分析項目６－４－３］ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-4-3-01 (14)令和3年度シラバスデータ（人間発達環境学研究科博士課程前期課程開講科目）（非公表）		
	6-4-3-02 (14)令和3年度シラバスデータ（人間発達環境学研究科博士課程後期課程開講科目）（非公表）		
	6-3-1-02 (14)令和3年度学生便覧	p.64～83（別表第１）	再掲
［分析項目６－４－４］ 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式６－４－４）		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (14)令和3年度シラバス（人間発達環境学研究科開講科目）		再掲
［分析項目６－４－５］ 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（ＣＡＰ制度）を適切に設けていること	・ＣＡＰ制に関する規定		
［分析項目６－４－６］ 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
［分析項目６－４－７］ 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－８］ 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－９］ 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

［分析項目６－４－10］ 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
［分析項目６－４－11］ 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－４－２］
本学では、平成28年度から2学期クォーター制を導入し、1コマ8週で授業を実施しており、令和2年度からは、学部生の全学共通授業科目については原則クォーター開講とする一方、専門科目については教育的効果が認められる場合にはセメスター開講を認めるなど、セメスター科目とクォーター科目を併用している。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－５－１］ 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式６－５－１）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－２］ 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式６－５－２）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－３］ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式６－５－３）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)神戸大学インターンシップ実績		
［分析項目６－５－４］ 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式６－５－４）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (14)令和2年度新規留学生チューター一覧（非公表）		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-02 (14)英文シラバス		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)キャンパスライフ支援センター活動報告		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-01 (14)令和2年度新規留学生チューター一覧（非公表）		再掲
	6-5-4-01 (00)キャンパスライフ支援センター活動報告		再掲

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－６－１］ 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第30条, 第73条の2	再掲
	6-6-1-01 (00)神戸大学共通細則	第4条	
	6-3-3-01_(14)神戸大学大学院人間発達環境学研究科規則	第28条の2	再掲
	6-6-1-01 (14)成績評価基準に関する内規		
［分析項目６－６－２］ 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-1-02 (14)令和3年度学生便覧	p. 109	再掲
	6-3-2-01 (14)令和3年度シラバス（人間発達環境学研究科開講科目）		再掲
［分析項目６－６－３］ 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (14)令和2年度人間環境学研究科博士課程前期課程成績評価分布表（非公表）		
	6-6-3-02 (14)令和2年度人間環境学研究科博士課程後期課程成績評価分布表（非公表）		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-03_(14)人間発達環境学研究科教務委員会議事要録（非公表）		
	6-6-3-04 (14)人間発達環境学研究科教授会議事要録		
	・ＧＰＡ制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	6-6-3-05_(14)神戸大学学位規程人間発達環境学研究科細則		
	6-6-3-06 (14)神戸大学大学院人間発達環境学研究科学位論文評価基準		
［分析項目６－６－４］ 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-3-1-02 (14)令和3年度学生便覧	p. 110	再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-01 (14)令和2年度成績評価に対する申立状況一覧		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-01 (00)答案・レポートの廃棄時期等に関する申合せ		
	6-6-4-02 (14)発達科学部専門科目等及び人間発達環境学研究科授業科目における定期試験問題、答案及びレポート等の取扱いに関する申合せ		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－６－Ａ］ 神戸大学法人文書管理規則（別表第2）において、「試験問題」や「卒業論文，修士論文」は保存期間を「5年」と定めている。また、「答案・レポート」は同別表上「教育研究に関する事項」の「その他の法人文書」に含まれ、保存期間は「１年未満」である。答案・レポートの廃棄時期等については、大学教育推進委員会及び各部局で申合せ等を定めている。	6-6-A-01_(00)神戸大学法人文書管理規則	第5～7条,第11条 (別表第2)	

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－７－１］ 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第67～68条、71条	再掲
	6-3-3-01 (14)神戸大学大学院人間発達環境学研究科規則	第29、第31条	再掲
	6-7-1-01 (14)神戸大学大学院人間発達環境学研究科博士課程（後期課程）における特例修了に関する申合せ		
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-2-01 神戸大学教授会規則	第4条	再掲
	1-3-2-08 神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授会規程	第3条	再掲
	6-7-1-01 (00)神戸大学学位規程	第3条, 第17条	
	6-3-4-01 (14)人間発達環境学研究科修士論文等の指導体制について		再掲
	6-3-4-02 (14)後期課程の研究指導について		再掲
［分析項目６－７－２］ 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-6-3-05 (14)神戸大学学位規程人間発達環境学研究科細則		再掲
	6-6-3-06 (14)神戸大学大学院人間発達環境学研究科学位論文評価基準		再掲
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	1-3-2-01 神戸大学教授会規則	第4条	再掲
	1-3-2-08 神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授会規程	第3条	再掲
	6-7-1-01 (00)神戸大学学位規程		再掲
	6-6-3-05 (14)神戸大学学位規程人間発達環境学研究科細則	第9条、第11条	再掲
［分析項目６－７－３］ 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-3-1-02 (14)令和3年度学生便覧	p.62（第29条、第31条）	再掲
	6-7-3-01 (14)博士課程前期課程新入生オリエンテーション資料(令和3年度)		
	6-7-3-02 (14)博士課程後期課程新入生オリエンテーション資料(令和3年度)		

［分析項目６－７－４］ 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01（14）人間発達環境学研究科教授会議事要録		
	6-7-4-02（14）人間発達環境学研究科博士課程前期課程修了判定資料（非公表）		
	6-7-4-03（14）人間発達環境学研究科博士課程後期課程修了判定資料（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	6-6-3-06（14）神戸大学大学院人間発達環境学研究科学位論文評価基準		再掲
	6-3-4-01_（14）人間発達環境学研究科修士論文等の指導体制について		再掲
	6-3-4-02_（14）後期課程の研究指導について		再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-7-4-04（14）博士学位の申請に係る予備審査委員会、内見委員会及び審査委員会の構成等に関する申合せ		
	6-3-4-01（14）人間発達環境学研究科修士論文等の指導体制について		再掲
	6-3-4-02（14）後期課程の研究指導について		再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
	6-7-4-05（14）個別の審査結果の事例（非公表）		
［分析項目６－７－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－８－１］ 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01 (14)臨床心理士受験資格取得状況		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-02 (14)論文の採択・受賞状況等一覧（非公表）		
［分析項目６－８－２］ 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当ＵＲＬ）		
	6-8-2-01 (14)令和3年度学校基本調査（卒業後の状況調査票）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-02 (14)修了生の社会での活躍等が確認できる資料（非公表）		
［分析項目６－８－３］ 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (14)令和元年度 修了時アンケート集計結果(全学共通・選択式)人間発達環境学研究科		
	6-8-3-02 (14)令和2年度DPの達成度調査結果		
［分析項目６－８－４］ 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (14)令和元年度修了生アンケート集計結果		
［分析項目６－８－５］ 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (00)平成30年度神戸大学就職先機関インタビュー実施報告書（非公表）		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

Ⅱ　基準ごとの自己評価

領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程（実務法律専攻）について、第三者評価結果の活用あり：法科大学院認証評価（(独)大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－１－１］ 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)神戸大学 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		
	6-1-1-01 (15)法学研究科 学位授与に関する方針		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－１－Ａ］ 本学では、「神戸大学教育憲章」に基づき、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、大学教育推進委員会で決定した全学的基本方針に沿って「大学全体」および「DPに基づき学内で認めた単位」により策定している。	6-1-A-01 (00)神戸大学教育憲章		
	6-1-A-02 (00)三つのポリシー見直しのガイドライン（平成28年9月1日大学教育推進委員会）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－２－１］ 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (00)神戸大学 教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		
	6-2-1-01 (15)法学研究科 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		
［分析項目６－２－２］ 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)神戸大学 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		再掲
	6-1-1-01 (15)法学研究科 学位授与に関する方針		再掲
	6-2-1-01 (00)神戸大学 教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲
	6-2-1-01 (15)法学研究科 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－２－Ａ］ 本学では、「神戸大学教育憲章」に基づき、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、大学教育推進委員会で決定した全学的基本方針に沿って「大学全体」および「DPに基づき学内で認めた単位」により策定している。	6-1-A-01 (00)神戸大学教育憲章		再掲
	6-1-A-02 (00)三つのポリシー見直しのガイドライン（平成28年9月1日大学教育推進委員会）		再掲

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－３－１］ 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (15)法学研究科カリキュラムマップ		
	6-3-1-02 (15)令和3年度学生便覧	p. 145-163	
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-02 (15)令和3年度学生便覧	p. 145-163	再掲
［分析項目６－３－２］ 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (15)令和3年度シラバス（法学研究科開講科目）		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	6-3-1-01 (15)法学研究科カリキュラムマップ		再掲
［分析項目６－３－３］ 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第34～36条	再掲
	6-3-3-01 (15)神戸大学大学院法学研究科規則	第22～23条	
［分析項目６－３－４］ 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	6-3-4-01 (15)法学研究科博士課程学生の研究指導に関する内規		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-4-02 (15)研究指導計画書・研究指導報告書		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-03 (15)社会科学特別奨励賞海外派遣事業		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		

	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-4-04 (15)神戸大学大学院法学研究科剽窃・盗用防止ガイドライン		
	・ＴＡ・ＲＡとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、ＴＡ・ＲＡの採用、活用状況が確認できる資料		
	6-3-4-05 (15)TA・RA採用状況		
［分析項目６－３－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－４－１］ １年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)令和3年度授業カレンダー(全学)		
	6-4-1-01 (15)2021年度授業予定表（法学研究科博士課程）		
［分析項目６－４－２］ 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)令和3年度授業カレンダー(全学)		再掲
	6-4-1-01 (15)2021年度授業予定表（法学研究科博士課程）		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01 (15)令和3年度シラバス（法学研究科開講科目）		再掲
［分析項目６－４－３］ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-4-3-01 (15)令和3年度シラバスデータ（法学研究科博士課程前期課程開講科目）（非公表）		
	6-4-3-02_(15)令和3年度シラバスデータ（法学研究科博士課程後期課程開講科目）（非公表）		
	6-3-1-02 (15)令和3年度学生便覧	p. 145-163	再掲
［分析項目６－４－４］ 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式６－４－４）		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (15)令和3年度シラバス（法学研究科開講科目）		再掲
［分析項目６－４－５］ 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（ＣＡＰ制度）を適切に設けていること	・ＣＡＰ制に関する規定		
［分析項目６－４－６］ 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
［分析項目６－４－７］ 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－８］ 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－９］ 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

［分析項目６－４－10］ 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
［分析項目６－４－11］ 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－４－２］
本学では、平成28年度から2学期クォーター制を導入し、1コマ8週で授業を実施しており、令和2年度からは、学部生の全学共通授業科目については原則クォーター開講とする一方、専門科目については教育的効果が認められる場合にはセメスター開講を認めるなど、セメスター科目とクォーター科目を併用している。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－５－１］ 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式６－５－１）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－２］ 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式６－５－２）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－３］ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式６－５－３）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)神戸大学インターンシップ実績		
	6-5-3-01_(15)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
［分析項目６－５－４］ 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式６－５－４）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (15)留学生相談室案内		
	6-5-4-02 (15)留学生チューターの委嘱について		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-03 (15)大学院英語開講科目		
	6-5-4-04 (15)英文シラバス		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)キャンパスライフ支援センター活動報告		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-05_(15)留学生チューター実績簿（非公表）		
	6-5-4-01 (00)キャンパスライフ支援センター活動報告		再掲

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

・英エセックス大学などを始めとする、ダブルディグリープログラムの実施

【改善を要する事項】

基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－６－１］ 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第30条, 第73条の2	再掲
	6-6-1-01 (00)神戸大学共通細則	第4条	
	6-3-3-01_(15)神戸大学大学院法学研究科規則	第21～21の2条	再掲
	6-6-1-01 (15)神戸大学大学院法学研究科博士課程の成績評価基準等に関する細則		
［分析項目６－６－２］ 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-1-02 (15)令和3年度学生便覧	p. 174	再掲
	6-3-2-01 (15)令和3年度シラバス（法学研究科開講科目）		再掲
［分析項目６－６－３］ 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (15)法学研究科開講科目成績評価分布表（令和2年度前期）（非公表）		
	6-6-3-02 (15)法学研究科開講科目成績評価分布表（令和2年度後期）（非公表）		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-03_(15)法学研究科教務委員会議事要録（非公表）		
	・ＧＰＡ制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
［分析項目６－６－４］ 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-3-1-02_(15)令和3年度学生便覧	p. 175	再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-01 (15)令和2年度成績評価に対する申立状況一覧（非公表）		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-01 (00)答案・レポートの廃棄時期等に関する申合せ		
	6-6-4-02 (15)法学部・法学研究科における答案及びレポート等の取扱いに関する申合せ		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－６－Ａ］ 神戸大学法人文書管理規則（別表第2）において、「試験問題」や「卒業論文，修士論文」は保存期間を「5年」と定めている。また、「答案・レポート」は同別表上「教育研究に関する事項」の「その他の法人文書」に含まれ、保存期間は「１年未満」である。答案・レポートの廃棄時期等については、大学教育推進委員会及び各部局で申合せ等を定めている。	6-6-A-01_(00)神戸大学法人文書管理規則	第5～7条,第11条 (別表第2)	

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

・厳格かつ客観的な評価に基づいた成績優秀者表彰制度を導入している

【改善を要する事項】

基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－７－１］ 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第67～68条	再掲
	6-3-3-01 (15)神戸大学大学院法学研究科規則	第24, 25～27, 30条	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-2-01 神戸大学教授会規則	第4条	再掲
	1-3-2-10 神戸大学大学院法学研究科教授会規程	第31条	再掲
	6-7-1-01 (00)神戸大学学位規程	第3条, 第17条	
	6-7-1-01 (15)神戸大学学位規程法学研究科細則		
［分析項目６－７－２］ 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-7-2-01 (15)神戸大学大学院法学研究科学位論文評価基準		
	6-7-2-02 (15)修士論文及びリサーチ・ペーパーに関する内規		
	6-7-2-03 (15)課程博士論文に関する内規		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	1-3-2-01 神戸大学教授会規則		再掲
	1-3-2-10_神戸大学大学院法学研究科教授会規程		再掲
	6-7-1-01 (00)神戸大学学位規程		再掲
	6-7-1-01 (15)神戸大学学位規程法学研究科細則		再掲
［分析項目６－７－３］ 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-3-1-02 (15)令和3年度学生便覧	p. 149～153, 164～165、169～170	再掲
	6-7-3-01 (15)神戸大学大学院法学研究科博士課程前期課程学生の手引き		
	6-7-3-02 (15)神戸大学大学院法学研究科博士課程後期課程学生の手引き		
［分析項目６－７－４］ 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (15)法学研究科教授会議事要録（非公表）		
	6-7-4-02_(15)法学研究科修了判定資料（非公表）		

	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	6-7-2-01 (15)神戸大学大学院法学研究科学位論文評価基準		再掲
	6-7-2-02 (15)修士論文及びリサーチ・ペーパーに関する内規		再掲
	6-7-2-03 (15)課程博士論文に関する内規		再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-7-1-01 (00)神戸大学学位規程		再掲
	6-7-1-01 (15)神戸大学学位規程法学研究科細則		再掲
	6-7-2-03 (15)課程博士論文に関する内規		再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
	6-7-4-03 (15)審査結果の例（非公表）		
［分析項目６－７－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－８－１］ 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-01 (15)受賞状況一覧		
［分析項目６－８－２］ 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当ＵＲＬ）		
	6-8-2-01 (15)令和3年度学校基本調査（卒業後の状況調査票）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-02 (15)修了生の活躍例		
［分析項目６－８－３］ 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (15)令和元年度 修了時アンケート集計結果(全学共通・選択式)法学研究科		
	6-8-3-02 (15)DPの達成度調査結果		
［分析項目６－８－４］ 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (15)修了生アンケート集計結果		
［分析項目６－８－５］ 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (00)平成30年度神戸大学就職先機関インタビュー実施報告書（非公表）		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

Ⅱ　基準ごとの自己評価

領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－１－１］ 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)神戸大学 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		
	6-1-1-01 (16)経済学研究科 学位授与に関する方針		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－１－Ａ］ 本学では、「神戸大学教育憲章」に基づき、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、大学教育推進委員会で決定した全学的基本方針に沿って「大学全体」および「DPに基づき学内で認めた単位」により策定している。	6-1-A-01 (00)神戸大学教育憲章		
	6-1-A-02 (00)三つのポリシー見直しのガイドライン（平成28年9月1日大学教育推進委員会）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－２－１］ 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (00)神戸大学 教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		
	6-2-1-01 (16)経済学研究科 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		
［分析項目６－２－２］ 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)神戸大学 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		再掲
	6-1-1-01 (16)経済学研究科 学位授与に関する方針		再掲
	6-2-1-01 (00)神戸大学 教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲
	6-2-1-01 (16)経済学研究科 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－２－Ａ］ 本学では、「神戸大学教育憲章」に基づき、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、大学教育推進委員会で決定した全学的基本方針に沿って「大学全体」および「DPに基づき学内で認めた単位」により策定している。	6-1-A-01 (00)神戸大学教育憲章		再掲
	6-1-A-02 (00)三つのポリシー見直しのガイドライン（平成28年9月1日大学教育推進委員会）		再掲

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－３－１］ 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (16)経済学研究科カリキュラムマップ		
	6-3-1-02 (16)令和3年度学生便覧	pp. 222, 223	
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-02 (16)令和3年度学生便覧	pp. 206(第2条), 209(第11条), 211(第18, 19条), 216～221	再掲
［分析項目６－３－２］ 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (16)令和3年度シラバス（経済学研究科開講科目）		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	6-3-2-02 (16)令和元年度神戸大学大学院経済学研究科アドバイザリーボード評価書（概要：教育（研究科））	pp. 4, 5	
	6-3-1-01 (16)経済学研究科カリキュラムマップ		再掲
［分析項目６－３－３］ 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第34～36条	再掲
	6-3-3-01 (16)神戸大学大学院経済学研究科規則	第13, 15条	
［分析項目６－３－４］ 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	6-3-3-01 (16)神戸大学大学院経済学研究科規則	第8条の2, 3	再掲
	6-3-4-01 (16)2021年度演習指導募集パンフレット（非公表）		
	6-3-4-02 (16)2021年度演習指導募集要項（前期課程）		
	6-3-4-03 (16)2021年度演習担当教員表（後期課程）		

	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-1-02 (16)令和3年度学生便覧	pp. 228, 229	再掲
	6-3-4-04 (16)研究指導計画書様式		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-05 (16)国内外の学会への参加支援制度（非公表）		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-06 (16)他大学教員による研究指導：高度グロ―バル人材育成事業（非公表）		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-4-07 (16)レポート・論文作成時における注意		
	6-3-4-08 (16)研究不正行為防止啓発リーフレット		
	6-3-4-09 (16)統計データの管理等に関する研究倫理教育（非公表）		
	・ＴＡ・ＲＡとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、ＴＡ・ＲＡの採用、活用状況が確認できる資料		
	6-3-4-10 (16)TA・STA実施要領		
	6-3-4-11 (16)TA・STAガイドライン		
	6-3-4-12 (16)STA研修資料（経済学研究科）（非公表）		
	6-3-4-13 (16)令和2年度TA等採用状況（非公表）		
	6-3-4-14 (16)RA実施要項		
	6-3-4-15 (16)令和2年度RA採用状況（非公表）		
［分析項目６－３－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－３－Ａ］ 博士課程前期課程には、「総合コース」とともに、実業界をリードするグローバル人材の育成を目指して、日本人学生と留学生を対象とした「Global Master Program（GMAP）コース」と、留学生を対象にした「国際コース」を設置し、本研究科教員や海外から招聘した研究者により、すべての講義を英語で提供している。また、GMAPコースは法学系・経営学系科目を選択必修としており、学際性豊かなプログラムになっている。	6-3-A-01 (16)GMAPコースと国際コース		
［活動取組６－３－Ｂ］ 多様な人材を育成するために、通常の教育課程と並行して、学位授与に関する方針に定める人間性・創造性・国際性・専門性への重点が異なる各種の特別教育プログラムを提供している。（活動取組6-3-B～6-3-D） 「５年一貫経済学国際教育プログラム（IFEEK）」は、専門性としての経済学の知識と、それを生かすための国際性とを兼ね備えたグローバル人材の育成を目的とする。IFEEKでは、学部２年次から「IFEEK特別演習」や英語による専門科目を履修するとともに、英語習得プログラムにより英語力の向上を図ることで留学に備え、学部３年次後期から海外協定大学への半年間または１年間の長期留学を経験しながら、３年半で学部を早期卒業し、最短５年間で修士（経済学）が取得可能である。平成28～令和２年度の間、IFEEK１～５期生で合計20名がプログラムを修了している。	6-3-B-01 (16)IFEEK		
［活動取組６－３－Ｃ］ 本学の学位プログラムとして法学研究科・国際文化学研究科と共同運営する「EUエキスパート人材養成プログラム(KUPES)」では、学部２年次から博士課程前期課程まで一貫したカリキュラムの下で、法学・政治学・経済学・社会文化学等を基盤とした分野横断型教育を行い、EUに関する専門的・学際的な知識を修得し、日・EU共通課題の解決に能動的に取り組める人材を育成する。博士課程前期課程では、EU圏（英国を含む）協定大学への１年間の留学を組み込み、ダブルディグリーの取得を目指す。	6-3-C-01 (16)KUPES		
［活動取組６－３－Ｄ］ 法学と経済学の両方の専門知識を使って複眼的に研究する能力を備えるグローバル人材を養成する「エコノリーガル大学院プログラム（ELS-Gプログラム）」を令和元年10月に発足させた。このプログラムでは法学研究科と経済学研究科両方の教員が指導を行い、海外の学会や研究会において英語で論文発表を行うことを義務付ける。知的財産や規制緩和などの経済的・法的側面が複合する全世界的な課題を解決できる人材の育成を目指す。経済学研究科での令和２年度のプロクラム登録者数は、前期課程が２名、後期課程が２名である。	6-3-D-01 (16)ELS-Gプログラム（非公表）		

［活動取組６－３－Ｅ］ 博士課程後期課程の「教育の国際化」を推進するために、平成30年度から「神戸大学高度グローバル人材育成事業」として、学生の研究活動の支援を開始した。同事業の補助により、海外の研究者を博士論文の審査委員として招聘するとともに、招聘研究者の所属機関に学生を派遣し、指導を受けることを可能にした。なお、令和２年度は、新型コロナウイルスの影響により、これらの取組を実施できなかった。	6-3-4-06（16)他大学教員による研究指導：高度グロ―バル人材育成事業（非公表）		再掲

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

［活動取組６－３－Ｅ］は、第３期中期目標期間についての国立大学法人評価（４年目終了時評価）において、教育に関する現況分析結果の「分析項目Ⅰ　教育活動の状況（判定：高い質にある）」で、「特色ある点」として抽出されたものである。

【改善を要する事項】

基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－４－１］ １年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)令和3年度授業カレンダー(全学)		
	6-4-1-01 (16)令和3年度経済学研究科・経済学部授業カレンダー		
［分析項目６－４－２］ 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)令和3年度授業カレンダー(全学)		再掲
	6-4-1-01 (16)令和3年度経済学研究科・経済学部授業カレンダー		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01 (16)令和3年度シラバス（経済学研究科開講科目）		再掲
［分析項目６－４－３］ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-4-3-01 (16)令和3年度シラバスデータ（経済学研究科博士課程前期課程開講科目）（非公表）		
	6-4-3-02 (16)令和3年度シラバスデータ（経済学研究科博士課程後期課程開講科目）（非公表）		
	6-3-1-02 (16)令和3年度学生便覧	pp. 30, 31(第64条), pp. 208(第8条), 209(第11条), 211(第18, 19条), 216～221	再掲
［分析項目６－４－４］ 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式６－４－４）		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (16)令和3年度シラバス（経済学研究科開講科目）		再掲
［分析項目６－４－５］ 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（ＣＡＰ制度）を適切に設けていること	・ＣＡＰ制に関する規定		
［分析項目６－４－６］ 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
［分析項目６－４－７］ 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－８］ 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		

［分析項目６－４－９］ 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
［分析項目６－４－10］ 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
［分析項目６－４－11］ 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－４－２］
本学では、平成28年度から2学期クォーター制を導入し、1コマ8週で授業を実施しており、令和2年度からは、学部生の全学共通授業科目については原則クォーター開講とする一方、専門科目については教育的効果が認められる場合にはセメスター開講を認めるなど、セメスター科目とクォーター科目を併用している。経済学研究科では令和4年度より原則すべての科目をセメスター開講によって提供することとし、それに向けて準備を進めている。

［分析項目６－４－２］
いくつかの科目は集中授業として開講されている。いずれの科目も15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育成果をあげられることをシラバスの内容等により確認している。集中授業として実施しているのは、海外から研究者を招聘しての科目や、毎年度院生による投票で決定する２名の外部研究者による科目、主な受講者として社会人院生を想定して夏季休業中や連休を利用して開講する科目である。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－５－１］ 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式６－５－１）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－２］ 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式６－５－２）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－３］ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式６－５－３）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)神戸大学インターンシップ実績		
［分析項目６－５－４］ 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式６－５－４）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (16)チューター募集要項・配置状況（経済学研究科・経済学部）（非公表）		
	6-5-4-02_(16)論文チューター募集掲示・配置状況（非公表）		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-03 (16)留学生に対する英語による情報提供サイト（経済学研究科・経済学部）		
	6-5-4-04 (16)令和3年度シラバス（経済学研究科開講科目・前期課程・英語版）（非公表）		
	6-5-4-05 (16)令和3年度シラバス（経済学研究科開講科目・後期課程・英語版）（非公表）		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)キャンパスライフ支援センター活動報告		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	6-5-4-06 (16)前期課程の留学生に対する特別クラス		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-07 (16)国際交流室留学生支援状況（経済学研究科・経済学部）（非公表）		
	6-5-4-01_(00)キャンパスライフ支援センター活動報告		再掲

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－５－Ａ］ 博士課程前期課程へ10月に入学する本学経済学部のIFEEK早期卒業生やGMAPコース生、国際コース生に対して、入学時期に依らずに体系的カリキュラムを提供するため、使用言語が英語であるコア３科目（Microeconomics、Macroeconomics、Econometrics）をそれぞれ前期と後期の両方で開講している。	6-5-A-01 (16)英語によるコア科目の前後期開講		
［活動取組６－５－Ｂ］ 大阪大学経済学研究科、京都大学経済学研究科及び大阪大学国際公共政策研究科と授業科目の相互履修協定を結び、履修科目の一層の多様化とともに、本研究科院生と他大学の研究者・院生との交流の促進を図っている。	6-3-1-02 (16)令和3年度学生便覧	pp.258～260	再掲
［活動取組６－５－Ｃ］ 教育の国際化を推進するため、高評価の海外の大学と大学間・部局間での協定締結を進め、令和３年４月現在、本研究科院生は海外の70を超える大学に交換留学可能である。	6-5-C-01 (16)海外協定校一覧（学生交流）		
［活動取組６－５－Ｄ］ 教育の国際化を推進するために、博士課程前期課程において海外の５大学（北京外国語大学、KU Leuven、武漢大学、貿易大学（ベトナム）、Essex大学）とダブルディグリー協定を結び、ダブルディグリー留学生を受け入れている。令和２年度は８名を受け入れた。なお、令和２年度入学者については、新型コロナウイルスの影響により来日できなかったため、講義提供はオンライン形式で行った。	6-5-D-01 (16)ダブルディグリープログラム学生募集要項（4月入学及び10月入学）（非公表）		
［活動取組６－５－Ｅ］ 社会人院生への学修支援として長期履修制度を導入し、修業年限の延長及び授業料負担の軽減措置をとることで、社会人院生が勤務しながら修学・研究を継続できる体制を整備している。	6-3-1-02 (16)令和3年度学生便覧	pp.233～242	再掲

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

［活動取組６－５－Ｄ］は、第３期中期目標期間についての国立大学法人評価（４年目終了時評価）において、教育に関する現況分析結果の「分析項目Ⅰ 教育活動の状況（判定：高い質にある）」で、「特色ある点」として抽出されたものである。

【改善を要する事項】

基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－６－１］ 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第30条, 第73条の2	再掲
	6-6-1-01 (00)神戸大学共通細則	第4条	
	6-3-3-01_(16)神戸大学大学院経済学研究科規則	第16条, 第17条の2	再掲
	6-3-1-02 (16)令和3年度学生便覧	p. 250	再掲
［分析項目６－６－２］ 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-1-02 (16)令和3年度学生便覧	p. 250	再掲
	6-3-2-01 (16)令和3年度シラバス（経済学研究科開講科目）		再掲
［分析項目６－６－３］ 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (16)経済学研究科開講科目（前期課程）成績評価分布表（令和2年度）（非公表）		
	6-6-3-02 (16)経済学研究科開講科目（後期課程）成績評価分布表（令和2年度）（非公表）		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-03 (16)経済学研究科2021年度第1回教務委員会議事要旨		
	6-6-3-04 (16)令和3年度第1回経済学研究科教授会(1)議事概要		
	・ＧＰＡ制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	6-3-2-01 (16)令和3年度シラバス（経済学研究科開講科目）		再掲
［分析項目６－６－４］ 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-3-1-02 (16)令和3年度学生便覧	p. 251	再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-01 (16)令和2年度成績評価に対する申し立ての状況（非公表）		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-01 (00)答案・レポートの廃棄時期等に関する申合せ		
	6-6-4-02 (16)経済学部・経済学研究科における答案及びレポート等の取扱いに関する申合せ		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－６－Ａ］ 神戸大学法人文書管理規則（別表第2）において、「試験問題」や「卒業論文，修士論文」は保存期間を「5年」と定めている。また、「答案・レポート」は同別表上「教育研究に関する事項」の「その他の法人文書」に含まれ、保存期間は「１年未満」である。答案・レポートの廃棄時期等については、大学教育推進委員会及び各部局で申合せ等を定めている。	6-6-A-01_(00)神戸大学法人文書管理規則	第5～7条,第11条 (別表第2)	

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－７－１］ 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第67～68条	再掲
	6-3-3-01 (16)神戸大学大学院経済学研究科規則	第18, 19, 27条	再掲
	6-7-1-01 (16)前期課程ダブルディグリー学生の修了要件に関する内規		
	6-3-1-02 (16)令和3年度学生便覧	pp. 231, 232	再掲
	6-7-1-02 (16)後期課程の早期修了に関する内規		
	6-7-1-03 (16)経済学研究科規則の改正（令和3年度第1回経済学研究科教授会(1)資料）		
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-2-01 神戸大学教授会規則	第4条	再掲
	1-3-2-12 神戸大学大学院経済学研究科教授会規程	第1, 3条	再掲
	6-7-1-01 (00)神戸大学学位規程	第3条, 第17条	
	6-3-1-02 (16)令和3年度学生便覧	pp. 264, 265	再掲
	6-7-1-04 (16)修了判定の手順について		
［分析項目６－７－２］ 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-3-1-02 (16)令和3年度学生便覧	pp. 230, 244～246, 264, 265, 268～278	再掲
	6-7-2-01 (16)修士論文提出に関する手続きの日程		
	6-7-2-02 (16)課程博士論文提出に関する手続きの日程		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	1-3-2-01 神戸大学教授会規則	第4条	再掲
	1-3-2-12 神戸大学大学院経済学研究科教授会規程	第1, 3条	再掲
	6-7-1-01 (00)神戸大学学位規程	第3条, 第17条	再掲
	6-3-1-02 (16)令和3年度学生便覧	pp. 264, 265	再掲
	6-7-1-04 (16)修了判定の手順について		再掲

［分析項目６－７－３］ 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-3-1-02_(16)令和3年度学生便覧	pp. 31, 32(第67, 68条), pp. 211, 212(第18, 19, 27条), pp. 231, 232	再掲
	6-7-1-01_(16)前期課程ダブルディグリー学生の修了要件に関する内規		再掲
	6-7-3-01_(16)令和3年度新入生オリエンテーション資料（前期課程一般及び後期課程・前期課程DDP）		
［分析項目６－７－４］ 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01_(16)令和2年9月修士論文審査資料（非公表）		
	6-7-4-02_(16)令和2年9月博士前期課程修了判定資料（非公表）		
	6-7-4-03_(16)令和2年9月博士後期課程学位請求論文審査報告要旨（非公表）		
	6-7-4-04_(16)令和2年9月博士論文審査資料（非公表）		
	6-7-4-05_(16)令和2年9月博士後期課程修了判定資料（非公表）		
	6-7-4-06_(16)令和2年度第5回経済学研究科教授会(1)議事概要		
	6-7-4-07_(16)令和3年3月修士論文審査資料（非公表）		
	6-7-4-08_(16)令和3年3月博士前期課程修了判定資料（非公表）		
	6-7-4-09_(16)令和3年3月博士後期課程学位請求論文審査報告要旨（非公表）		
	6-7-4-10_(16)令和3年3月博士論文審査資料（非公表）		
	6-7-4-11_(16)令和3年3月博士後期課程修了判定資料（非公表）		
	6-7-4-12_(16)令和2年度第11回経済学研究科教授会(1)議事概要		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	6-3-1-02_(16)令和3年度学生便覧	pp. 230, 244～246, 264, 265, 268～278	再掲
	6-7-2-01_(16)修士論文提出に関する手続きの日程		再掲
	6-7-2-02_(16)課程博士論文提出に関する手続きの日程		再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-3-1-02_(16)令和3年度学生便覧	pp. 279, 280	再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		

	6-7-4-01（16)令和2年9月修士論文審査資料（非公表）		再掲
	6-7-4-02（16)令和2年9月博士前期課程修了判定資料（非公表）		再掲
	6-7-4-03（16)令和2年9月博士後期課程学位請求論文審査報告要旨（非公表）		再掲
	6-7-4-04（16)令和2年9月博士論文審査資料（非公表）		再掲
	6-7-4-05（16)令和2年9月博士後期課程修了判定資料（非公表）		再掲
	6-7-4-06_(16)令和2年度第5回経済学研究科教授会(1)議事概要		再掲
	6-7-4-07（16)令和3年3月修士論文審査資料（非公表）		再掲
	6-7-4-08（16)令和3年3月博士前期課程修了判定資料（非公表）		再掲
	6-7-4-09（16)令和3年3月博士後期課程学位請求論文審査報告要旨（非公表）		再掲
	6-7-4-10（16)令和3年3月博士論文審査資料（非公表）		再掲
	6-7-4-11（16)令和3年3月博士後期課程修了判定資料（非公表）		再掲
	6-7-4-12（16)令和2年度第11回経済学研究科教授会(1)議事概要		再掲
［分析項目６－７－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－７－２］
経済学研究科では、学位論文の審査に係る手続き及び評価の基準について、「学位論文評価基準」（学生便覧p.230）及び「神戸大学学位規程経済学研究科細則」（同pp.264,265）を定めた上で、修士論文については「学位論文作成要領（修士）」（同pp.275,276）及び「前期課程の履修について（タイムスケジュール）」（同pp.244～246）を、課程博士論文については「課程博士等に関する学位論文審査手続き」（同pp.268,269）及び「学位論文等作成要領（博士）」（同pp.270～274）を、論文博士については「博士の学位論文審査要領」（同pp.277,278）をそれぞれ定め、学生便覧に掲載して学生に周知している。また、経済学研究科のウェブサイトに、修士論文と課程博士論文のそれぞれについて、提出に関する手続きの日程のまとめを掲載している。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－８－１］ 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-01 (16)査読付き学術誌への論文掲載・採択状況（2016～2020年度）（非公表）		
	6-8-1-02 (16)受賞状況（2016～2020年度）（非公表）		
	6-8-1-03 (16)後期課程院生による学会・コンファレンス等での報告（2016～2020年度）（非公表）		
［分析項目６－８－２］ 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当ＵＲＬ）		
	6-8-2-01 (16)令和3年度学校基本調査（卒業後の状況調査票）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-02 (16)修了生の活躍が確認できる資料（非公表）		
［分析項目６－８－３］ 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (16)令和元年度 修了時アンケート集計結果(全学共通・選択式)経済学研究科		
	6-8-3-02 (16)2019年度前期課程修了時アンケート集計結果（ディプロマ・ポリシー関連）（非公表）		
	6-8-3-03 (16)2019年度後期課程修了時アンケート集計結果（全学形式）（非公表）		
	6-8-3-04 (16)2019年度後期課程修了時アンケート集計結果（ディプロマ・ポリシー関連）（非公表）		
［分析項目６－８－４］ 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (16)経済学研究科前期課程修了生アンケート集計結果（2019年度実施）（非公表）		
	6-8-4-02 (16)経済学研究科後期課程修了生アンケート集計結果（2019年度実施）（非公表）		
［分析項目６－８－５］ 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01_(00)平成30年度神戸大学就職先機関インタビュー実施報告書（非公表）		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－８－１］
〇本研究科の目的や学位授与方針から判断して、資格の取得は必要ないと考える。それらの達成状況は学術論文の採択・出版や学会発表により判断されるべきものである。
〇前期課程について、査読付き学術誌への論文掲載は令和２年度が１名、令和元年度が４名（３編）である。これは少ないように見えるかも知れないが、経済学で前期課程在籍中に査読付き学術誌へ論文が掲載されることは極めて稀であり、称賛に値するものである。論文が掲載されたEnergies誌とEnergy & Environment誌は、それぞれSCIEとSSCIに収録されており、特に前者はImpact Factor（2019年）も2.702と高い。（根拠資料・データ「6-8-1-01_(16)査読付き学術誌への論文掲載・採択状況（2016～2020年度）（非公表）」の番号50～54を参照。）

［分析項目６－８－２］
前期課程において、修了時に就職準備中の者が少なからずいるが、これは修了後に本国で就職活動を行う留学生がいることによるものである。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－８－Ａ］ 平成28～令和２年度の間、研究科で把握しているものだけで、院生が執筆した51編の論文が査読付き学術誌に掲載・採択されている。これらのうち、29編はSSCI・SCIE収録誌に掲載・採択されている。また、Impact Factor（2019年）が1.5を超える学術誌に15編掲載・採択されている（以下、括弧内はIF）：Economic Modelling（1.930）、Energies（2.702、４編）、Energy for Sustainable Development（3.610）、Energy Policy（5.042）、Health Policy（2.212）、Journal of Environmental Economics and Management（3.449）、Journal of International Financial Markets, Institutions & Money（2.553）、Renewable and Sustainable Energy Reviews（12.110）、Waste Management（5.448、２編）、Water Resources and Economics（1.875）、World Development（3.869）。	6-8-1-01（16)査読付き学術誌への論文掲載・採択状況（2016～2020年度）（非公表）		再掲
［活動取組６－８－Ｂ］ 後期課程修了生の多くが評価の高い研究教育機関に就職しており、修了生の研究能力の高さを示している。また海外の研究機関に就職する学生も多く、後期課程の国際性を示している。	6-8-B-01（16)後期課程修了生の研究機関系の就職先（平成28～令和2年度）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

［活動取組６－８－Ａ］及び［活動取組６－８－Ｂ］は、第３期中期目標期間についての国立大学法人評価（４年目終了時評価）において、教育に関する現況分析結果の「分析項目Ⅱ 教育成果の状況（判定：特筆すべき高い質にある）」で、「優れた点」として抽出されたものである。

【改善を要する事項】

Ⅱ　基準ごとの自己評価

領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程（現代経営学専攻）について、第三者評価結果の活用あり：経営系専門職大学院認証評価（大学基準協会）

：「該当なし」

基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－１－１］ 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)神戸大学 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		
	6-1-1-01 (17)経営学研究科 学位授与に関する方針		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－１－Ａ］ 本学では、「神戸大学教育憲章」に基づき、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、大学教育推進委員会で決定した全学的基本方針に沿って「大学全体」および「DPに基づき学内で認めた単位」により策定している。	6-1-A-01 (00)神戸大学教育憲章		
	6-1-A-02 (00)三つのポリシー見直しのガイドライン（平成28年9月1日大学教育推進委員会）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－２－１］ 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (00)神戸大学 教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		
	6-2-1-01 (17)経営学研究科 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		
［分析項目６－２－２］ 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)神戸大学 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		再掲
	6-1-1-01 (17)経営学研究科 学位授与に関する方針		再掲
	6-2-1-01 (00)神戸大学 教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲
	6-2-1-01 (17)経営学研究科 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－２－Ａ］ 本学では、「神戸大学教育憲章」に基づき、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、大学教育推進委員会で決定した全学的基本方針に沿って「大学全体」および「DPに基づき学内で認めた単位」により策定している。	6-1-A-01 (00)神戸大学教育憲章		再掲
	6-1-A-02 (00)三つのポリシー見直しのガイドライン（平成28年9月1日大学教育推進委員会）		再掲
［活動取組６－２－Ｂ］ 博士論文の提出は、十分な総合学力を有すると判定された者について認められており、総合学力を判定するために総合学力試験を実施している。	6-2-B-01 (17)神戸大学大学院経営学研究科博士課程総合学力試験実施要項		
	6-2-B-02 (17)令和2年度経営学研究科博士課程総合学力試験実施状況		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－３－１］ 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (17)令和3年度学生便覧	p. 24～26, p. 255～256	
	6-3-1-02 (17)ナンバリングコード及び授業科目名一覧		
	6-3-1-03 (17)大学院博士課程の基礎的科目の体系と履修計画について		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-01 (17)令和3年度学生便覧	p. 191, p. 193～195	再掲
［分析項目６－３－２］ 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (17)令和3年度シラバス（経営学研究科開講科目）		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	6-3-2-02 (17)外部評価結果 経営学研究科 教育(2019年度)	p. 1～5	
	6-3-1-01 (17)令和3年度学生便覧	p. 24～26	再掲
［分析項目６－３－３］ 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-04_神戸大学教学規則	第34～36条	再掲
	6-3-3-01 (17)神戸大学大学院経営学研究科規則	第18～19条	
［分析項目６－３－４］ 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	6-3-3-01 (17)神戸大学大学院経営学研究科規則	第15条	再掲
	6-3-4-01_(17)博士課程研究指導人数に関する申合せ		
	6-3-4-02 (17)経営学研究科論文審査委員の資格要件等に関する内規（非公表）	第5条	
	6-3-4-03 (17)経営学研究科研究指導に関する申合せ（非公表）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-4-03 (17)経営学研究科研究指導に関する申合せ（非公表）		再掲
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-04 (17)学会発表件数		

	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-05 (17)英国シェフィールド大学マネジメント・スクールとのダブルディグリー・プログラム創設		
	6-3-4-06 (17)MOU on the Double Doctoral Degree Programme(非公表)		
	6-3-4-07 (17)シェフィールド大学教育プログラム(IDP)に関する申合せ（非公表）		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-4-08 (17)経営学研究科新入生ガイダンス配付資料一覧		
	6-3-4-09 (17)学術研究に係る不正行為の防止に向けて		
	・ＴＡ・ＲＡとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、ＴＡ・ＲＡの採用、活用状況が確認できる資料		
	6-3-4-10 (17)TA・RA採用数		
	6-3-4-11 (17)TA・RAガイダンス資料		
［分析項目６－３－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－３－４］
根拠資料6-3-4-04_(17)学会発表件数について、修士論文、第２論文、博士論文などを提出する学生に対して、論文、学会報告・セミナー報告・講演等、受賞歴、競争的研究資金などの研究業績を経営学研究科HPに登録・更新することを義務づけており、その登録情報に基づいて、本研究科の学生が行った研究活動の状況を集計している。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－３－Ａ］ 本学では、教育課程の内部質保証に関する全学の担当組織である大学教育推進委員会の下、認証評価の自己評価実施要項で明示されている分析項目等に基づき全学共通の点検リストを策定し、領域6の各基準に照らした自己点検・評価を実施している。分析項目6-3-2で求められている授業科目の体系性・水準については、カリキュラム・マップを用いて検証している。	2-1-2-01 教育の内部質保証に関する自己点検・評価実施要項		再掲
	2-1-2-02 教育の内部質保証に係る自己点検・評価の実施に関する内規		再掲
	2-2-2-01 教育の内部質保証に関する点検リスト		再掲

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－４－１］ １年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)令和3年度授業カレンダー(全学)		
	6-4-1-01 (17)2021年度経営学研究科授業日程表		
［分析項目６－４－２］ 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)令和3年度授業カレンダー(全学)		再掲
	6-4-1-01 (17)2021年度経営学研究科授業日程表		再掲
	6-4-2-01 (17)SESAMI Program Calendar for 2021-2022 Spring Semester		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (17)令和3年度シラバス（経営学研究科開講科目）		再掲
［分析項目６－４－３］ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-4-3-01 (17)令和3年度シラバスデータ（経営学研究科博士課程前期課程開講科目）（非公表）		
	6-4-3-02 (17)令和3年度シラバスデータ（経営学研究科博士課程後期課程開講科目）（非公表）		
	6-3-1-01 (17)令和3年度学生便覧	p.191，p.193～195	再掲
［分析項目６－４－４］ 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式６－４－４）		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01_(17)令和3年度シラバス（経営学研究科開講科目）		再掲
［分析項目６－４－５］ 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（ＣＡＰ制度）を適切に設けていること	・ＣＡＰ制に関する規定		
［分析項目６－４－６］ 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	6-3-3-01 (17)神戸大学大学院経営学研究科規則	第13条	再掲
［分析項目６－４－７］ 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－８］ 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－９］ 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

［分析項目６－４－10］ 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
［分析項目６－４－11］ 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－４－２］
本学では、平成28年度から2学期クォーター制を導入し、1コマ8週で授業を実施しており、令和2年度からは、学部生の全学共通授業科目については原則クォーター開講とする一方、専門科目については教育的効果が認められる場合にはセメスター開講を認めるなど、セメスター科目とクォーター科目を併用している。経営学研究科ではクォーター制は適用していないが、第5群科目として学部の授業を履修することができる。

［分析項目６－４－２］
GMAP in Management（SESAMI）履修コースの授業科目は、集中講義として開講されている。多くは、海外の大学に所属する教員に英語で提供してもらう科目である。これらの科目を開講することで、専門性の高い科目の提供が可能になっており、15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげている。（分析項目６－５－４を参照）

［分析項目６－４－３］
根拠資料6-4-3-01_(17)令和3年度シラバスデータ（経営学研究科博士課程前期課程開講科目）（非公表）及び6-4-3-02_(17)令和3年度シラバスデータ（経営学研究科博士課程後期課程開講科目）（非公表）について、「今年度の工夫」欄に空欄があるが、昨年度担当ではなかった場合、入力していない。「教科書」「参考書」は担当教員がデータを準備する場合には空欄としており、授業内で別途周知している。主・副設定している科目については主のみに入力している。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－５－１］ 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式６－５－１）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－２］ 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式６－５－２）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－３］ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式６－５－３）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	6-3-4-11 (17)TA・RAガイダンス資料		再掲
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)神戸大学インターンシップ実績		
	6-5-3-01 (17)令和2年度研究インターンシップ参加実績一覧		
［分析項目６－５－４］ 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式６－５－４）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (17)チューター雇用実績		
	6-5-4-02 (17)チューター実施について		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-4-2-01 (17)SESAMI Program Calendar for 2021-2022 Spring Semester		再掲
	6-5-4-03 (17)SESAMI Program in 2021-2022 Spring Semester		
	6-5-4-04 (17)GMAP SESAMI Program新入生オリエンテーション資料		
	6-5-4-05 (17)SESAMI Ph.D. Program新入生オリエンテーション資料		
	6-5-4-06 (17)令和3年度シラバスデータ（経営学研究科博士課程前期課程開講科目）（非公表）		
	6-5-4-07 (17)令和3年度シラバスデータ（経営学研究科博士課程後期課程開講科目）（非公表）		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)キャンパスライフ支援センター活動報告		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		

	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)キャンパスライフ支援センター活動報告		再掲

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－６－１］ 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第30条, 第73条の2	再掲
	6-6-1-01 (00)神戸大学共通細則	第4条	
	6-3-3-01_(17)神戸大学大学院経営学研究科規則	第24条の2	再掲
	6-3-1-01 (17)令和3年度学生便覧	p. 227	再掲
［分析項目６－６－２］ 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-1-01 (17)令和3年度学生便覧	p. 227	再掲
	6-3-2-01 (17)令和3年度シラバス（経営学研究科開講科目）		再掲
［分析項目６－６－３］ 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (17)経営学研究科開講科目成績評価分布表(令和2年度)（非公表）		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-02 (17)経営学研究科FD委員会(議事要旨)抜粋		
	・ＧＰＡ制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
［分析項目６－６－４］ 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-3-1-01 (17)令和3年度学生便覧	p. 228	再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-01 (17)令和2年度成績評価に対する申立状況一覧(非公表)		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-01 (00)答案・レポートの廃棄時期等に関する申合せ		
	6-6-4-02 (17)経営学研究科・経営学部における定期試験問題,答案及びレポート等の取扱いに関する申合せ		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－６－３］
演習および博士候補者ワークショップ（旧第2論文ワークショップ）については、「合格」「不合格」によって評価される科目であるため、いずれも成績評価分布表に含めていない。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－６－Ａ］ 神戸大学法人文書管理規則（別表第2）において、「試験問題」や「卒業論文，修士論文」は保存期間を「5年」と定めている。また、「答案・レポート」は同別表上「教育研究に関する事項」の「その他の法人文書」に含まれ、保存期間は「１年未満」である。答案・レポートの廃棄時期等については、大学教育推進委員会及び各部局で申合せ等を定めている。	6-6-A-01 (00)神戸大学法人文書管理規則	第5～7条,第11条 (別表第2)	

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－７－１］ 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第67～68条	再掲
	6-3-3-01 (17)神戸大学大学院経営学研究科規則	第25条, 第27～28条	再掲
	6-3-1-01 (17)令和3年度学生便覧	p. 202	再掲
	6-3-1-01 (17)令和3年度学生便覧	p. 222	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-2-01 神戸大学教授会規則	第4条	再掲
	1-3-2-15 神戸大学大学院経営学研究科教授会規程	第3条	再掲
	6-7-1-01 (00)神戸大学学位規程	第4～5条, 第15～17条	
	6-3-1-01 (17)令和3年度学生便覧	p. 203～204	再掲
	6-7-1-01 (17)経営学研究科修了判定の体制及び方法について		
	6-3-1-01 (17)令和3年度学生便覧	p. 205～206	再掲
［分析項目６－７－２］ 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-3-1-01 (17)令和3年度学生便覧	p. 208	再掲
	6-7-1-01 (00)神戸大学学位規程	第8条	再掲
	6-3-1-01 (17)令和3年度学生便覧	p. 203～204（第3条～10条）	再掲
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	1-3-2-01 神戸大学教授会規則	第4条	再掲
	1-3-2-15_神戸大学大学院経営学研究科教授会規程	第3条	再掲
	6-7-1-01 (00)神戸大学学位規程	第7～9条	再掲
	6-7-2-01 (17)博士論文仮審査委員会報告書様式		
	6-7-2-02 (17)論文審査結果報告書様式		
	6-7-2-03 (17)学位論文審査要旨様式		
	6-3-1-01 (17)令和3年度学生便覧	p. 207	再掲

［分析項目６－７－３］ 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第67～68条, 第70～71条	再掲
	6-7-3-01 (17)Ph.D.コースガイダンス資料(令和3年度)		
	6-5-4-04 (17)GMAP SESAMI Program新入生オリエンテーション資料		再掲
	6-5-4-05 (17)SESAMI Ph.D. Program新入生オリエンテーション資料		再掲
［分析項目６－７－４］ 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (17)経営学研究科教授会議事要録		
	6-7-4-02 (17)経営学研究科修了判定資料(非公表)		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	6-3-1-01_(17)令和3年度学生便覧	p.208	再掲
	6-7-1-01 (00)神戸大学学位規程	第8条	再掲
	6-3-1-01 (17)令和3年度学生便覧	p.203～204（第3条～10条）	再掲
	6-2-B-01 (17)神戸大学大学院経営学研究科博士課程総合学力試験実施要項		再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-7-4-03 (17)学位論文審査体制(経営学研究科)		
	6-7-1-01 (00)神戸大学学位規程	第8条	再掲
	6-3-1-01 (17)令和3年度学生便覧	p.203～204（第3条～10条）	再掲
	6-3-4-02 (17)経営学研究科論文審査委員の資格要件等に関する内規（非公表）	第2条,第6～7条	再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
	6-7-4-04 (17)修士論文要旨（非公表）		
	6-7-4-05 (17)博士論文審査要旨（非公表）		
［分析項目６－７－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－７－４］
根拠資料6-7-4-04_(17)修士論文要旨(非公表)及び6-7-4-05_(17)博士論文審査要旨(非公表)は、その内容を事前に十分確認できるように、教授会当日ではなく、教授会の前に構成員メンバーが閲覧可能な状態にしている。また、博士論文審査要旨については、修了後一定期間経過した段階で神戸大学図書館のリポジトリに掲載され公開されることとなっている。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－８－１］ 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-01 (17)論文採択件数		
	6-8-1-02 (17)学会賞受賞		
［分析項目６－８－２］ 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当ＵＲＬ）		
	6-8-2-01_(17)令和3年度学校基本調査（卒業後の状況調査票）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-02 (17)修了生の掲載記事等（非公表）		

［分析項目６－８－３］ 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (17)令和元年度 修了時アンケート集計結果(全学共通・選択式)経営学研究科		
	6-8-3-02 (17)令和2年度DPの達成度調査結果		
［分析項目６－８－４］ 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (17)修了生アンケート集計結果		
［分析項目６－８－５］ 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (00)平成30年度神戸大学就職先機関インタビュー実施報告書（非公表）		
	6-8-5-01 (17)令和元年度就職先アンケート集計結果		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－８－１］
博士後期課程には社会人（企業勤務者等）の後期課程編入学者も含むため、修了年限内に修了する比率が低くなっている。社会人については長期履修制度の導入を検討し始めている。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

Ⅱ　基準ごとの自己評価

領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－１－１］ 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)神戸大学 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		
	6-1-1-01 (18)理学研究科 学位授与に関する方針		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－１－Ａ］ 本学では、「神戸大学教育憲章」に基づき、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、大学教育推進委員会で決定した全学的基本方針に沿って「大学全体」および「DPに基づき学内で認めた単位」により策定している。	6-1-A-01 (00)神戸大学教育憲章		
	6-1-A-02 (00)三つのポリシー見直しのガイドライン（平成28年9月1日大学教育推進委員会）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－２－１］ 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (00)神戸大学 教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		
	6-2-1-01 (18)理学研究科 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		
［分析項目６－２－２］ 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)神戸大学 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		再掲
	6-1-1-01 (18)理学研究科 学位授与に関する方針		再掲
	6-2-1-01 (00)神戸大学 教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲
	6-2-1-01 (18)理学研究科 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－２－Ａ］ 本学では、「神戸大学教育憲章」に基づき、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、大学教育推進委員会で決定した全学的基本方針に沿って「大学全体」および「DPに基づき学内で認めた単位」により策定している。	6-1-A-01 (00)神戸大学教育憲章		再掲
	6-1-A-02 (00)三つのポリシー見直しのガイドライン（平成28年9月1日大学教育推進委員会）		再掲

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－３－１］ 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (18)理学研究科CPおよびカリキュラムマップ		
	6-3-1-02 (18)令和3年度学生便覧	p. 248～256	
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-02 (18)令和3年度学生便覧	p. 127～166	再掲
［分析項目６－３－２］ 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (18)令和3年度シラバス（理学研究科開講科目）		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	6-3-2-02 (18)理学部・理学研究科外部評価報告書抜粋（2019年度）		
	6-3-1-01 (18)理学研究科CPおよびカリキュラムマップ		再掲
［分析項目６－３－３］ 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第34～36条	再掲
	6-3-3-01 (18)神戸大学大学院理学研究科規則	第22～24条	
［分析項目６－３－４］ 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	6-3-3-01 (18)神戸大学大学院理学研究科規則	第20条	再掲
	6-3-1-02 (18)令和3年度学生便覧	p, 197, 200～201	再掲
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-3-01 (18)神戸大学大学院理学研究科規則	第29～31条	再掲
	6-3-4-01 (18)理学研究科における研究指導計画書に関する申し合わせ		
	6-3-4-02 (18)研究指導計画書様式、及び個別の研究指導計画書の事例（非公表）		
	6-3-1-02 (18)令和3年度学生便覧	p. 198, 204～205	再掲
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-03_(18)令和2年度国内外の学会への参加状況		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		

	6-3-4-04 (18)令和2年度特別聴講学生		
	6-3-4-05 (18)令和2年度プレミアムプログラムレクチャーについて		
	6-3-4-06 (18)令和2年度プレミアムプログラムレクチャー実施状況		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-4-07 (18)理学研究科博士課程後期課程等学生のAPRIN受講状況（非公表）		
	6-3-4-08_(18)理学研究科博士課程前期課程学生研究倫理指導実施報告書（非公表）		
	6-3-4-09 (18)理学研究科における研究倫理教育に関する申し合わせ		
	・ＴＡ・ＲＡとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、ＴＡ・ＲＡの採用、活用状況が確認できる資料		
	6-3-4-10 (18)令和2年度TA・RAの採用状況		
	6-3-4-11 (18)令和2年度RA実績報告書		
［分析項目６－３－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－３－４］理学研究科プレミアムプログラムは、博士課程後期課程に在籍する学生に対し、一定期間(原則 7 日以上)海外留学させ研究力の向上を図る機会を与える取組であるが、令和2年度は学生の海外派遣が困難な状況のため、プレミアムプログラムレクチャーを実施した。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［分析項目６－３－３］第3期中期目標期間の教育研究に関する評価報告書(案)において、理学研究科の教育活動の優れた点として国際研究推進プログラムによる学生の海外派遣の増加が評価を受けた。	6-3-3-02 (18)国際研究推進プログラム(IRAP)申合せ		
［分析項目６－３－４］第3期中期目標期間の教育研究に関する評価報告書(案)において、理学研究科の教育活動の特色ある点として、シニア・ティーチング・アシスタント(STA)制度を設けて、より高度な教育業務を経験する機会を増やしたことが評価された。	6-3-4-12 (18)理学研究科STA制度		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－４－１］ １年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)令和3年度授業カレンダー(全学)		
	6-4-1-01 (18)令和3年度理学研究科・理学部及び全学共通科目授業予定表		
［分析項目６－４－２］ 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)令和3年度授業カレンダー(全学)		再掲
	6-4-1-01 (18)令和3年度理学研究科・理学部及び全学共通科目授業予定表		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01 (18)令和3年度シラバス（理学研究科開講科目）		再掲
［分析項目６－４－３］ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-4-3-01 (18)令和3年度シラバスデータ（理学研究科博士課程前期課程開講科目）（非公表）		
	6-4-3-02_(18)令和3年度シラバスデータ（理学研究科博士課程後期課程開講科目）（非公表）		
	6-3-1-02 (18)令和3年度学生便覧	p. 127～148	再掲
［分析項目６－４－４］ 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式６－４－４）		
	6-4-4_教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (18)令和3年度シラバス（理学研究科開講科目）		再掲
［分析項目６－４－５］ 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（ＣＡＰ制度）を適切に設けていること	・ＣＡＰ制に関する規定		
［分析項目６－４－６］ 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
［分析項目６－４－７］ 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－８］ 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		

［分析項目６－４－９］ 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
［分析項目６－４－10］ 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
［分析項目６－４－11］ 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－４－２］
本学では、平成28年度から2学期クォーター制を導入し、1コマ8週で授業を実施しており、令和2年度からは、学部生の全学共通授業科目については原則クォーター開講とする一方、専門科目については教育的効果が認められる場合にはセメスター開講を認めるなど、セメスター科目とクォーター科目を併用している。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－５－１］ 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式６－５－１）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－２］ 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式６－５－２）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－３］ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式６－５－３）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)神戸大学インターンシップ実績		
［分析項目６－５－４］ 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式６－５－４）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (18)外国人留学生に対するチューター制度等について		
	6-5-4-02_(18)令和2年度チューター名簿（非公表）		
	6-5-4-03 (18)留学生チューターガイダンス配布資料		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-04 (18)博士課程後期課程時間割（英語表記付き）		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-05 (18)令和2年度障害支援状況（非公表）		
	6-5-4-01 (00)キャンパスライフ支援センター活動報告		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)キャンパスライフ支援センター活動報告		再掲

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－６－１］ 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第30条, 第73条の2	再掲
	6-6-1-01 (00)神戸大学共通細則	第4条	
	6-3-3-01_(18)神戸大学大学院理学研究科規則	第31条	再掲
	6-3-1-02 (18)令和3年度学生便覧	p. 98, p. 150	再掲
	6-6-1-01 (18)理学研究科における成績評価基準等に関する申し合わせ		
［分析項目６－６－２］ 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-1-02 (18)令和3年度学生便覧	p. 150	再掲
	6-3-2-01 (18)令和3年度シラバス（理学研究科開講科目）		再掲
［分析項目６－６－３］ 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (18)理学研究科開講科目成績評価分布表（令和2年度前期）（非公表）		
	6-6-3-02 (18)理学研究科開講科目成績評価分布表（令和2年度後期）（非公表）		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-03 (18)理学研究科教務委員会議事要録		
	6-6-3-04 (18)令和2年度 理学研究科・理学部教授会報告抜粋		
	・ＧＰＡ制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-3-1-02 (18)令和3年度学生便覧	p. 243～247	再掲
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
［分析項目６－６－４］ 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-3-1-02 (18)令和3年度学生便覧	p. 160	再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-01 (06)令和2年度 成績評価に対する申立状況一覧（非公表）		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-01 (00)答案・レポートの廃棄時期等に関する申合せ		
	6-6-1-01 (18)理学研究科における成績評価基準等に関する申し合わせ		再掲
	6-6-4-01 (18)理学部における試験問題用紙等の保存に関する申し合わせ		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－６－３］博士課程前期課程については研究経過発表会、修士論文、修士論文発表会等により、後期課程については、１年次、２年次の研究経過発表会、通常３年次の研究成果発表会等について、複数教員による評価を実施している。

［分析項目６－６－４］(1)学生からの成績評価に関する申立てについて、令和２年度は博士課程前期課程・後期課程の学生からの申立て件数は０件であった。
(2)成績評価の根拠となる資料の保存を定めた「6-6-1-01_(18)理学研究科における成績評価基準等に関する申し合わせ」において、「大学院理学研究科における成績評価基準に関しては神戸大学理学部の成績評価基準を準用する」こととしているため、参考資料として「6-6-4-01_(18)理学部における試験問題用紙等の保存に関する申し合わせ」を添付している。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－６－Ａ］ 神戸大学法人文書管理規則（別表第2）において、「試験問題」や「卒業論文，修士論文」は保存期間を「5年」と定めている。また、「答案・レポート」は同別表上「教育研究に関する事項」の「その他の法人文書」に含まれ、保存期間は「１年未満」である。答案・レポートの廃棄時期等については、大学教育推進委員会及び各部局で申合せ等を定めている。	6-6-A-01 (00)神戸大学法人文書管理規則	第5～7条，第11条 (別表第2)	

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－７－１］ 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第67～68条	再掲
	6-3-3-01 (18)神戸大学大学院理学研究科規則	第32条, 別表第2, 別表第3	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-2-01 神戸大学教授会規則	第4条	再掲
	1-3-2-17_神戸大学大学院理学研究科教授会規程	第3条	再掲
	6-7-1-01 (00)神戸大学学位規程	第3条, 第17条	
	6-3-1-02 (18)令和3年度学生便覧	p. 197, 200～201, 212～213	再掲
	6-7-1-01 (18)令和3年度課程博士学位論文審査要領		
	6-7-1-02 (18)令和3年度博士課程前期課程学位論文審査日程		

［分析項目６－７－２］ 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-3-1-02 (18)令和3年度学生便覧	p. 219	再掲
	6-7-2-01 (18)大学院における学位論文の審査体制について		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	1-3-2-01 神戸大学教授会規則		再掲
	1-3-2-17 神戸大学大学院理学研究科教授会規程		再掲
	6-7-1-01 (00)神戸大学学位規程		再掲
	6-3-1-02 (18)令和3年度学生便覧	p. 197, p. 200～201	再掲
［分析項目６－７－３］ 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-3-1-02 (18)令和3年度学生便覧	別表第2(p. 135～145), 別表第3(p. 146～148), p. 150～151	再掲
	6-7-3-01 (18)令和3年度新入生ガイダンス資料		
［分析項目６－７－４］ 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (18)理学研究科・理学部教授会議事要録		
	6-7-4-02 (18)令和2年度 前期課程修了判定資料（非公表）		
	6-7-4-03 (18)令和2年度 後期課程修了判定資料（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	6-3-1-02 (18)令和3年度学生便覧	p. 212～213, 219～220	再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-3-1-02 (18)令和3年度学生便覧	p. 202	再掲
	6-7-2-01 (18)大学院における学位論文の審査体制について		再掲
	6-7-1-01 (00)神戸大学学位規程		再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
	6-7-4-04 (18)個別の審査結果の事例（非公表）		
［分析項目６－７－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－８－１］ 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-01 (18)論文の採択・受賞状況		
［分析項目６－８－２］ 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当ＵＲＬ）		
	6-8-2-01 (18)令和3年度学校基本調査（卒業後の状況調査票）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-02 (18)修了生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
［分析項目６－８－３］ 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (18)令和元年度 修了時アンケート集計結果(全学共通・選択式)理学研究科		
	6-8-3-02 (18)DP達成度アンケート集計結果		
［分析項目６－８－４］ 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (18)一定年限を経過した修了生へのアンケート集計結果(2019年度調査)		
［分析項目６－８－５］ 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (00)平成30年度神戸大学就職先機関インタビュー実施報告書（非公表）		
	6-8-5-01 (18)就職先アンケート		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

Ⅱ　基準ごとの自己評価

領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－１－１］ 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)神戸大学 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		
	6-1-1-01 (19)医学研究科 学位授与に関する方針		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－１－Ａ］ 本学では、「神戸大学教育憲章」に基づき、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、大学教育推進委員会で決定した全学的基本方針に沿って「大学全体」および「ディプロマ・ポリシーに基づき学内で認めた単位」により策定している。	6-1-A-01 (00)神戸大学教育憲章		
	6-1-A-02 (00)三つのポリシー見直しのガイドライン（平成28年9月1日大学教育推進委員会）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－２－１］ 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (00)神戸大学 教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		
	6-2-1-01 (19)医学研究科 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		
［分析項目６－２－２］ 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)神戸大学 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		再掲
	6-1-1-01 (19)医学研究科 学位授与に関する方針		再掲
	6-2-1-01 (00)神戸大学 教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲
	6-2-1-01 (19)医学研究科 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲
【特記事項】			
①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
［活動取組６－２－Ａ］ 本学では、「神戸大学教育憲章」に基づき、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、大学教育推進委員会で決定した全学的基本方針に沿って「大学全体」および「ディプロマ・ポリシーに基づき学内で認めた単位」により策定している。	6-1-A-01 (00)神戸大学教育憲章		再掲
	6-1-A-02 (00)三つのポリシー見直しのガイドライン（平成28年9月1日大学教育推進委員会）		再掲

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－３－１］ 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01_(19)医学研究科医科学専攻カリキュラムマップ		
	6-3-1-02_(19)医学研究科バイオメディカルサイエンス専攻カリキュラムマップ		
	6-3-1-03_(19)令和3年度学生便覧	p. 153～155	
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-03_(19)令和3年度学生便覧	p. 130～138	再掲
［分析項目６－３－２］ 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01_(19)令和3年度修士課程シラバス（医学研究科開講科目）		
	6-3-2-02_(19)令和3年度博士課程シラバス（医学研究科開講科目）		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	6-3-2-03_(19)神戸大学大学院医学研究科外部評価報告書		
	6-3-1-01_(19)医学研究科医科学専攻カリキュラムマップ		再掲
	6-3-1-02_(19)医学研究科バイオメディカルサイエンス専攻カリキュラムマップ		再掲
［分析項目６－３－３］ 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第34～36条	再掲
	6-3-3-01_(19)神戸大学大学院医学研究科規則	第21～22条	

［分析項目６－３－４］ 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	6-3-3-01 (19)神戸大学大学院医学研究科規則	第17条	再掲
	6-3-4-01 (19)医学研究科研究指導に関する申合せ		
	6-3-4-02 (19)神戸大学大学院医学研究科における指導教員に関する申合せ		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-4-01 (19)医学研究科研究指導に関する申合せ		再掲
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-03_(19)学会派遣について		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-04 (19)研究指導委託状況		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-4-05 (19)研究倫理教育の受講について		
	・ＴＡ・ＲＡとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、ＴＡ・ＲＡの採用、活用状況が確認できる資料		
	6-3-4-06 (19)TA・RA採用実績		
［分析項目６－３－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－４－１］ １年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01_(00)令和3年度授業カレンダー(全学)		
	6-4-1-01_(19)バイオメディカルサイエンス専攻授業カレンダー		
	6-4-1-02_(19)医科学専攻授業カレンダー		
［分析項目６－４－２］ 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01_(00)令和3年度授業カレンダー(全学)		再掲
	6-4-1-01_(19)バイオメディカルサイエンス専攻授業カレンダー		再掲
	6-4-1-02_(19)医科学専攻授業カレンダー		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01_(19)令和3年度修士課程シラバス（医学研究科開講科目）		再掲
	6-3-2-02_(19)令和3年度博士課程シラバス（医学研究科開講科目）		再掲

［分析項目６－４－３］ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-4-3-01 (19)令和3年度シラバスデータ（医学研究科修士課程開講科目）（非公表）		
	6-4-3-02 (19)令和3年度シラバスデータ（医学研究科博士課程開講科目）（非公表）		
	6-4-3-03 (19)令和3年度シラバスデータ（医学研究科博士課程開講科目）共通科目（非公表）		
	6-3-1-03 (19)令和3年度学生便覧	p.130～138	再掲
［分析項目６－４－４］ 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式６－４－４）		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (19)令和3年度修士課程シラバス（医学研究科開講科目）		再掲
	6-3-2-02 (19)令和3年度博士課程シラバス（医学研究科開講科目）		再掲
［分析項目６－４－５］ 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（ＣＡＰ制度）を適切に設けていること	・ＣＡＰ制に関する規定		
［分析項目６－４－６］ 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
	6-3-3-01 (19)神戸大学大学院医学研究科規則	第14条	再掲
［分析項目６－４－７］ 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－８］ 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－９］ 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
［分析項目６－４－10］ 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		

［分析項目６－４－11］ 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－４－１］医科学専攻において、専門科目等の科目は、１年間の授業を行う期間が３５週にわたるものとなっているが、共通科目のうち、先端医学シリーズや産学連携特論等の一部の講義は短期間で集中的な講義日程となっている。これはこれらの講義が研究分野の最先端の知識修得をするために、企業や官公庁または専門の研究機関に所属する研究者を招聘した講義を多数開催しており、その講師の状況に応じた開催が必要なためである。

［分析項目６－４－２］医科学専攻において、専門科目等の科目は、各科目の授業時間が１０週又は１５週にわたるものとなっているが、共通科目のうち、先端医学シリーズや産学連携特論等の一部の講義は短期間で集中的な講義日程となっている。これはこれらの講義が研究分野の最先端の知識修得をするために、企業や官公庁または専門の研究機関に所属する研究者を招聘した講義を多数開催しており、その講師の状況に応じた開催が必要なためである。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－５－１］ 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式６－５－１）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－２］ 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式６－５－２）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－３］ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式６－５－３）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
［分析項目６－５－４］ 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式６－５－４）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (19)外国人留学生チューター実施計画		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-02 (19)医科学専攻授業案内ホームページ		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-01_(00)キャンパスライフ支援センター活動報告		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)キャンパスライフ支援センター活動報告		再掲

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－６－１］ 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	1-3-1-04_神戸大学教学規則	第30条, 第73条の2	再掲
	6-6-1-01 (00)神戸大学共通細則	第4条	
	6-3-3-01 (19)神戸大学大学院医学研究科規則	第27条の2	再掲
	6-6-1-01 (19)神戸大学大学院医学研究科バイオメディカルサイエンス専攻における成績評価に関する申合せ		
	6-6-1-02 (19)神戸大学大学院医学研究科医科学専攻における成績評価に関する申合わせ		

［分析項目６－６－２］ 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-1-03 (19)令和3年度学生便覧	p. 169～170	再掲
	6-6-2-01 (19)新入生ガイダンス資料（令和3年度）		
	6-3-2-01 (19)令和3年度修士課程シラバス（医学研究科開講科目）		再掲
	6-3-2-02 (19)令和3年度博士課程シラバス（医学研究科開講科目）		再掲
［分析項目６－６－３］ 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (19)医学研究科開講科目修士課程成績評価分布表（令和2年度）（非公表）		
	6-6-3-02 (19)医学研究科開講科目博士課程成績評価分布表（令和2年度前期）（非公表）		
	6-6-3-03 (19)医学研究科開講科目博士課程成績評価分布表（令和2年度後期）（非公表）		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-04 (19)医学研究科修士課程教務委員会議事要録（非公表）		
	6-6-3-05 (19)医学研究科博士課程教務委員会議事要録（非公表）		
	・ＧＰＡ制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-6-1-01 (19)神戸大学大学院医学研究科バイオメディカルサイエンス専攻における成績評価に関する申合せ	第3条	再掲
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
［分析項目６－６－４］ 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-3-1-03_(19)令和3年度学生便覧	p. 171～172	再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-01 (19)令和2年度成績評価に対する申立状況一覧		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-01 (00)答案・レポートの廃棄時期等に関する申合せ		
	6-6-4-02 (19)医学部医学科・医学研究科における答案及びレポート等の取扱いに関する申合せ		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－６－Ａ］ 神戸大学法人文書管理規則（別表第2）において、「試験問題」や「卒業論文，修士論文」は保存期間を「5年」と定めている。また、「答案・レポート」は同別表上「教育研究に関する事項」の「その他の法人文書」に含まれ、保存期間は「１年未満」である。答案・レポートの廃棄時期等については、大学教育推進委員会及び各部局で申合せ等を定めている。	6-6-A-01_(00)神戸大学法人文書管理規則	第5～7条，第11条（別表第2）	

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－７－１］ 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第67～68条	再掲
	6-3-3-01 (19)神戸大学大学院医学研究科規則	第28～29条	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-2-01 神戸大学教授会規則	第4条	再掲
	1-3-2-21 神戸大学大学院医学研究科教授会規程	第3条	再掲
	6-7-1-01 (00)神戸大学学位規程	第3条，第17条	
	6-7-1-01 (19)神戸大学学位規程医学研究科細則	第8～9条	
	6-7-1-02_(19)修士課程修了判定の手順について		
	6-7-1-03 (19)博士課程修了判定の手順について		

［分析項目６－７－２］ 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-7-2-01 (19)神戸大学大学院医学研究科学位論文評価基準		
	6-7-1-01 (19)神戸大学学位規程医学研究科細則	第2～3条	再掲
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	1-3-2-01 神戸大学教授会規則	第4条	再掲
	1-3-2-21 神戸大学大学院医学研究科教授会規程	第3条	再掲
	6-7-1-01 (00)神戸大学学位規程	第3条, 第17条	再掲
	6-7-1-01 (19)神戸大学学位規程医学研究科細則	第8～9条	再掲
［分析項目６－７－３］ 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-3-1-03 (19)令和3年度学生便覧	p. 37～39, p. 166	再掲
	6-6-2-01 (19)新入生ガイダンス資料（令和3年度）		再掲
［分析項目６－７－４］ 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (19)医学研究科教授会議事要録（非公表）		
	6-7-4-02 (19)医学研究科修了判定資料（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	6-7-2-01 (19)神戸大学大学院医学研究科学位論文評価基準		再掲
	6-7-4-03 (19)修士論文の提出、審査等についての申し合わせ		
	6-7-4-04 (19)課程博士に係る学位論文審査に関する申合せ		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-7-4-05 (19)学位論文審査体制（医学研究科）		
	6-7-1-01 (19)神戸大学学位規程医学研究科細則	第8～9条	再掲

	6-7-4-03（19）修士論文の提出、審査等についての申し合わせ	第4条	再掲
	6-7-4-04（19）課程博士に係る学位論文審査に関する申合せ	第2条	再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
	6-7-4-06（19）個別の審査結果の事例（非公表）		
［分析項目６－７－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－８－１］ 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-01 (19)学会賞等、論文の採択状況		
［分析項目６－８－２］ 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当ＵＲＬ）		
	6-8-2-01 (19)令和3年度学校基本調査（卒業後の状況調査票）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-02 (19)修了生の社会での活躍等が確認できる資料		
［分析項目６－８－３］ 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (19)令和元年度 修了時アンケート集計結果(全学共通・選択式)医学研究科		
	6-8-3-02 (19)医学研究科ディプロマポリシー達成度調査結果		
［分析項目６－８－４］ 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (19)修了生アンケート集計結果		
［分析項目６－８－５］ 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (00)平成30年度神戸大学就職先機関インタビュー実施報告書（非公表）		
【特記事項】			
①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

Ⅱ　基準ごとの自己評価

領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－１－１］ 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)神戸大学 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		
	6-1-1-01 (20)保健学研究科 学位授与に関する方針		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－１－Ａ］ 本学では、「神戸大学教育憲章」に基づき、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、大学教育推進委員会で決定した全学的基本方針に沿って「大学全体」および「DPに基づき学内で認めた単位」により策定している。	6-1-A-01 (00)神戸大学教育憲章		
	6-1-A-02 (00)三つのポリシー見直しのガイドライン（平成28年9月1日大学教育推進委員会）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－２－１］ 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (00)神戸大学 教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		
	6-2-1-01 (20)保健学研究科 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		
［分析項目６－２－２］ 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)神戸大学 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		再掲
	6-1-1-01 (20)保健学研究科 学位授与に関する方針		再掲
	6-2-1-01 (00)神戸大学 教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲
	6-2-1-01 (20)保健学研究科 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲
【特記事項】			
①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
［活動取組６－２－Ａ］ 本学では、「神戸大学教育憲章」に基づき、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、大学教育推進委員会で決定した全学的基本方針に沿って「大学全体」および「DPに基づき学内で認めた単位」により策定している。	6-1-A-01 (00)神戸大学教育憲章		再掲
	6-1-A-02 (00)三つのポリシー見直しのガイドライン（平成28年9月1日大学教育推進委員会）		再掲

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－３－１］ 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01_(20)保健学研究科カリキュラムマップ		
	6-3-1-02_(20)令和3年度保健学研究科教育課程表	p. 23～29	
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-03_(20)令和3年度学生便覧	p. 125～137	
	6-3-1-02_(20)令和3年度保健学研究科教育課程表	p. 3～6, 15～16	再掲
	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01_(20)令和3年度シラバス（保健学研究科開講科目）		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	6-3-2-02_(20)保健学研究科の外部評価資料	p. 2～4	
	6-3-1-01_(20)保健学研究科カリキュラムマップ		再掲
［分析項目６－３－３］ 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-04_神戸大学教学規則	第34～36条	再掲
	6-3-3-01_(20)神戸大学大学院保健学研究科規則	第23～25条	

［分析項目６－３－４］ 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	6-3-4-01 (20)神戸大学大学院保健学研究科博士課程学生の研究指導に関する申合せ		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-4-01 (20)神戸大学大学院保健学研究科博士課程学生の研究指導に関する申合せ		再掲
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-02 (20)保健学研究科大学院生の受賞歴		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-03_(20)情報通信研究機構（NICT）との協定書・覚書		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-4-04 (20)研究費使用ハンドブック		
	6-3-4-05 (20)研究倫理教育eラーニング		
	・ＴＡ・ＲＡとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、ＴＡ・ＲＡの採用、活用状況が確認できる資料		
	6-3-4-06 (20)TA・RA雇用実績		
［分析項目６－３－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

大学院生の研究指導においては入学前より事前面接を行い、研究内容が合致しているか相談を受けた教員が吟味している。入学時より各学生に主指導教員および副指導教員を配置し、所属研究室や各領域で日常指導に加えて定期的な研究成果発表会を開催し、研究室の枠を越えた学生指導を行っている。

【改善を要する事項】

基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－４－１］ １年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)令和3年度授業カレンダー(全学)		
	6-4-1-01 (20)2021年度保健学研究科学年暦		
［分析項目６－４－２］ 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)令和3年度授業カレンダー(全学)		再掲
	6-4-1-01 (20)2021年度保健学研究科学年暦		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01 (20)令和3年度シラバス（保健学研究科開講科目）		再掲
［分析項目６－４－３］ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-4-3-01 (20)令和3年度シラバスデータ（保健学研究科博士課程前期課程開講科目）（非公表）		
	6-4-3-02 (20)令和3年度シラバスデータ（保健学研究科博士課程後期課程開講科目）（非公表）		
	6-3-1-03 (20)令和3年度学生便覧	p. 125～137	再掲
［分析項目６－４－４］ 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式６－４－４）		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (20)令和3年度シラバス（保健学研究科開講科目）		再掲
［分析項目６－４－５］ 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（ＣＡＰ制度）を適切に設けていること	・ＣＡＰ制に関する規定		

［分析項目６－４－６］ 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
	6-3-3-01 (20)神戸大学大学院保健学研究科規則	第15条	再掲
［分析項目６－４－７］ 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－８］ 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－９］ 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
［分析項目６－４－10］ 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
［分析項目６－４－11］ 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－４－２］※該当の有無
本学では、平成28年度から2学期クォーター制を導入し、1コマ8週で授業を実施しており、令和2年度からは、学部生の全学共通授業科目については原則クォーター開講とする一方、専門科目については教育的効果が認められる場合にはセメスター開講を認めるなど、セメスター科目とクォーター科目を併用している。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－５－１］ 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式６－５－１）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－２］ 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式６－５－２）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－３］ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式６－５－３）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)神戸大学インターンシップ実績		
	6-5-3-01 (20)インターンシップ実施状況		

［分析項目６－５－４］ 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式６－５－４）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (20)チューター実績簿		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-02 (20)英文シラバス		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-01_(00)キャンパスライフ支援センター活動報告		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-01 (20)チューター実績簿		再掲
	6-5-4-03 (20)ICHS履修状況（留学生）		
	6-5-4-01 (00)キャンパスライフ支援センター活動報告		再掲
【特記事項】			
①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

インターンシップについては、学内での学習成果が臨地で効果を奏するよう、該当の臨床実習地と密な連絡を取り、学生のインターンシップの開始から終了時まで現場での教員による指導を整えている。

【改善を要する事項】

基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－６－１］ 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第30条, 第73条の2	再掲
	6-6-1-01_(00)神戸大学共通細則	第4条	
	6-3-3-01 (20)神戸大学大学院保健学研究科規則	第29条の2	再掲
	6-6-1-01 (20)神戸大学大学院保健学研究科成績評価基準等に関する内規	第1～3条	
［分析項目６－６－２］ 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-1-03 (20)令和3年度学生便覧	p. 141	再掲
	6-3-2-01 (20)令和3年度シラバス（保健学研究科開講科目）		再掲
［分析項目６－６－３］ 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (20)保健学研究科開講科目成績評価分布表（令和2年度前期）（非公表）		
	6-6-3-02 (20)保健学研究科開講科目成績評価分布表（令和2年度後期）（非公表）		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-03 (20)保健学研究科教務委員会議事要録		
	・ＧＰＡ制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	6-6-3-04_(20)臨床実習成績評価用資料（助産師・保健師コース ）		

［分析項目６－６－４］ 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-3-1-03 (20)令和3年度学生便覧	p. 141～142	再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-01 (20)成績評価に関する申立て件数、申立ての内容及びその対応		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-01 (00)答案・レポートの廃棄時期等に関する申合せ		
	6-6-4-02 (20)保健学研究科における答案及びレポート等の取扱いに関する申合せ		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－６－Ａ］ 神戸大学法人文書管理規則（別表第2）において、「試験問題」や「卒業論文，修士論文」は保存期間を「5年」と定めている。また、「答案・レポート」は同別表上「教育研究に関する事項」の「その他の法人文書」に含まれ、保存期間は「１年未満」である。答案・レポートの廃棄時期等については、大学教育推進委員会及び各部局で申合せ等を定めている。	6-6-A-01 (00)神戸大学法人文書管理規則	第5～7条,第11条 (別表第2)	

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

・研究科教務委員会（月１回開催）が、教育システム、カリキュラムの改善を検討している。同委員会による教育内容・教育方法の改善に係る検討結果は、FD 研修会を通じて教員間で共有されている。また、教育の質の改善・向上を図るために、FD 活動や教育研究成果の自己点検を実施している。

【改善を要する事項】

基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－７－１］ 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第67～68条	再掲
	6-3-3-01 (20)神戸大学大学院保健学研究科規則	第16条，第19条～第21条の5	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-2-01 神戸大学教授会規則	第4条	再掲
	1-3-2-22 神戸大学大学院保健学研究科教授会規程	第3条	再掲
	6-7-1-01 (00)神戸大学学位規程	第3条,第17条	
	6-7-1-01 (20)学位論文審査・修了判定の流れ		
［分析項目６－７－２］ 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-7-2-01 (20)神戸大学大学院保健学研究科学位論文評価基準		
	6-7-2-02 (20)修士論文の提出及び審査について		
	6-7-2-03 (20)神戸大学大学院保健学研究科保健学専攻課程博士論文に関する内規		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	1-3-2-01 神戸大学教授会規則		再掲
	1-3-2-22 神戸大学大学院保健学研究科教授会規程		再掲
	6-7-1-01 (00)神戸大学学位規程		再掲
	6-7-2-04 (20)神戸大学学位規定保健学研究科細則		
［分析項目６－７－３］ 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-3-1-03 (20)令和3年度学生便覧	p. 128	再掲
	6-3-1-02 (20)令和3年度保健学研究科教育課程表	p. 3～6，15～16	再掲

［分析項目６－７－４］ 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (20)保健学研究科教授会議事要録		
	6-7-4-02 (20)保健学研究科修了判定資料（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	6-7-2-01 (20)神戸大学大学院保健学研究科学位論文評価基準		再掲
	6-7-2-02 (20)修士論文の提出及び審査について		再掲
	6-7-2-03 (20)神戸大学大学院保健学研究科保健学専攻課程博士論文に関する内規		再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-7-1-01_(00)神戸大学学位規程		再掲
	6-7-2-04_(20)神戸大学学位規定保健学研究科細則	第6条～第14条	再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
	6-7-4-03 (20)修士・博士論文審査報告書（非公表）		
［分析項目６－７－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

大学院前期課程・後期課程とも修了時に公開の学位論文発表会でのプレゼンテーションを導入しており、研究能力の評価、成績評価および学位審査の客観化・厳格化を行っている。

【改善を要する事項】

基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－８－１］ 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01 (20)国家試験合格者数（保健師、助産師）		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-3-4-02 (20)保健学研究科大学院生の受賞歴		再掲
［分析項目６－８－２］ 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当ＵＲＬ）		
	6-8-2-01 (20)令和3年度学校基本調査（卒業後の状況調査票）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-02 (20)修了生の社会での活躍等		
［分析項目６－８－３］ 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (20)令和元年度 修了時アンケート集計結果(全学共通・選択式)保健学研究科		
	6-8-3-02_(20)DPの達成度調査結果		
	6-8-3-03 (20)博士課程前期課程修了時アンケート集計結果		
	6-8-3-04 (20)ICHS修了者アンケート集計結果		
［分析項目６－８－４］ 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01_(20)修了生からの意見聴取に関する調査結果		
［分析項目６－８－５］ 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (00)平成30年度神戸大学就職先機関インタビュー実施報告書（非公表）		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

Ⅱ　基準ごとの自己評価

領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－１－１］ 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	6-1-1-01_(00)神戸大学_学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		
	6-1-1-01_(21)工学研究科_学位授与に関する方針		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－１－Ａ］ 本学では、「神戸大学教育憲章」に基づき、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、大学教育推進委員会で決定した全学的基本方針に沿って「大学全体」および「DPに基づき学内で認めた単位」により策定している。	6-1-A-01_(00)神戸大学教育憲章		
	6-1-A-02_(00)三つのポリシー見直しのガイドライン（平成28年9月1日大学教育推進委員会）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－２－１］ 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (00)神戸大学 教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		
	6-2-1-01 (21)工学研究科 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		
［分析項目６－２－２］ 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)神戸大学 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		再掲
	6-1-1-01 (21)工学研究科 学位授与に関する方針		再掲
	6-2-1-01 (00)神戸大学 教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲
	6-2-1-01 (21)工学研究科 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲
【特記事項】			
①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
［活動取組６－２－Ａ］ 本学では、「神戸大学教育憲章」に基づき、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、大学教育推進委員会で決定した全学的基本方針に沿って「大学全体」および「DPに基づき学内で認めた単位」により策定している。	6-1-A-01 (00)神戸大学教育憲章		再掲
	6-1-A-02 (00)三つのポリシー見直しのガイドライン（平成28年9月1日大学教育推進委員会）		再掲

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－３－１］ 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01_(21)工学研究科カリキュラムマップ		
	6-3-1-02_(21)工学研究科ナンバリング		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-03_(21)令和3年度学生便覧	p. 100～170	
［分析項目６－３－２］ 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01_(21)令和3年度シラバス（工学研究科開講科目）		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	6-3-2-02_(21)外部評価結果報告書		
	6-3-1-01_(21)工学研究科カリキュラムマップ		再掲
［分析項目６－３－３］ 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第34～36条	再掲
	6-3-3-01_(21)神戸大学大学院工学研究科規則	第22～23条	

［分析項目６－３－４］ 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	6-3-1-03 (21)令和3年度学生便覧	p.192～193、195～196	再掲
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-4-01 (21)研究指導計画書・申合せ		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-02 (21)工学研究集報		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-03 (21)研究指導の委託について		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-4-04 (21)APRIN eラーニング プログラムの受講について		
	・ＴＡ・ＲＡとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、ＴＡ・ＲＡの採用、活用状況が確認できる資料		
	6-3-4-05 (21)TA・RA採用状況		
［分析項目６－３－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－４－１］ １年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01_(00)令和3年度授業カレンダー(全学)		
	6-4-1-01_(21)2021年度工学研究科学事暦・授業予定表		
［分析項目６－４－２］ 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01_(00)令和3年度授業カレンダー(全学)		再掲
	6-4-1-01_(21)2021年度工学研究科学事暦・授業予定表		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01_(21)令和3年度シラバス（工学研究科開講科目）		再掲
［分析項目６－４－３］ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-4-3-01_(21)令和3年度シラバスデータ（工学研究科博士課程前期課程開講科目）（非公表）		
	6-4-3-02_(21)令和3年度シラバスデータ（工学研究科博士課程後期課程開講科目）（非公表）		
	6-3-1-03_(21)令和3年度学生便覧	p. 37～75	再掲
［分析項目６－４－４］ 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式６－４－４）		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01_(21)令和3年度シラバス（工学研究科開講科目）		再掲
［分析項目６－４－５］ 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（ＣＡＰ制度）を適切に設けていること	・ＣＡＰ制に関する規定		
［分析項目６－４－６］ 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		

［分析項目６－４－７］ 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－８］ 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－９］ 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
［分析項目６－４－10］ 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
［分析項目６－４－11］ 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－４－２］
本学では、平成28年度から2学期クォーター制を導入し、1コマ8週で授業を実施しており、令和2年度からは、学部生の全学共通授業科目については原則クォーター開講とする一方、専門科目については教育的効果が認められる場合にはセメスター開講を認めるなど、セメスター科目とクォーター科目を併用している。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－５－１］ 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式６－５－１）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－２］ 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式６－５－２）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－３］ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式６－５－３）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)神戸大学インターンシップ実績		
	6-5-3-01 (21)インターンシップ（機械工学専攻）		

［分析項目６－５－４］ 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式６－５－４）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (21)チューター制度の概要		
	6-5-4-02 (21)チューター一覧		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-03 (21)工学研究科時間割		
	6-5-4-04 (21)令和3年度シラバスデータ（工学研究科開講科目）（非公表）		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)キャンパスライフ支援センター活動報告		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	6-5-4-05 (21)留学生サロン日誌		
	6-5-4-06 (21)留学生サロン参加一覧		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-05 (21)留学生サロン日誌		再掲
	6-5-4-06 (21)留学生サロン参加一覧		再掲
	6-5-4-01 (00)キャンパスライフ支援センター活動報告		再掲

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－６－１］ 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第30条, 第73条の2	再掲
	6-6-1-01 (00)神戸大学共通細則	第4条	
	6-3-3-01_(21)神戸大学大学院工学研究科規則	第33条の2	再掲
［分析項目６－６－２］ 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-1-03 (21)令和3年度学生便覧	p. 111～112	再掲
	6-3-2-01 (21)令和3年度シラバス（工学研究科開講科目）		再掲
［分析項目６－６－３］ 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (21)工学研究科開講科目成績評価分布表（令和2年度前期）（非公表）		
	6-6-3-02 (21)工学研究科開講科目成績評価分布表（令和2年度後期）（非公表）		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-03 (21)工学研究科教務委員会議事要録		
	・ＧＰＡ制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-3-1-03 (21)令和3年度学生便覧	p. 113～115	再掲
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	6-6-3-04 (21)修士論文評価シート		
	6-3-1-03 (21)令和3年度学生便覧	p. 191, 194, 199～200	再掲
［分析項目６－６－４］ 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-3-1-03 (21)令和3年度学生便覧	p. 116	再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-01 (21)令和2年度成績評価に対する申立状況一覧		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-01 (00)答案・レポートの廃棄時期等に関する申合せ		
	6-6-4-02 (21)工学部・工学研究科における定期試験問題、答案及びレポート等の取扱いに関する申合せ		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－６－Ａ］ 神戸大学法人文書管理規則（別表第2）において、「試験問題」や「卒業論文，修士論文」は保存期間を「5年」と定めている。また、「答案・レポート」は同別表上「教育研究に関する事項」の「その他の法人文書」に含まれ、保存期間は「１年未満」である。答案・レポートの廃棄時期等については、大学教育推進委員会及び各部局で申合せ等を定めている。	6-6-A-01_(00)神戸大学法人文書管理規則	第5～7条,第11条 (別表第2)	

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－７－１］ 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第67～68条	再掲
	6-3-3-01 (21)神戸大学大学院工学研究科規則	第34条	再掲
	6-3-1-03_(21)令和3年度学生便覧	p. 51～75	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-2-01 神戸大学教授会規則	第4条	再掲
	1-3-2-25 神戸大学大学院工学研究科教授会規程	第3条	再掲
	6-7-1-01 (00)神戸大学学位規程	第3条, 第17条	
［分析項目６－７－２］ 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-3-1-03 (21)令和3年度学生便覧	p. 191	再掲
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	1-3-2-01 神戸大学教授会規則	第4条	再掲
	1-3-2-25 神戸大学大学院工学研究科教授会規程	第3条	再掲
	6-7-1-01 (00)神戸大学学位規程	第3条, 第17条	再掲
［分析項目６－７－３］ 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-3-1-03 (21)令和3年度学生便覧	p. 119～170	再掲
	6-7-3-01 (21)新入生オリエンテーション資料（令和3年度）		

［分析項目６－７－４］ 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (21)工学研究科教授会議事要録		
	6-7-4-02 (21)工学研究科修了判定資料（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	6-3-1-03 (21)令和3年度学生便覧	p. 191	再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-3-1-03 (21)令和3年度学生便覧	p. 192～193、195～196	再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
	6-7-4-03 (21)学位論文審査結果の要旨（博士）（非公表）		
［分析項目６－７－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－８－１］ 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-01 (21)論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況		
［分析項目６－８－２］ 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当ＵＲＬ）		
	6-8-2-01 (21)令和3年度学校基本調査（卒業後の状況調査票）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-02 (21)修了生の社会での活躍事例（工学研究科）		
［分析項目６－８－３］ 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (21)令和元年度 修了時アンケート集計結果(全学共通・選択式)工学研究科		
	6-8-3-02 (21)神戸大学大学院工学研究科修了時アンケート		
［分析項目６－８－４］ 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (21)修了生アンケート(工学研究科)		
［分析項目６－８－５］ 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (00)平成30年度神戸大学就職先機関インタビュー実施報告書（非公表）		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

Ⅱ　基準ごとの自己評価

領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－１－１］ 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)神戸大学 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		
	6-1-1-01 (22)システム情報学研究科 学位授与に関する方針		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－１－Ａ］ 本学では、「神戸大学教育憲章」に基づき、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、大学教育推進委員会で決定した全学的基本方針に沿って「大学全体」および「DPに基づき学内で認めた単位」により策定している。	6-1-A-01 (00)神戸大学教育憲章		
	6-1-A-02 (00)三つのポリシー見直しのガイドライン（平成28年9月1日大学教育推進委員会）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－２－１］ 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (00)神戸大学 教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		
	6-2-1-01 (22)システム情報学研究科 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		
［分析項目６－２－２］ 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)神戸大学 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		再掲
	6-1-1-01 (22)システム情報学研究科 学位授与に関する方針		再掲
	6-2-1-01 (00)神戸大学 教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲
	6-2-1-01 (22)システム情報学研究科 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲
【特記事項】			
①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
［活動取組６－２－Ａ］ 本学では、「神戸大学教育憲章」に基づき、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、大学教育推進委員会で決定した全学的基本方針に沿って「大学全体」および「DPに基づき学内で認めた単位」により策定している。	6-1-A-01 (00)神戸大学教育憲章		再掲
	6-1-A-02 (00)三つのポリシー見直しのガイドライン（平成28年9月1日大学教育推進委員会）		再掲

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－３－１］ 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01_(22)システム情報学研究科カリキュラムマップ		
	6-3-1-02_(22)システム情報学研究科ナンバリング		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-03_(22)令和3年度学生便覧	p. 85～116	
［分析項目６－３－２］ 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01_(22)令和3年度シラバス（システム情報学研究科開講科目）		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	6-3-2-02_(22)外部評価結果報告書		
	6-3-1-01_(22)システム情報学研究科カリキュラムマップ		再掲
［分析項目６－３－３］ 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-04_神戸大学教学規則	第34～36条	再掲
	6-3-3-01_(22)神戸大学大学院システム情報学研究科規則	第21～22条	

［分析項目６－３－４］ 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	6-3-1-03 (22)令和3年度学生便覧	p.134、136～137	再掲
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-4-01 (22)研究指導計画書 申合せ・様式		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-02 (22)システム情報学研究科研究集報		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-03_(22)研究指導の委託について		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-4-04 (22)APRIN eラーニング プログラムの受講について		
	・ＴＡ・ＲＡとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、ＴＡ・ＲＡの採用、活用状況が確認できる資料		
	6-3-4-05 (22)TA・RA採用状況		
［分析項目６－３－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－４－１］ １年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01_(00)令和3年度授業カレンダー(全学)		
	6-4-1-01_(22)2021年度システム情報学研究科学事暦・授業予定表		
［分析項目６－４－２］ 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01_(00)令和3年度授業カレンダー(全学)		再掲
	6-4-1-01_(22)2021年度システム情報学研究科学事暦・授業予定表		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01_(22)令和3年度シラバス（システム情報学研究科開講科目）		再掲
［分析項目６－４－３］ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-4-3-01_(22)令和3年度シラバスデータ（システム情報学研究科博士課程前期課程開講科目）（非公表）		
	6-4-3-02_(22)令和3年度シラバスデータ（システム情報学研究科博士課程後期課程開講科目）（非公表）		
	6-3-1-03_(22)令和3年度学生便覧	p.37～62	再掲
［分析項目６－４－４］ 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式６－４－４）		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01_(22)令和3年度シラバス（システム情報学研究科開講科目）		再掲
［分析項目６－４－５］ 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（ＣＡＰ制度）を適切に設けていること	・ＣＡＰ制に関する規定		
［分析項目６－４－６］ 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		

［分析項目６－４－７］ 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－８］ 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－９］ 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
［分析項目６－４－10］ 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
［分析項目６－４－11］ 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－４－２］
本学では、平成28年度から2学期クォーター制を導入し、1コマ8週で授業を実施しており、令和2年度からは、学部生の全学共通授業科目については原則クォーター開講とする一方、専門科目については教育的効果が認められる場合にはセメスター開講を認めるなど、セメスター科目とクォーター科目を併用している。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－５－１］ 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式６－５－１）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－２］ 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式６－５－２）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－３］ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式６－５－３）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)神戸大学インターンシップ実績		
	6-5-3-01 (22)インターンシップ参加状況調査表		

［分析項目６－５－４］ 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式６－５－４）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (22)チューター制度の概要		
	6-5-4-02 (22)チューター一覧		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-03 (22)令和3年度シラバスデータ（システム情報学研究科開講科目）（非公表）		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)キャンパスライフ支援センター活動報告		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	6-5-4-04 (22)留学生サロン日誌		
	6-5-4-05 (22)留学生サロン参加一覧		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-04 (22)留学生サロン日誌		再掲
	6-5-4-05 (22)留学生サロン参加一覧		再掲
	6-5-4-01 (00)キャンパスライフ支援センター活動報告		再掲

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－６－１］ 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第30条, 第73条の2	再掲
	6-6-1-01 (00)神戸大学共通細則	第4条	
	6-3-3-01_(22)神戸大学大学院システム情報学研究科規則	第31条の2	再掲
［分析項目６－６－２］ 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-1-03 (22)令和3年度学生便覧	p. 88～89	再掲
	6-3-2-01 (22)令和3年度シラバス（システム情報学研究科開講科目）		再掲
［分析項目６－６－３］ 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (22)システム情報学研究科開講科目成績評価分布表（令和2年度前期）（非公表）		
	6-6-3-02 (22)システム情報学研究科開講科目成績評価分布表（令和2年度後期）（非公表）		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-03 (22)システム情報学研究科教育推進委員会議事要録		
	・ＧＰＡ制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	6-6-3-04 (22)修士論文評価シート		
	6-3-1-03 (22)令和3年度学生便覧	p. 133, 135, 141～142	再掲
［分析項目６－６－４］ 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-3-1-03 (22)令和3年度学生便覧	p. 90～91	再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-01 (22)令和2年度成績評価に対する申立状況一覧		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-01 (00)答案・レポートの廃棄時期等に関する申合せ		
	6-6-4-02 (22)システム情報学研究科における定期試験問題，答案及びレポート等の取扱いに関する申合せ		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－６－Ａ］ 神戸大学法人文書管理規則（別表第2）において、「試験問題」や「卒業論文，修士論文」は保存期間を「5年」と定めている。また、「答案・レポート」は同別表上「教育研究に関する事項」の「その他の法人文書」に含まれ、保存期間は「１年未満」である。答案・レポートの廃棄時期等については、大学教育推進委員会及び各部局で申合せ等を定めている。	6-6-A-01 (00)神戸大学法人文書管理規則	第5～7条，第11条 (別表第2)	

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－７－１］ 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第67～68条	再掲
	6-3-3-01 (22)神戸大学大学院システム情報学研究科規則	第32条	再掲
	6-3-1-03_(22)令和3年度学生便覧	p. 47～62	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-2-01 神戸大学教授会規則	第4条	再掲
	1-3-2-27 神戸大学大学院システム情報学研究科教授会規程	第3条	再掲
	6-7-1-01 (00)神戸大学学位規程	第3条, 第17条	
［分析項目６－７－２］ 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-3-1-03 (22)令和3年度学生便覧	p. 133	再掲
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	1-3-2-01 神戸大学教授会規則	第4条	再掲
	1-3-2-27 神戸大学大学院システム情報学研究科教授会規程	第3条	再掲
	6-7-1-01 (00)神戸大学学位規程	第3条, 第17条	再掲
［分析項目６－７－３］ 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-3-1-03 (22)令和3年度学生便覧	p. 92～116	再掲
	6-7-3-01 (22)新入生オリエンテーション資料（令和3年度）		
［分析項目６－７－４］ 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (22)システム情報学研究科教授会議事概要		
	6-7-4-02 (22)システム情報学研究科修了判定資料（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	6-3-1-03 (22)令和3年度学生便覧	p. 133	再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-3-1-03 (22)令和3年度学生便覧	p. 134、136～137	再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
	6-7-4-03_(22)システム情報学研究科学位論文審査結果の要旨（博士）（非公表）		

［分析項目６－７－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
【特記事項】			
①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■　当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－８－１］ 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-01 (22)論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況		
［分析項目６－８－２］ 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当ＵＲＬ）		
	6-8-2-01 (22)令和3年度学校基本調査（卒業後の状況調査票）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-02 (22)修了生の社会での活躍事例（システム情報学研究科）		
［分析項目６－８－３］ 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (22)令和元年度 修了時アンケート集計結果(全学共通・選択式)システム情報学研究科		
	6-8-3-02 (22)修了時アンケート（システム情報学研究科）		
［分析項目６－８－４］ 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (22)修了生アンケート(システム情報学研究科)		
［分析項目６－８－５］ 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (00)平成30年度神戸大学就職先機関インタビュー実施報告書（非公表）		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

Ⅱ　基準ごとの自己評価

領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－１－１］ 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)神戸大学 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		
	6-1-1-01 (23)農学研究科 学位授与に関する方針		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－１－Ａ］ 本学では、「神戸大学教育憲章」に基づき、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、大学教育推進委員会で決定した全学的基本方針に沿って「大学全体」および「DPに基づき学内で認めた単位」により策定している。	6-1-A-01 (00)神戸大学教育憲章		
	6-1-A-02 (00)三つのポリシー見直しのガイドライン（平成28年9月1日大学教育推進委員会）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－２－１］ 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (00)神戸大学 教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		
	6-2-1-01 (23)農学研究科 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		
［分析項目６－２－２］ 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)神戸大学 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		再掲
	6-1-1-01 (23)農学研究科 学位授与に関する方針		再掲
	6-2-1-01 (00)神戸大学 教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲
	6-2-1-01 (23)農学研究科 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－２－Ａ］ 本学では、「神戸大学教育憲章」に基づき、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、大学教育推進委員会で決定した全学的基本方針に沿って「大学全体」および「DPに基づき学内で認めた単位」により策定している。	6-1-A-01 (00)神戸大学教育憲章		再掲
	6-1-A-02 (00)三つのポリシー見直しのガイドライン（平成28年9月1日大学教育推進委員会）		再掲

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－３－１］ 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (23)農学研究科カリキュラムマップ		
	6-3-1-02 (23)農学研究科授業科目のナンバリング		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-03 (23)令和3年度学生便覧	p. 199～208	
［分析項目６－３－２］ 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (23)令和3年度シラバス（農学研究科開講科目）		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	6-3-2-02 (23)外部評価報告書2020	P46～62	
	6-3-1-01 (23)農学研究科カリキュラムマップ		再掲
［分析項目６－３－３］ 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第34～36条	再掲
	6-3-3-01 (23)神戸大学大学院農学研究科規則	第22～24条	

［分析項目６－３－４］ 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	6-3-4-01 (23)農学研究科博士課程学生の論文指導に関する申合せ		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-4-02 (23)研究指導計画書（前期課程・後期課程）		
	6-3-4-03 (23)神戸大学大学院農学研究科における研究指導計画書に関する申し合わせ		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-04 (23)国際学会学生派遣支援制度概要資料		
	6-3-4-05 (23)六篠会海外学術活動援助		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-06 (23)連携講座（食料生産フィールド科学）教員による研究指導		
	6-3-4-07 (23)他大学や産業界との連携により研究指導の実施が確認できる資料（論文）		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-4-08 (23)研究倫理教育e-APRIN（教授会議事要録抜粋）		
	・ＴＡ・ＲＡとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、ＴＡ・ＲＡの採用、活用状況が確認できる資料		
	6-3-4-09 (23)TARA採用実績		
［分析項目６－３－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－４－１］ １年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01_(00)令和3年度授業カレンダー(全学)		
	6-4-1-01_(23)令和3年度農学研究科授業予定表		
［分析項目６－４－２］ 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01_(00)令和3年度授業カレンダー(全学)		再掲
	6-4-1-01_(23)令和3年度農学研究科授業予定表		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01_(23)令和3年度シラバス（農学研究科開講科目）		再掲
［分析項目６－４－３］ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-4-3-01_(23)令和3年度シラバスデータ（農学研究科博士課程前期課程開講科目）（非公表）		
	6-4-3-02_(23)令和3年度シラバスデータ（農学研究科博士課程後期課程開講科目）（非公表）		
	6-3-1-03_(23)令和3年度学生便覧	p. 189～208	再掲
［分析項目６－４－４］ 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式６－４－４）		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01_(23)令和3年度シラバス（農学研究科開講科目）		再掲
［分析項目６－４－５］ 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（ＣＡＰ制度）を適切に設けていること	・ＣＡＰ制に関する規定		

［分析項目６－４－６］ 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
	6-3-3-01 (23)神戸大学大学院農学研究科規則	第17条	再掲
［分析項目６－４－７］ 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－８］ 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－９］ 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
［分析項目６－４－10］ 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
［分析項目６－４－11］ 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－４－２］
本学では、平成28年度から2学期クォーター制を導入し、1コマ8週で授業を実施しており、令和2年度からは、学部生の全学共通授業科目については原則クォーター開講とする一方、専門科目については教育的効果が認められる場合にはセメスター開講を認めるなど、セメスター科目とクォーター科目を併用している。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－５－１］ 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式６－５－１）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－２］ 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式６－５－２）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－３］ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式６－５－３）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)神戸大学インターンシップ実績		

［分析項目６－５－４］ 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式６－５－４）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (23)留学生チューター活動についての注意事項		
	6-5-4-02 (23)令和2年度チューター一覧（非公表）		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-03 (23)令和3年度グローバル・マスターコース用科目一覧		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)キャンパスライフ支援センター活動報告		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)キャンパスライフ支援センター活動報告		再掲

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－６－１］ 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	1-3-1-04_神戸大学教学規則	第30条, 第73条の2	再掲
	6-6-1-01 (00)神戸大学共通細則	第4条	
	6-3-3-01 (23)神戸大学大学院農学研究科規則	第31条の2	再掲
	6-6-1-01 (23)農学研究科成績評価基準に関する内規		
［分析項目６－６－２］ 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-1-03 (23)令和3年度学生便覧	p. 235	再掲
	6-3-2-01 (23)令和3年度シラバス（農学研究科開講科目）		再掲

［分析項目６－６－３］ 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (23)農学研究科開講科目成績評価分布表（令和2年度前期課程）（非公表）		
	6-6-3-02 (23)農学研究科開講科目成績評価分布表（令和2年度後期課程）（非公表）		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-03 (23)農学部・農学研究科教務委員会議事録（非公表）		
	・ＧＰＡ制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	6-6-3-04_(23)個人指導等が中心となる科目に係るシラバス		
［分析項目６－６－４］ 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-3-1-03 (23)令和3年度学生便覧	p. 236	再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-01 (23)令和2年度成績評価に対する申立状況一覧		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-01 (00)答案・レポートの廃棄時期等に関する申合せ		
	6-6-4-02 (23)神戸大学農学部・大学院農学研究科における定期試験問題，答案及びレポート等の取扱いに関する申合せ		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－６－Ａ］ 神戸大学法人文書管理規則（別表第2）において、「試験問題」や「卒業論文，修士論文」は保存期間を「5年」と定めている。また、「答案・レポート」は同別表上「教育研究に関する事項」の「その他の法人文書」に含まれ、保存期間は「１年未満」である。答案・レポートの廃棄時期等については、大学教育推進委員会及び各部局で申合せ等を定めている。	6-6-A-01 (00)神戸大学法人文書管理規則	第5～7条，第11条 （別表第2）	

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－７－１］ 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第67～68条	再掲
	6-3-3-01 (23)神戸大学大学院農学研究科規則	第32条	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-2-01 神戸大学教授会規則	第4条	再掲
	1-3-2-30 神戸大学大学院農学研究科教授会規程	第1条，3条	再掲
	6-7-1-01 (00)神戸大学学位規程	第3条,第17条	
	6-7-1-01 (23)農学研究科論文審査日程（令和3年度）		

［分析項目６－７－２］ 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-7-2-01_(23)農学研究科学位論文評価基準		
	6-7-2-02_(23)学位について		
	6-7-2-03_(23)修士論文審査等に関する内規		
	6-7-2-04_(23)前期課程における早期修了に関する内規		
	6-7-2-05_(23)前期課程における早期修了に関する内規の運用について		
	6-7-2-06_(23)課程を経た者の博士論文審査等に関する内規		
	6-7-2-07_(23)課程を経た者の博士論文草稿の予備審査に関する内規		
	6-7-2-08_(23)後期課程における早期修了に関する内規		
	6-7-2-09_(23)後期課程における早期修了に関する内規の運用について		
	6-7-2-10_(23)前期課程研究経過発表会実施要領		
	6-7-2-11_(23)後期課程研究経過発表会及び研究成果発表会実施要領		
	6-7-2-12_(23)前期課程及び後期課程研究経過発表会実施要領の運用に関する申合せ		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	1-3-2-01_神戸大学教授会規則		再掲
	1-3-2-30_神戸大学大学院農学研究科教授会規程		再掲
	6-7-1-01_(00)神戸大学学位規程		再掲
	6-7-2-03_(23)修士論文審査等に関する内規		再掲
	6-7-2-04_(23)前期課程における早期修了に関する内規		再掲
	6-7-2-05_(23)前期課程における早期修了に関する内規の運用について		再掲
	6-7-2-06_(23)課程を経た者の博士論文審査等に関する内規		再掲
	6-7-2-07_(23)課程を経た者の博士論文草稿の予備審査に関する内規		再掲
	6-7-2-08_(23)後期課程における早期修了に関する内規		再掲
	6-7-2-09_(23)後期課程における早期修了に関する内規の運用について		再掲
	6-7-2-10_(23)前期課程研究経過発表会実施要領		再掲
	6-7-2-11_(23)後期課程研究経過発表会及び研究成果発表会実施要領		再掲
	6-7-2-12_(23)前期課程及び後期課程研究経過発表会実施要領の運用に関する申合せ		再掲

［分析項目６－７－３］ 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-3-1-03 (23)令和3年度学生便覧	p. 199～208, 300～301	再掲
	6-7-3-01 (23)大学院新入生ガイダンス資料（令和3年度）		
［分析項目６－７－４］ 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (23)農学研究科教授会議事概要		
	6-7-4-02 (23)農学研究科修了判定資料（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	6-7-2-01 (23)農学研究科学位論文評価基準		再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-7-4-03 (23)学位論文審査体制（農学研究科）		
	6-7-2-03 (23)修士論文審査等に関する内規		再掲
	6-7-2-04 (23)前期課程における早期修了に関する内規		再掲
	6-7-2-05 (23)前期課程における早期修了に関する内規の運用について		再掲
	6-7-2-06 (23)課程を経た者の博士論文審査等に関する内規		再掲
	6-7-2-07 (23)課程を経た者の博士論文草稿の予備審査に関する内規		再掲
	6-7-2-08 (23)後期課程における早期修了に関する内規		再掲
	6-7-2-09 (23)後期課程における早期修了に関する内規の運用について		再掲
	6-7-2-10 (23)前期課程研究経過発表会実施要領		再掲
	6-7-2-11 (23)後期課程研究経過発表会及び研究成果発表会実施要領		再掲
	6-7-2-12 (23)前期課程及び後期課程研究経過発表会実施要領の運用に関する申合せ		再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
	6-7-4-04 (23)令和2年度論文審査結果報告書（非公表）		
［分析項目６－７－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－８－１］ 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01 (23)資格取得者数		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-02 (23)受賞状況		
［分析項目６－８－２］ 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当ＵＲＬ）		
	6-8-2-01 (23)令和3年度学校基本調査（卒業後の状況調査票）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-02 (23)修了生の社会での活躍等が確認できる資料		

［分析項目６－８－３］ 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (23)令和元年度 修了時アンケート集計結果(全学共通・選択式)農学研究科		
	6-8-3-02 (23)DPの達成度調査結果		
［分析項目６－８－４］ 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (23)農学研究科修了生アンケート集計結果		
［分析項目６－８－５］ 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (00)平成30年度神戸大学就職先機関インタビュー実施報告書（非公表）		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

Ⅱ　基準ごとの自己評価

領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－１－１］ 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)神戸大学 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		
	6-1-1-01 (24)海事科学研究科 学位授与に関する方針		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－１－Ａ］ 本学では、「神戸大学教育憲章」に基づき、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、大学教育推進委員会で決定した全学的基本方針に沿って「大学全体」および「DPに基づき学内で認めた単位」により策定している。	6-1-A-01 (00)神戸大学教育憲章		
	6-1-A-02 (00)三つのポリシー見直しのガイドライン（平成28年9月1日大学教育推進委員会）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－２－１］ 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (00)神戸大学 教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		
	6-2-1-01 (24)海事科学研究科 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		
［分析項目６－２－２］ 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)神戸大学 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		再掲
	6-1-1-01 (24)海事科学研究科 学位授与に関する方針		再掲
	6-2-1-01 (00)神戸大学 教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲
	6-2-1-01 (24)海事科学研究科 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－２－Ａ］ 本学では、「神戸大学教育憲章」に基づき、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、大学教育推進委員会で決定した全学的基本方針に沿って「大学全体」および「DPに基づき学内で認めた単位」により策定している。	6-1-A-01 (00)神戸大学教育憲章		再掲
	6-1-A-02 (00)三つのポリシー見直しのガイドライン（平成28年9月1日大学教育推進委員会）		再掲

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－３－１］ 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (24)海事科学研究科カリキュラムマップ		
	6-3-1-02 (24)令和3年度学生便覧	p. 131～137	
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-02_(24)令和3年度学生便覧	p. 80～85 & p. 89～97	再掲
［分析項目６－３－２］ 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (24)令和3年度シラバス（海事科学研究科開講科目）		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	6-3-2-02 (24)自己点検報告書	p. 37～47	
	6-3-2-03 (24)外部評価報告書	p. 156～157, p159～163	
	6-3-1-01 (24)海事科学研究科カリキュラムマップ		再掲
［分析項目６－３－３］ 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第34～36条	再掲
	6-3-3-01 (24)神戸大学大学院海事科学研究科規則	第18～19条	
	6-3-3-02 (24)神戸大学大学院海事科学研究科における他大学大学院等において研究指導を受ける学生及び特別研究学生の取扱いについて	同上　第20条、32条	

［分析項目６－３－４］ 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	6-3-3-01 (24)神戸大学大学院海事科学研究科規則	13条、16条、26条、27条	再掲
	6-3-4-01 (24)海事科学研究科前期課程研究中間発表会実施要領	p. 124	
	6-3-4-02 (24)神戸大学大学院海事科学研究科博士課程後期課程研究経過発表会及び研究成果発表会実施要領	p. 125～126	
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-4-03 (24)特定研究計画書		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-04 (24)神戸大学大学院海事科学研究科梅木奨学会運営要項		
	6-3-4-05 (24)梅木奨学会学生学会発表派遣奨学金募集要項		
	6-3-4-06_(24)研究科奨学金による海外発表		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-07 (24)連携講座		
	6-3-4-08 (24)関西海事教育アライアンス		
	6-3-4-09 (24)コチュテル（博士論文共同指導）の実施		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-4-10 (24)研究倫理指導		
	・ＴＡ・ＲＡとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、ＴＡ・ＲＡの採用、活用状況が確認できる資料		
	6-3-4-11 (24)SA･TA･RAの採用状況		
［分析項目６－３－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－４－１］ １年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01_(00)令和3年度授業カレンダー(全学)		
	6-4-1-01_(24)2021年度海事科学研究科授業予定表		
［分析項目６－４－２］ 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01_(00)令和3年度授業カレンダー(全学)		再掲
	6-4-1-01_(24)2021年度海事科学研究科授業予定表		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01_(24)令和3年度シラバス（海事科学研究科開講科目）		再掲
［分析項目６－４－３］ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-4-3-01_(24)令和3年度シラバスデータ（海事科学研究科博士課程前期課程開講科目）（非公表）		
	6-4-3-02_(24)令和3年度シラバスデータ（海事科学研究科博士課程後期課程開講科目）（非公表）		
	6-3-1-02_(24)令和3年度学生便覧	p. 71～85	再掲

［分析項目６－４－４］ 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式６－４－４）		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (24)令和3年度シラバス（海事科学研究科開講科目）		再掲
［分析項目６－４－５］ 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（ＣＡＰ制度）を適切に設けていること	・ＣＡＰ制に関する規定		
［分析項目６－４－６］ 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
［分析項目６－４－７］ 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－８］ 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－９］ 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
［分析項目６－４－10］ 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
［分析項目６－４－11］ 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－４－２］
本学では、平成28年度から2学期クォーター制を導入し、1コマ8週で授業を実施しており、令和2年度からは、学部生の全学共通授業科目については原則クォーター開講とする一方、専門科目については教育的効果が認められる場合にはセメスター開講を認めるなど、セメスター科目とクォーター科目を併用している。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

大学院教育における特徴ある授業として、関西の船舶・海洋・海事系の3つの大学院が連携して取り組んでいる「関西海事教育アライアンス」による提供授業が挙げられ、産（造船工業会、舶用工業会、船主協会、海事協会）・官（国交省、海上技術安全研究所）・学（3大学）からの講師による実践的な講義を、3大学の学生が同じ教室で受講している。

【改善を要する事項】

基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－５－１］ 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式６－５－１）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－２］ 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式６－５－２）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		

［分析項目６－５－３］ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式６－５－３）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)神戸大学インターンシップ実績		
	6-5-3-01 (24)インターンシップ参加学生数・参加企業数等(学部・大学院)		
［分析項目６－５－４］ 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式６－５－４）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (24)2020年度留学生チューター配置状況		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-02 (24)英語開講科目概要一覧		
	6-5-4-03 (24)英語開講科目シラバス（非公表）		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)キャンパスライフ支援センター活動報告		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	6-5-4-04 (24)ブラッシュアップ日本語講座の概要		
	6-5-4-05_(24)ブラッシュアップ日本語講座出席実績録（非公表）		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)キャンパスライフ支援センター活動報告		再掲

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－６－１］ 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	1-3-1-04_神戸大学教学規則	第30条, 第73条の2	再掲
	6-6-1-01 (00)神戸大学共通細則	第4条	
	6-3-3-01 (24)神戸大学大学院海事科学研究科規則	第25～30条	再掲
	6-6-1-01 (24)海事科学研究科における成績評価に関する内規		
［分析項目６－６－２］ 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-1-02 (24)令和3年度学生便覧	p. 101	再掲
	6-3-2-01 (24)令和3年度シラバス（海事科学研究科開講科目）		再掲

［分析項目６－６－３］ 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (24)海事科学研究科開講科目成績評価分布表（令和2年度前期）（非公表）		
	6-6-3-02 (24)海事科学研究科開講科目成績評価分布表（令和2年度後期）（非公表）		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-03 (24)令和2年度第11回教学委員会議事要旨		
	・ＧＰＡ制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-3-1-02 (24)令和3年度学生便覧	p. 98～100	再掲
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	6-6-3-04 (24)海事科学研究科前期課程研究中間発表会実施要領		
	6-6-3-05 (24)海事科学研究科後期課程研究経過発表会実施要領		
	6-6-3-06 (24)海事科学研究科後期課程研究成果発表会実施要領		
［分析項目６－６－４］ 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (24)海事科学研究科における成績評価に関する内規・申合せ等		
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-02 (24)令和2年度成績評価に対する申立状況一覧		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-03 (24)海事科学部・海事科学研究科における答案及びレポート等の取扱いに関する申合せ		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－６－Ａ］ 神戸大学法人文書管理規則（別表第2）において、「試験問題」や「卒業論文，修士論文」は保存期間を「5年」と定めている。また、「答案・レポート」は同別表上「教育研究に関する事項」の「その他の法人文書」に含まれ、保存期間は「１年未満」である。答案・レポートの廃棄時期等については、大学教育推進委員会及び各部局で申合せ等を定めている。	6-6-A-01 (00)神戸大学法人文書管理規則	第5～7条，第11条 (別表第2)	

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－７－１］ 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第67～68条	再掲
	6-3-3-01 (24)神戸大学大学院海事科学研究科規則	第29条	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-2-01 神戸大学教授会規則	第4条	再掲
	1-3-2-32 神戸大学大学院海事科学研究科教授会規程	第3条	再掲
	6-7-1-01 (24)神戸大学大学院海事科学研究科教授会内規	第3条、第7条	
	6-7-1-01 (00)神戸大学学位規程	第3条, 第17条	
［分析項目６－７－２］ 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-7-2-01 (24)海事科学研究科学位論文評価基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	1-3-2-01 神戸大学教授会規則		再掲
	1-3-2-32 神戸大学大学院海事科学研究科教授会規程		再掲
	6-7-1-01 (00)神戸大学学位規程		再掲
［分析項目６－７－３］ 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-3-1-02 (24)令和3年度学生便覧	p. 89～97	再掲
	6-7-3-01 (24)入学ガイダンス配付資料		

［分析項目６－７－４］ 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (24)海事科学研究科教授会議事要録		
	6-7-4-02 (24)海事科学研究科修了判定資料（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	6-7-2-01 (24)海事科学研究科学位論文評価基準		再掲
	6-7-4-03 (24)修士学位論文審査及び最終試験実施要項		
	6-7-4-04 (24)博士学位に関する内規		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-7-4-05_(24)学位論文審査体制（海事科学研究科）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
	6-7-4-06_(24)個別の審査結果の事例（非公表）		
［分析項目６－７－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－８－１］ 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-01 (24)論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況		
［分析項目６－８－２］ 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当ＵＲＬ）		
	6-8-2-01 (24)令和3年度学校基本調査（卒業後の状況調査票）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-02 (24)修了生の社会での活躍		
［分析項目６－８－３］ 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (24)令和元年度 修了時アンケート集計結果(全学共通・選択式)海事科学研究科		
	6-8-3-02 (24)DPの達成度調査結果		
［分析項目６－８－４］ 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (24)修了生アンケート集計結果		
［分析項目６－８－５］ 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (00)平成30年度神戸大学就職先機関インタビュー実施報告書（非公表）		
	6-8-5-01 (24)合同会社説明会における卒業生修了生に関するアンケート結果		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

Ⅱ　基準ごとの自己評価

領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－１－１］ 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)神戸大学 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		
	6-1-1-01 (25)国際協力研究科 学位授与に関する方針		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－１－Ａ］ 本学では、「神戸大学教育憲章」に基づき、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、大学教育推進委員会で決定した全学的基本方針に沿って「大学全体」および「DPに基づき学内で認めた単位」により策定している。	6-1-A-01 (00)神戸大学教育憲章		
	6-1-A-02 (00)三つのポリシー見直しのガイドライン（平成28年9月1日大学教育推進委員会）		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－２－１］ 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (00)神戸大学 教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		
	6-2-1-01 (25)国際協力研究科 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		
［分析項目６－２－２］ 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)神戸大学 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		再掲
	6-1-1-01 (25)国際協力研究科 学位授与に関する方針		再掲
	6-2-1-01 (00)神戸大学 教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲
	6-2-1-01 (25)国際協力研究科 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲
【特記事項】			
①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
［活動取組６－２－Ａ］ 本学では、「神戸大学教育憲章」に基づき、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、大学教育推進委員会で決定した全学的基本方針に沿って「大学全体」および「DPに基づき学内で認めた単位」により策定している。	6-1-A-01 (00)神戸大学教育憲章		再掲
	6-1-A-02 (00)三つのポリシー見直しのガイドライン（平成28年9月1日大学教育推進委員会）		再掲
【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■　当該基準を満たす			

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－３－１］ 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (25)国際協力研究科カリキュラム・マップ		
	6-3-1-02 (25)国際協力研究科ナンバリング一覧		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-03 (25)令和3年度学生便覧	p. 37～40, 49～53	
［分析項目６－３－２］ 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (25)令和3年度シラバス（国際協力研究科開講科目）		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	6-3-1-01 (25)国際協力研究科カリキュラム・マップ		再掲
［分析項目６－３－３］ 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第34～36条	再掲
	6-3-3-01 (25)神戸大学大学院国際協力研究科規則	第22～24条	

［分析項目６－３－４］ 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	6-3-3-01 (25)神戸大学大学院国際協力研究科規則	第18条	再掲
	6-3-1-03 (25)令和3年度学生便覧	p. 46, 107	再掲
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-1-03 (25)令和3年度学生便覧	p. 46～47, 54～55, 105～106	再掲
	6-3-4-01 (25)研究計画書（MD共通）		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-02 (25)学会・フォーラム発表実績		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-03 (25)他大学や産業界との連携による研究指導		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-4-04 (25)国際協力研究科における人を対象とする研究倫理指針		
	・ＴＡ・ＲＡとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、ＴＡ・ＲＡの採用、活用状況が確認できる資料		
	6-3-4-05 (25)TA・RA雇用実績（非公表）		
［分析項目６－３－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－３－４］
本研究科では、前期課程学生については、第１年次11月（開発政策特別コースにあっては5月）に、指導教員と協議の上「研究計画書」を作成・提出させ、これを研究指導計画書として取り扱い、研究指導を実施している。後期課程学生については、第１年次6月（開発政策特別コースにあっては12月）に、指導教員と協議の上「研究計画書」を作成・提出させる他、その後３ヵ月毎に研究活動報告書を提出させ、これを指導教員が確認することをもって、これらを研究指導計画書として扱い、研究指導を実施している。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－４－１］ １年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01_(00)令和3年度授業カレンダー(全学)		
	6-4-1-01_(25)2021年度国際協力研究科学年暦		
［分析項目６－４－２］ 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01_(00)令和3年度授業カレンダー(全学)		再掲
	6-4-1-01_(25)2021年度国際協力研究科学年暦		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01_(25)令和3年度シラバス（国際協力研究科開講科目）		再掲
［分析項目６－４－３］ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-4-3-01_(25)令和3年度シラバスデータ（国際協力研究科博士課程前期課程開講科目）（非公表）		
	6-4-3-02_(25)令和3年度シラバスデータ（国際協力研究科博士課程後期課程開講科目）（非公表）		
	6-3-1-03_(25)令和3年度学生便覧	p.37～40,49～53	再掲
［分析項目６－４－４］ 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式６－４－４）		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01_(25)令和3年度シラバス（国際協力研究科開講科目）		再掲
［分析項目６－４－５］ 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（ＣＡＰ制度）を適切に設けていること	・ＣＡＰ制に関する規定		
［分析項目６－４－６］ 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		

［分析項目６－４－７］ 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－８］ 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－９］ 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
［分析項目６－４－10］ 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
［分析項目６－４－11］ 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－４－２］
本学では、平成28年度から2学期クォーター制を導入し、1コマ8週で授業を実施しており、令和2年度からは、学部生の全学共通授業科目については原則クォーター開講とする一方、専門科目については教育的効果が認められる場合にはセメスター開講を認めるなど、セメスター科目とクォーター科目を併用している。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－５－１］ 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式６－５－１）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－２］ 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式６－５－２）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－３］ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式６－５－３）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)神戸大学インターンシップ実績		
	6-3-1-03 (25)令和3年度学生便覧	p. 69～70	再掲

［分析項目６－５－４］ 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式６－５－４）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (25)チューター委嘱一覧（非公表）		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-02 (25)GSICS Guide Book（英語版学生便覧）		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-01_(00)キャンパスライフ支援センター活動報告		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	6-5-4-03 (25)英語インストラクター実績（非公表）		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-04 (25)「なんでも相談」「留学なんでも相談」利用実績（非公表）		
	6-5-4-01 (00)キャンパスライフ支援センター活動報告		再掲

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－６－１］ 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第30条, 第73条の2	再掲
	6-6-1-01 (00)神戸大学共通細則	第4条	
	6-3-3-01 (25)神戸大学大学院国際協力研究科規則	第30条の2	再掲
	6-6-1-01 (25)国際協力研究科における成績評価基準等に関する内規		
［分析項目６－６－２］ 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-1-03_(25)令和3年度学生便覧	p. 57～58	再掲
	6-3-2-01 (25)令和3年度シラバス（国際協力研究科開講科目）		再掲
［分析項目６－６－３］ 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (25)国際協力研究科開講科目成績評価分布表（令和2年度前期）（非公表）		
	6-6-3-02 (25)国際協力研究科開講科目成績評価分布表（令和2年度後期）（非公表）		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-03 (25)国際協力研究科教授会議事要録（令和2年11月）		
	6-6-3-04 (25)国際協力研究科教授会議事要録（令和3年4月）		
	・ＧＰＡ制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		

［分析項目６－６－４］ 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-3-1-03 (25)令和3年度学生便覧	p. 58～59	再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-01 (25)成績評価に対する申立て（令和2年度）（非公表）		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-01 (00)答案・レポートの廃棄時期等に関する申合せ		
	6-6-4-02 (25)国際協力研究科における定期試験問題、答案及びレポート等の取扱いに関する申合せ		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－６－Ａ］ 神戸大学法人文書管理規則（別表第2）において、「試験問題」や「卒業論文，修士論文」は保存期間を「5年」と定めている。また、「答案・レポート」は同別表上「教育研究に関する事項」の「その他の法人文書」に含まれ、保存期間は「１年未満」である。答案・レポートの廃棄時期等については、大学教育推進委員会及び各部局で申合せ等を定めている。	6-6-A-01 (00)神戸大学法人文書管理規則	第5～7条，第11条 （別表第2）	

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－７－１］ 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第67～68条	再掲
	6-3-3-01 (25)神戸大学大学院国際協力研究科規則	第31～32条	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-2-01 神戸大学教授会規則	第4条	再掲
	1-3-2-34 神戸大学大学院国際協力研究科教授会規程	第3条	再掲
	6-7-1-01 (00)神戸大学学位規程	第3条, 第17条	
［分析項目６－７－２］ 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-7-2-01 (25)神戸大学学位規程国際協力研究科細則	第2～9条	
	6-7-2-02 (25)神戸大学大学院国際協力研究科博士論文審査要領		
	6-7-2-03 (25)神戸大学大学院国際協力研究科学位論文等の評価基準		
	6-7-2-04 (25)神戸大学大学院国際協力研究科「博士論文提出資格試験・審査」実施細則		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	1-3-2-01 神戸大学教授会規則	第4条	再掲
	1-3-2-34_神戸大学大学院国際協力研究科教授会規程	第3条	再掲
	6-7-1-01 (00)神戸大学学位規程	第4～5条, 第15～17条	再掲
［分析項目６－７－３］ 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-3-1-03 (25)令和3年度学生便覧	p. 45～46, 55～56, 92	再掲
	6-7-3-01 (25)新入生オリエンテーション資料（令和3年度）		

［分析項目６－７－４］ 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01 (25)国際協力研究科教授会議事要録（令和2年9月）		
	6-7-4-02 (25)国際協力研究科教授会議事要録（令和3年3月）		
	6-7-4-03 (25)国際協力研究科修了判定資料（博士課程前期課程）（非公表）		
	6-7-4-04 (25)国際協力研究科修了判定資料（博士課程後期課程）（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	6-7-2-01_(25)神戸大学学位規程国際協力研究科細則	第2～9条	再掲
	6-7-2-02_(25)神戸大学大学院国際協力研究科博士論文審査要領		再掲
	6-7-2-03 (25)神戸大学大学院国際協力研究科学位論文等の評価基準		再掲
	6-7-2-04 (25)神戸大学大学院国際協力研究科「博士論文提出資格試験・審査」実施細則		再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-7-2-01 (25)神戸大学学位規程国際協力研究科細則	第6～7条	再掲
	6-7-4-05 (25)国際協力研究科教授会議事要録（令和2年7月）		
	6-7-4-06 (25)国際協力研究科教授会議事要録（令和3年1月）		
	6-7-4-07 (25)国際協力研究科教授会議事要録（令和3年2月）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
	6-7-4-04 (25)国際協力研究科修了判定資料（博士課程後期課程）（非公表）		再掲
［分析項目６－７－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－８－１］ 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-01 (25)論文採択・受賞状況		
［分析項目６－８－２］ 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当ＵＲＬ）		
	6-8-2-01 (25)令和3年度学校基本調査（卒業後の状況調査票）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-02 (25)新聞記事		
	6-8-2-03 (25)国際協力研究科ファクトブック（抜粋）		

［分析項目６－８－３］ 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (25)令和元年度 修了時アンケート集計結果(全学共通・選択式)国際協力研究科		
	6-8-3-02 (25)DPの達成度調査結果（令和2年3月修了生）		
	6-8-3-03 (25)DPの達成度調査結果（令和2年9月修了生）		
［分析項目６－８－４］ 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-4-01 (25)修了生アンケート集計結果（選択式）		
［分析項目６－８－５］ 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (00)平成30年度神戸大学就職先機関インタビュー実施報告書（非公表）		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

Ⅱ　基準ごとの自己評価

領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－１－１］ 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)神戸大学 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		
	6-1-1-01 (26)科学技術イノベーション研究科 学位授与に関する方針		
【特記事項】			
①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
［活動取組６－１－Ａ］ 本学では、「神戸大学教育憲章」に基づき、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、大学教育推進委員会で決定した全学的基本方針に沿って「大学全体」および「DPに基づき学内で認めた単位」により策定している。	6-1-A-01 (00)神戸大学教育憲章		
	6-1-A-02 (00)三つのポリシー見直しのガイドライン（平成28年9月1日大学教育推進委員会）		
【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■　当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－２－１］ 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (00)神戸大学 教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		
	6-2-1-01 (26)科学技術イノベーション研究科 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		
［分析項目６－２－２］ 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)神戸大学 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		再掲
	6-1-1-01 (26)科学技術イノベーション研究科 学位授与に関する方針		再掲
	6-2-1-01 (00)神戸大学 教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲
	6-2-1-01 (26)科学技術イノベーション研究科 教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－２－Ａ］ 本学では、「神戸大学教育憲章」に基づき、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を、大学教育推進委員会で決定した全学的基本方針に沿って「大学全体」および「DPに基づき学内で認めた単位」により策定している。	6-1-A-01 (00)神戸大学教育憲章		再掲
	6-1-A-02 (00)三つのポリシー見直しのガイドライン（平成28年9月1日大学教育推進委員会）		再掲

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－３－１］ 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (26)科学技術イノベーション研究科カリキュラムマップ		
	6-3-1-02 (26)令和3年度学生便覧	p. 81～119	
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-02 (26)令和3年度学生便覧	p. 86～87, p. 104～115	再掲
［分析項目６－３－２］ 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (26)令和3年度シラバス（科学技術イノベーション研究科開講科目）		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	6-3-2-02 (26)神戸大学大学院科学技術イノベーション研究科外部評価報告書（抜粋）	p. 22～28	
	6-3-1-01 (26)科学技術イノベーション研究科カリキュラムマップ		再掲
［分析項目６－３－３］ 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第34～36条	再掲
	6-3-3-01 (26)神戸大学大学院科学技術イノベーション研究科規則	学生便覧p. 48～49 （19, 21, 22条	

［分析項目６－３－４］ 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	6-3-4-01 (26)神戸大学大学院科学技術イノベーション研究科修士学位審査に関する内規		
	6-3-4-02 (26)神戸大学大学院科学技術イノベーション研究科博士学位審査に関する内規		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-4-03 (26)令和3年度研究指導計画書		
	6-3-4-04 (26)令和3年度研究指導報告書		
	6-3-4-05 (26)神戸大学大学院科学技術イノベーション研究科における研究指導計画書および研究指導報告書に関する申し合わせ		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-06 (26)2020年度科学技術イノベーション研究科学生海外派遣支援制度 募集要項		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-4-07 (26)神大の研究者としてのマナー		
	・ＴＡ・ＲＡとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、ＴＡ・ＲＡの採用、活用状況が確認できる資料		
	6-3-4-08 (26)TAの雇用実績		
［分析項目６－３－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

弁護士、公認会計士、ベンチャー企業やベンチャー支援企業の経営者などから構成されたアドバイザリーボードによるオフィスアワーを定期的に実施し、後期課程生に対して、先端研究の事業化に関する指導助言を行っている。

【改善を要する事項】

基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－４－１］ １年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)令和3年度授業カレンダー(全学)		
	6-4-1-01 (26)2021年度科学技術イノベーション研究科時間割表		
［分析項目６－４－２］ 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)令和3年度授業カレンダー(全学)		再掲
	6-4-1-01 (26)2021年度科学技術イノベーション研究科時間割表		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01 (26)令和3年度シラバス（科学技術イノベーション研究科開講科目）		再掲
［分析項目６－４－３］ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-4-3-01 (26)令和3年度シラバスデータ（科学技術イノベーション研究科博士課程前期課程開講科目）（非公表）		
	6-4-3-02 (26)令和3年度シラバスデータ（科学技術イノベーション研究科博士課程後期課程開講科目）（非公表）		
	6-3-1-02 (26)令和3年度学生便覧	p.45～53	再掲

［分析項目６－４－４］ 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式６－４－４）		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01 (26)令和3年度シラバス（科学技術イノベーション研究科開講科目）		再掲
［分析項目６－４－５］ 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（ＣＡＰ制度）を適切に設けていること	・ＣＡＰ制に関する規定		
［分析項目６－４－６］ 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
［分析項目６－４－７］ 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－８］ 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－９］ 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
［分析項目６－４－10］ 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
［分析項目６－４－11］ 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－４－２］
本学では、平成28年度から2学期クォーター制を導入し、1コマ8週で授業を実施しており、令和2年度からは、学部生の全学共通授業科目については原則クォーター開講とする一方、専門科目については教育的効果が認められる場合にはセメスター開講を認めるなど、セメスター科目とクォーター科目を併用している。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－５－１］ 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式６－５－１）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－２］ 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式６－５－２）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－３］ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式６－５－３）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (00)神戸大学インターンシップ実績		

［分析項目６－５－４］ 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式６－５－４）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (26)留学生チューター一覧		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-02 (26)令和3年度科学技術イノベーション研究科英文時間割（後期課程）		
	6-5-4-03 (26)令和3年度科学技術イノベーション研究科英文シラバス（後期課程）		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)キャンパスライフ支援センター活動報告		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)キャンパスライフ支援センター活動報告		再掲

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－６－１］ 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第30条, 第73条の2	再掲
	6-6-1-01 (00)神戸大学共通細則	第4条	
	6-3-3-01_(26)神戸大学大学院科学技術イノベーション研究科規則	第29条	再掲
	6-6-1-01 (26)成績評価基準		
［分析項目６－６－２］ 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-3-1-02 (26)令和3年度学生便覧	p. 110	再掲
	6-3-2-01 (26)令和3年度シラバス（科学技術イノベーション研究科開講科目）		再掲
［分析項目６－６－３］ 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (26)科学技術イノベーション研究科開講科目成績評価分布表（令和2年度前期）（非公表）		
	6-6-3-02 (26)科学技術イノベーション研究科開講科目成績評価分布表（令和2年度後期）（非公表）		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-03 (26)科学技術イノベーション研究科教務・入試委員会議事要録		
	6-6-3-04 (26)科学技術イノベーション研究科教授会議事要録		
	・ＧＰＡ制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	6-6-3-05 (26)科学技術アントレプレナーシップ・プロジェクト研究最終発表会・実施概要		
	6-6-3-06 (26)前期課程研究経過発表会・実施概要		
	6-6-3-07_(26)後期課程研究経過発表会・実施概要		
	6-6-3-08 (26)修士論文発表会後FD実施記録（非公表）		
	6-6-3-09 (26)修士論文審査結果報告書様式		

［分析項目６－６－４］ 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-3-1-02 (26)令和3年度学生便覧	p. 77	再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-01 (26)令和2年度成績評価に対する申立状況一覧		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-01_(00)答案・レポートの廃棄時期等に関する申合せ		
	6-6-4-02 (26)科学技術イノベーション研究科における試験問題等の保存に係る実施要領・申合せ		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－６－Ａ］ 神戸大学法人文書管理規則（別表第2）において、「試験問題」や「卒業論文，修士論文」は保存期間を「5年」と定めている。また、「答案・レポート」は同別表上「教育研究に関する事項」の「その他の法人文書」に含まれ、保存期間は「１年未満」である。答案・レポートの廃棄時期等については、大学教育推進委員会及び各部局で申合せ等を定めている。	6-6-A-01 (00)神戸大学法人文書管理規則	第5～7条,第11条 (別表第2)	

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－７－１］ 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第67～68条	再掲
	6-3-3-01 (26)神戸大学大学院科学技術イノベーション研究科規則	第30条	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-2-01 神戸大学教授会規則	第4条	再掲
	1-3-2-35 神戸大学大学院科学技術イノベーション研究科教授会規程	第3条	再掲
	6-7-1-01 (00)神戸大学学位規程	第3条, 第17条	
	6-7-1-01 (26)修士論文作成の手引き		
［分析項目６－７－２］ 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-7-2-01 (26)科学技術イノベーション研究科学位論文評価基準		
	6-3-4-01 (26)神戸大学大学院科学技術イノベーション研究科修士学位審査に関する内規		再掲
	6-3-4-02 (26)神戸大学大学院科学技術イノベーション研究科博士学位審査に関する内規		再掲
	6-7-1-01 (26)修士論文作成の手引き		再掲
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	1-3-2-01_神戸大学教授会規則		再掲
	1-3-2-35 神戸大学大学院科学技術イノベーション研究科教授会規程		再掲
	6-7-1-01 (00)神戸大学学位規程		再掲

	6-7-1-01_(26)修士論文作成の手引き		再掲
［分析項目６－７－３］ 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-3-1-02_(26)令和3年度学生便覧	p.81～119	再掲
［分析項目６－７－４］ 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-01_(26)科学技術イノベーション研究科教授会議事要録		
	6-7-4-02_(26)科学技術イノベーション研究科前期課程修了判定資料（非公表）		
	6-7-4-03_(26)科学技術イノベーション研究科後期課程修了判定資料（非公表）		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	6-7-2-01_(26)科学技術イノベーション研究科学位論文評価基準		再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-7-4-04_(26)学位論文審査委員の選出方法について（科学技術イノベーション研究科）		
	6-3-4-01_(26)神戸大学大学院科学技術イノベーション研究科修士学位審査に関する内規		再掲
	6-3-4-02_(26)神戸大学大学院科学技術イノベーション研究科博士学位審査に関する内規		再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
	6-7-4-05_(26)論文審査結果報告書（非公表）		
［分析項目６－７－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－８－１］ 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）		
	6-8-1_標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-01 (26)論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況（科学技術ｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ研究科）		
［分析項目６－８－２］ 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当ＵＲＬ）		
	6-8-2-01 (26)令和3年度学校基本調査（卒業後の状況調査票）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		

［分析項目６－８－３］ 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-01 (26)令和元年度 修了時アンケート集計結果(全学共通・選択式)科学技術イノベーション研究科		
	6-8-3-02 (26)令和2年度 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の達成度調査結果		
	6-8-3-03 (26)神戸大学大学院課程修了時アンケート		
	6-8-3-04 (26)科学技術イノベーション研究科博士課程前期課程修了時アンケート		
	6-8-3-05 (26)2019年度科学技術イノベーション研究科修了時アンケート集計結果		
［分析項目６－８－４］ 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
［分析項目６－８－５］ 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01_(00)平成30年度神戸大学就職先機関インタビュー実施報告書（非公表）		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－８－４］
平成28年に設置された当研究科は、一定年限を経過した修了生について、本学で基準とした「修了後５年経過した学生」がまだいないため、調査していない。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

Ⅱ　基準ごとの自己評価

領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－１－１］ 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)神戸大学 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－１－１］
本学の学位授与方針に基づき、各学部及び研究科においてそれぞれの学位授与方針を策定している（各学部及び研究科の分析項目６－１－１に係る自己評価を参照願いたい）。また、国際教養教育院では、本学の学位授与方針に定める「人間性」「創造性」「国際性」を修得するため、全ての学部学生を対象とした全学共通教育を運営している。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－１－Ａ］ 平成28 年度より、全学部学生を対象とする教養教育において、本学学生が卒業時に身につけるべき共通の３つの能力（①複眼的に思考する能力、②多様性と地球的課題を理解する能力、③協働して実践する能力）を「神戸スタンダード」として明示し、その修得を教育目標としている。	6-1-A-01 (27)教養教育の目標		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－２－１］ 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
	6-2-1-01 (00)神戸大学 教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		
［分析項目６－２－２］ 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-01 (00)神戸大学 学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		再掲
	6-2-1-01 (00)神戸大学 教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－３－１］ 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01_(27)全学共通授業科目の学修目標		
	6-3-1-02_(27)全学共通授業科目学期配当表		
	6-3-1-03_(27)国際教養教育院におけるナンバリング基本方針について		
	6-3-1-04_(27)科目ナンバリング一覧		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-05_(27)神戸大学全学共通授業科目履修規則		
［分析項目６－３－２］ 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-01_(27)令和3年度シラバス（国際教養教育院開講科目）		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
	6-3-2-02_(27)神戸大学国際教養教育院自己評価・外部評価書	P53～55	
［分析項目６－３－３］ 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-04_神戸大学教学規則	第34～36条	再掲
［分析項目６－３－４］ 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・ＴＡ・ＲＡとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、ＴＡ・ＲＡの採用、活用状況が確認できる資料		
［分析項目６－３－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－３－２］
国際教養教育院では、開講する全学共通授業科目等において、授業担当教員が毎年、担当授業に対する自己点検・評価を実施している。点検・評価項目には、分析項目６－３－２の内容が含まれており、その結果を各教育部会でとりまとめ点検したのち、その点検結果が妥当なものであるかどうかを国際教養育委員会の下で組織的に確認している。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－４－１］ １年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)令和3年度授業カレンダー(全学)		
	6-4-1-01 (27)全学共通授業科目授業予定表		
［分析項目６－４－２］ 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-01 (00)令和3年度授業カレンダー(全学)		再掲
	6-4-1-01 (27)全学共通授業科目授業予定表		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-01_(27)令和3年度シラバス（国際教養教育院開講科目）		再掲
［分析項目６－４－３］ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
	6-4-3-01 (27)令和3年度シラバスデータ（国際教養教育院開講科目）（非公表）		
	6-3-1-05 (27)神戸大学全学共通授業科目履修規則	p.4～6別表	再掲
［分析項目６－４－４］ 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式６－４－４）		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-01_(27)令和3年度シラバス（国際教養教育院開講科目）		再掲
［分析項目６－４－５］ 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（ＣＡＰ制度）を適切に設けていること	・ＣＡＰ制に関する規定		
［分析項目６－４－６］ 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
［分析項目６－４－７］ 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－８］ 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－９］ 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

［分析項目６－４－10］ 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
［分析項目６－４－11］ 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－４－２］
本学では、平成28年度から2学期クォーター制を導入し、1コマ8週で授業を実施しており、令和2年度からは、学部生の全学共通授業科目については原則クォーター開講とする一方、専門科目については教育的効果が認められる場合にはセメスター開講を認めるなど、セメスター科目とクォーター科目を併用している。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－５－１］ 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式６－５－１）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－２］ 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式６－５－２）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－３］ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式６－５－３）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-01 (27)神戸グローバルチャレンジプログラム募集要項（インターンシップコース）		
	6-5-3-02 (27)神戸GCPコース実施状況（インターンシップコース）		
	6-5-3-03 (27)国際教養教育院が開講する高度教養科目における海外インターンシップに関するガイドライン		
［分析項目６－５－４］ 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式６－５－４）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (27)国際教養教育院における定期試験別室受験の試験監督に係る申合せ		
	6-5-4-01 (00)キャンパスライフ支援センター活動報告		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-01 (00)キャンパスライフ支援センター活動報告		再掲

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［分析項目６－５－Ａ］ 平成29年度より、「アクセシビリティリーダー論Ⅰ」を全学共通授業科目の総合科目Ⅰとして開講している。この授業では、多様な環境と多様なニーズの特性を知ることによって、社会の中のアクセシビリティについて考察することにより、ダイバーシティ（多様性）およびアクセシビリティを理解できるようになることを目標とし、障害者との共生社会の理解につながるよう構成されている。	6-5-A-01_(27)「アクセシビリティリーダー論Ⅰ」シラバス		

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－６－１］ 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	1-3-1-04 神戸大学教学規則	第30条	再掲
	6-6-1-01 (00)神戸大学共通細則	第4条	
	6-6-1-02_(00)神戸大学における成績評価方針		
	6-6-1-01 (27)神戸大学大学教育推進機構国際教養教育院における成績評価基準に関する内規		
［分析項目６－６－２］ 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-01 (27)全学共通授業科目履修案内（令和3年度入学者用）	p. 12	
［分析項目６－６－３］ 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (27)国際教養教育院開講科目成績評価分布表（令和2年度前期）　（非公表）		
	6-6-3-02 (27)国際教養教育院開講科目成績評価分布表（令和2年度後期）　（非公表）		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-03 (27)国際教養教育院教務専門委員会議事要録（非公表）		
	・ＧＰＡ制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-6-3-04 (27)全学共通授業科目におけるGPAの取扱いについて		
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
［分析項目６－６－４］ 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01_(27)学生からの成績評価に対する申し立て手続きに関する申合せ		
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-02 (27)全学共通授業科目成績評価に対する申立一覧　（非公表）		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-01 (00)答案・レポートの廃棄時期等に関する申合せ		
	6-6-4-03 (27)全学共通授業科目等における定期試験問題、答案及びレポート等の取扱いに関する申合せ		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

［活動取組６－６－Ａ］ 神戸大学法人文書管理規則（別表第2）において、「試験問題」や「卒業論文，修士論文」は保存期間を「5年」と定めている。また、「答案・レポート」は同別表上「教育研究に関する事項」の「その他の法人文書」に含まれ、保存期間は「１年未満」である。答案・レポートの廃棄時期等については、大学教育推進委員会及び各部局で申合せ等を定めている。	6-6-A-01_(00)神戸大学法人文書管理規則	第5～7条,第11条 (別表第2)	

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－７－１］ 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
［分析項目６－７－２］ 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
［分析項目６－７－３］ 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
［分析項目６－７－４］ 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
［分析項目６－７－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

［分析項目６－７－１］
国際教養教育院で開講する全学共通授業科目及び高度教養科目を含めた卒業の要件は、各学部において組織的に策定している（各学部の分析項目６－７－１に係る自己評価を参照願いたい）。

［分析項目６－７－３］
国際教養教育院で開講する全学共通授業科目及び高度教養科目を含めた卒業要件の周知は、各学部において実施している（各学部の分析項目６－７－３に係る自己評価を参照願いたい）。

［分析項目６－７－４］
国際教養教育院で開講する全学共通授業科目及び高度教養科目を含めた卒業の認定は、各学部において組織的に実施している（各学部の分析項目６－７－４に係る自己評価を参照願いたい）。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－８－１］ 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
［分析項目６－８－２］ 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当ＵＲＬ）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
［分析項目６－８－３］ 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
［分析項目６－８－４］ 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
［分析項目６－８－５］ 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

Ⅱ　基準ごとの自己評価

領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－１－１］ 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

（リストから選択してください）

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－２－１］ 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
［分析項目６－２－２］ 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

（リストから選択してください）

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－３－１］ 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
［分析項目６－３－２］ 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
［分析項目６－３－３］ 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
［分析項目６－３－４］ 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・ＴＡ・ＲＡとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、ＴＡ・ＲＡの採用、活用状況が確認できる資料		

［分析項目６－３－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

（リストから選択してください）

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－４－１］ １年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
［分析項目６－４－２］ 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	・シラバス		
［分析項目６－４－３］ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
［分析項目６－４－４］ 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式６－４－４）		
	・シラバス		
［分析項目６－４－５］ 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（ＣＡＰ制度）を適切に設けていること	・ＣＡＰ制に関する規定		
［分析項目６－４－６］ 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
［分析項目６－４－７］ 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－８］ 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－９］ 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

［分析項目６－４－10］ 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
［分析項目６－４－11］ 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

（リストから選択してください）

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－５－１］ 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式６－５－１）		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－２］ 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式６－５－２）		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－３］ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式６－５－３）		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
［分析項目６－５－４］ 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式６－５－４）		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

（リストから選択してください）

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－６－１］ 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
［分析項目６－６－２］ 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
［分析項目６－６－３］ 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	・ＧＰＡ制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
［分析項目６－６－４］ 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

（リストから選択してください）

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－７－１］ 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
［分析項目６－７－２］ 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
［分析項目６－７－３］ 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
［分析項目６－７－４］ 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
［分析項目６－７－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

（リストから選択してください）

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－８－１］ 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
［分析項目６－８－２］ 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当ＵＲＬ）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
［分析項目６－８－３］ 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
［分析項目６－８－４］ 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
［分析項目６－８－５］ 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

Ⅱ　基準ごとの自己評価

領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－１－１］ 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

（リストから選択してください）

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－２－１］ 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
［分析項目６－２－２］ 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

（リストから選択してください）

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－３－１］ 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
［分析項目６－３－２］ 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
［分析項目６－３－３］ 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
［分析項目６－３－４］ 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・ＴＡ・ＲＡとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、ＴＡ・ＲＡの採用、活用状況が確認できる資料		

［分析項目６－３－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

（リストから選択してください）

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－４－１］ １年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
［分析項目６－４－２］ 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	・シラバス		
［分析項目６－４－３］ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
［分析項目６－４－４］ 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式６－４－４）		
	・シラバス		
［分析項目６－４－５］ 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（ＣＡＰ制度）を適切に設けていること	・ＣＡＰ制に関する規定		
［分析項目６－４－６］ 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
［分析項目６－４－７］ 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－８］ 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－９］ 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

［分析項目６－４－10］ 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
［分析項目６－４－11］ 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

（リストから選択してください）

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－５－１］ 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式６－５－１）		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－２］ 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式６－５－２）		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－３］ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式６－５－３）		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
［分析項目６－５－４］ 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式６－５－４）		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

（リストから選択してください）

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－６－１］ 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
［分析項目６－６－２］ 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
［分析項目６－６－３］ 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	・ＧＰＡ制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
［分析項目６－６－４］ 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

（リストから選択してください）

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－７－１］ 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
［分析項目６－７－２］ 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
［分析項目６－７－３］ 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
［分析項目６－７－４］ 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
［分析項目６－７－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

（リストから選択してください）

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－８－１］ 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
［分析項目６－８－２］ 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当ＵＲＬ）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
［分析項目６－８－３］ 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
［分析項目６－８－４］ 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
［分析項目６－８－５］ 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

Ⅱ　基準ごとの自己評価

領域６　教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準６－１　学位授与方針が具体的かつ明確であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－１－１］ 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

（リストから選択してください）

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－２　教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－２－１］ 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針		
［分析項目６－２－２］ 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

（リストから選択してください）

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－３　教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－３－１］ 教育課程の編成が、体系性を有していること	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
［分析項目６－３－２］ 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
［分析項目６－３－３］ 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
［分析項目６－３－４］ 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・ＴＡ・ＲＡとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、ＴＡ・ＲＡの採用、活用状況が確認できる資料		

［分析項目６－３－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		

【特記事項】

①　上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

②　この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

（リストから選択してください）

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－４　学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－４－１］ １年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
［分析項目６－４－２］ 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・１年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	・シラバス		
［分析項目６－４－３］ 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等）		
［分析項目６－４－４］ 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式６－４－４）		
	・シラバス		
［分析項目６－４－５］ 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（ＣＡＰ制度）を適切に設けていること	・ＣＡＰ制に関する規定		
［分析項目６－４－６］ 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
［分析項目６－４－７］ 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－８］ 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
［分析項目６－４－９］ 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

［分析項目６－４－10］ 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
［分析項目６－４－11］ 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

（リストから選択してください）

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－５　学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－５－１］ 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式６－５－１）		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－２］ 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式６－５－２）		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
［分析項目６－５－３］ 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式６－５－３）		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
［分析項目６－５－４］ 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式６－５－４）		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

（リストから選択してください）

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－６　教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－６－１］ 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
［分析項目６－６－２］ 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
［分析項目６－６－３］ 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	・ＧＰＡ制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
［分析項目６－６－４］ 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

（リストから選択してください）

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－７　大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－７－１］ 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
［分析項目６－７－２］ 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
［分析項目６－７－３］ 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
［分析項目６－７－４］ 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文		
［分析項目６－７－５］ 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

（リストから選択してください）

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】

基準６－８　大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
［分析項目６－８－１］ 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去５年分）（別紙様式６－８－１）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
［分析項目６－８－２］ 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去５年分）（別紙様式６－８－２）主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況（過去5年分）		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当ＵＲＬ）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
［分析項目６－８－３］ 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
［分析項目６－８－４］ 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
［分析項目６－８－５］ 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

【基準に係る判断】　以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■　当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

【改善を要する事項】